

石川丈山年譜稿 上

小川武彦

要 旨

本稿は、石川丈山年譜稿（上）として、石川丈山の誕生の天正十一年（一五八三）から寛永十八年（一六四一）までの年譜をまとめたものである。以下、寛永十九年（一六四二）から寛文十二年（一六七二）九十歳で歿すまでは、石川丈山年譜稿（下）として他日発表する予定である。

凡例

一、必要に応じて事項の出典を明記するが、比較的頻出する出典に就いては次の略記によって示した。

『年譜』……人見竹洞編『東溪石先生年譜』

『正集』……石川孫十郎編『新編覆醬集』

『続集』……同『新編覆醬続集』

『羅文』……林春齋編『羅山林先生文集』

『羅詩』……同『羅山林先生詩集』

『読耕文』……林春東編『読耕先生全集』文集部

『読耕詩』……同『読耕先生全集』詩集部

『鷲峰文』……林春常編『鷲峰先生林学士全集』文集部

『鷲峰詩』……同『鷲峰先生林学士全集』詩集部

『尺五集』……滝口昌栄編『尺五先生全集』

一、各事項において日の不明なもので、推定可能なものに就いては上・中・下旬と言ひ形で示し、月の不明なもので推定可能なものに就いては春・夏・秋・冬と言ひ形で示し、四季の別も不明な場合は□印で示す。年の不明な事項に就いては各年号の末尾に掲げた。

一、書簡は……宛書簡と表示し、日付の存するものに就いては、それによって掲げた。

一、年譜中、歴史上見逃せない事柄と思われるものに就いては参考迄に▽印の見出しで掲げ、更に文山と交遊関係の存した人物の動向は判明した範囲で■印の見出しで掲げた。

天正十一年（一五八三）癸未

10月 三河国碧海郡泉郷（今の愛知県安城市和泉町）に生まる。

父は石川嘉右衛門信定。石川家は曾祖父、嘉右衛門尉信治が

一歳

□

『年譜』に次の様なエピソードが載せられている。

隣郷東畠有ニ小祀之祭。公為ニ乳母ニ所抱、行見ニ其巫覡之灌湯、能記之、後在芸陽時、語ニ之老母、母驚嘆曰、

松平清康に仕えて以来、三河に食邑して松平（徳川）家に仕えるようになった。「石川小伝」。

母は本多藤左衛門重貞の女である。但し、重貞に就いては青

野八左衛門の養子になったらしい「寛政重修諸家譜」巻第

六百九十三、それならば、文山の母は青野氏の女と言うべ

きところである。文山は、五人兄弟の長男として生まれ、下

には二人の弟と二人の妹がいたと言う。その二人の弟の中の

一人は三十郎重治であるが、他の三名に就いては、その中の

一人の名が岸女であるとの説が存する程度で「綾村担園氏文

人書譜 2、「文山」、他は全く不明「石川小伝、ならびに

『年譜』。

十一月某日、公生於三州泉郷。母者本多氏也、佐渡守正

信及第三弥正重為ニ其外一舅（公外祖母藤左衛門尉実正信ノ兄也。然正信常呼日姪。）「『年譜』。

■8月 林羅山が京都四条新町に生まる「羅山林先生年譜・同行状」。

天正十二年（一五八四）甲申

二歳

4月8日 祖父、正信が戦死するか。

「石川小伝」の「正信從軍麾下戦死長久手之陣」とある

記事から推定し得る。因みに、この長久手の戦いによって、

徳川家康は豊臣秀吉を破った。

汝二歳之秋也。其幼而穎悟絶人者如比。『年譜』。

広島の浅野家に出仕していた時に、丈山は自分が二歳の頃の体験を母親に語って聞かせたと言う。

■ この年、武田道安生まる。

天正十三年（一五八三）乙酉

三歳

■ 5月28日 堀正意近江国安土に生まる。〔堀願貞先生年譜稿本〕。

天正十四年（一五八六）丙戌

四歳

春 『年譜』に次の様なエピソードが載せられている。

春、与三乳母遊於泉郷之橋畔。外祖本多藤左衛門、到野寺。本宗寺路過其橋。公曰、我亦従行。外祖曰、路太遠矣。汝何能得行。公強不己。外祖携之。行遂到野寺。路三里余。外祖語之。満堂之人皆驚。其日又歩而帰。往還六里。其幼而強健者如此。外祖父、本多重貞に連れられて、丈山が和泉から野寺迄往還六里（約二十三・五キロメートル）の道程を歩行したと言う。

天正十五年（一五八七）丁亥

五歳

□ この年に疱瘡を患ったか。

患疱瘡。膿醫鼻塞。請外舅本多重重、使割開。正重以竹刀割之。血出淋漓。公自若、人皆感其幼而勇壯。『年譜』。

丈山は疱瘡に罹り、膿（えくぼ）のできる辺りが化膿して鼻

が塞がった。この時、その大叔父に当たる本多重重が荒療治を加えたと言う。

天正十七年（一五八九）己丑

七歳

□ 『年譜』に次の様なエピソードが載せられている。

幼有大志。豪強不屈人。先考毎曰、此兒非常兒。他日為日本第一英俊之人也。不然為日本第一悍惡之人也。自生以来、先考不置膝上。其幼而拔群如此。

文禄元年（一五九二）壬辰

十歳

■ 松永昌三、京都に生まる。『尺五集』所収、尺五堂恭儉先生行状。

文禄四年（一五九五）乙未

十三歳

□ 出仕せんとしたが、父信定に許されなかったため、家出して大

叔父石川信光のもとに翌年迄身を寄せたか。

『年譜』に、

在泉郷。欲出仕、先考不聴。夜密出門第一。徒歩。違行到忍城、謁入遠江守石川信光之家。信光善遇之。留滞有年。

とある。当時、信光は松平薩摩守忠吉（家康の四男）に仕えていた。『清須分限帳』（国立公文書館蔵）に拠ると、「御留守居頭」の項に、「同（千二百石）筆者注） 石川遠江守」とあって、信光が忠吉のもとで千二百石を得て留守居頭を

勤めていたことが分かる。武蔵国埼玉郡にある忍城は忠吉の居城であり、信光もその城下に居を構えていたのであろう。即ち、丈山はその信光を頼って故郷を出奔したものだと思われる。尚お、このことは「書石川廐牧令吉信碑陰」『統集』巻之九』にも『年譜』とほぼ同一内容の記事がある。但し、『年譜』に記されておらず「碑陰」には記されている部分もあるので、その部分だけを掲出しておく。

數_一旬_一之_一后_一、要_三辭_一去_一矣。若_一翁_一留_テ之_一不_レ遣_一、函_一更_三裘_一葛_一。公_一遇_レ吾_一特_一厚_一。雖_三兄_一弟_一之_一愛_一、無_レ以_一加_一也。

文中、「若翁」とあるは信光の長子、吉信のこと。丈山より二歳年長である『杏陰集』巻之十五所収、石川朝臣主馬佑吉信墓誌銘」。

吉信は、父と同じく忠吉に仕えており、千石を得て小姓役を勤めたと言う。その時期に就いては明らかではないが、『清須分限帳』の「御小性組」の項に「千石 石川主馬」とあってそのことが分かる。その吉信が、故郷に帰ろうとする丈山を引き留めて、兄の弟に対するが如くもてなしたのであろう。とうとうこの信光の家で年を越した様である。尚お、『清須分限帳』には、「平御留守居衆」の項に、「二百五十石 石川加右衛門」との記事がある。丈山の出仕号は嘉右衛門（嘉は「加」とも表記）であり、従って、「石川加右衛門」というと、丈山と呼称の上で一致するが、これは同名異人と

断じて良からう。

慶長三年（一五九八）戊戌

十六歳

父、信定歿す。享年五十歳前後と推定し得る。

「石川小伝」に、

信定_一自_レ參_レ移_レ遠_一僑_一居_一懸_一川_一有_レ年_一矣。時_一攻_三駿_一州_一田_一中_一城_一、所_一突_レ左_一勝_一被_レ創_一。年_一抵_レ知_一命_一、歿_三于_一私_一第_一。

とあり、この記事中、「年、知命に抵りて」とあることから、信定の歿年齢が推定できる。彼は三河から遠江の掛川に移居することがあつたらしい。また、田中城攻撃に参加したと言うが、それは天正六年（一五七八）推定三十歳の時のことである。その際、左勝に傷を受けたとも言ふ。尚お、『年譜』にも「遭_三先_一考_一之_一喪_一」ことあり、また、「石川家系図」重之の略伝にも「慶長三年先考信定病死」とある。

父の歿後、弟の三十郎重治と共に徳川家に出仕したか。更に、家康に従って伏見に行ったか。

それは信定の訃報に接した主君家康の命によると言う。

東照大神君在_三駿_一河_一。右_一衛_一門_一大_一夫_一松_一平_一正_一綱_一告_レ之_一。神_一君_一曰_一、彼_一世_一有_レ功_一於_一我_一家_一。其_一子_一皆_一可_レ居_三磨_一下_一。莫_レ令_三他_一適_一。於_一是_一公_一及_一小_一弟_一三十_一郎_一、共_一列_三磨_一下_一之_一士_一。其_一後_一、神_一君_一命_三正_一綱_一曰_一、嘉_一右_一衛_一門_一者_一可_レ為_三近_一習_一。三十_一郎_一者_一可_レ遣_三江_一府_一。故_一三十_一郎_一仕_三於_一甲_一斐_一大_一納_一言_一之_一邸_一。是_一年_一、神_一君_一到_三伏_一見_一。公_一奉_レ從_レ之_一。『年譜』。

兄弟揃って麾下の士に取り立てられたが、後家康の再命によつて丈山（重之）は近習となり、弟の重治は江戸に赴き、

「甲斐大納言」に仕えたと言う。しかし、「石川家系図」には、「奉仕^ル台徳大君^ニ、後事^ヲ甲斐大納言忠長卿^ニ」とあって、

『年譜』の記事とは若干ニュアンスを異にする。即ち、『年譜』では、重治は最初家康に仕え、後「甲斐大納言」に仕え

たとするが、「石川家系図」では、最初「台徳大君」＝徳川秀忠に仕え、後「甲斐大納言忠長卿」に仕えたとするのである。

尚お、『年譜』に「甲斐大納言」とあるのは、「石川家系図」の「甲斐大納言忠長卿」と同一人物で、秀忠の三子、徳川忠長のことであろう。しかし、忠長であるならば、駿河大納言と記すべきところである。この忠長に仕えた重治は、後

——それは恐らく元和、寛永年間のことと思われるが——経緯は不明ながら日根野左内なる人物を江戸において殺傷する

に及び、家名を滅ぼし終生閑居生活を送ったと言う（「石川家系図」）。

▽8月18日 豊臣秀吉歿す。享年六十三歳。

慶長四年（一五九九）己亥 十七歳

□ 伏見に滞留していたか。

『年譜』に「在^ニ伏見^ニ」とあるに拠る。

慶長五年（一六〇〇）庚子 十八歳

9月 関ヶ原の役に徳川方の一員として参加したか。

七月、家康は江戸に赴き会津出陣の軍令を下したが、その機を窺って石田三成等の豊臣方が家康討伐の兵を起し、九月十五日、所謂関ヶ原の役が勃発した。この結果、家康側が勝利し、事実上豊臣氏の存在を棚上げする形で徳川政権が発足した。この歴史的出来事の中に丈山は位置していたものの、

特に際立った戦功は挙げなかったのである。『年譜』にも、神君東征^ヲ到^リ下野国^ニ。聞^ク石田三成^ノ叛^キ於^テ江州^ニ、帰^リ於^テ駿府^ニ。而出^ル軍^ヲ於^テ濃州^ニ。関^ケ原^ニ。

と、簡略に記すのみである。

□（冬？） 平定後、家康に従つて伏見に滞留していたか。

これは、『年譜』に「三成既平、到^リ伏見^ニ。公従^フ之^ニ」とあるに拠る。

■10月 藤原惺窩は『漢書』、『十七史詳節』を家康に進講す（『惺窩先生文集』所収、惺窩先生行状（羅山撰））

慶長六年（一六〇一）辛丑 十九歳

□ 伏見に滞留していたか。

『年譜』に「在^ニ伏見^ニ」と記されている。

慶長七年（一六〇二）壬寅 二十歳

□ 伏見に滞留していたか。『年譜』には次の様なエピソードが記されている。

在^ニ伏見^ニ。麾下^ノ之士、近藤平右衛門与^テ人争鬪、被^テ創而

臥^レ疾。公為^テ親友^ノ故昼^ハ則^チ出^ハ仕、夜^ハ則^チ扶^ク近藤疾^ニ。不^レ眠^ラ二

十一日。

幕下の同僚であり、親友でもある近藤平右衛門が人と争闘して傷を受け床に臥した時、丈山は昼間はいつも通り勤仕し、夜になるとその看護に当たるといふ不眠生活が二十一日間も続いたと言う。近藤平右衛門に就いては、近藤平右衛門秀用、勘介また登助、のち石見守に任ぜられ、寛永八年（一六三二）二月六日歿、享年八十五歳『寛政重修諸家譜』のことかとも思われるが、この年彼は五十六歳であり、丈山と「親友」と言うには聊か年齢差が大き過ぎる様でもある。

慶長八年（一六〇三）癸卯

二十一歳

□ 二月十二日、家康は征夷大將軍に任ぜられた。この年から十二年迄、丈山は家康に従って、京都・伏見・駿府・江戸・忍・川越などの諸地に赴くことがあったか。

『年譜』慶長十二年の条に、

自_ニ八_一年_ニ至_ニ是_ニ年_ニ、神君或在_ニ京師_ニ、或在_ニ伏見_ニ、或在_ニ駿府_ニ、或在_ニ江府_ニ、遊_ニ獵忍_ニ邑川越_ニ。公皆從_レ之。……とあるに拠って推測される。

慶長九年（一六〇四）甲辰

二十二歳

■ 8月上旬 羅山は吉田（角倉）素庵を介して初めて惺窩に謁す『羅文』巻第十一、甲辰重陽啓_ス惺窩先生_ニ。

□ この年の前後に丈山は羅山と知り合ったか。

このことは、羅山の承応三年（一六五四）三月下旬付丈山宛

書簡『羅文』巻第七収録』に対する返信と推定される、丈山の羅山宛書簡『続集』巻之十二収録』に、

……余与_レ足_下相_下知_ル、凡_ニ逾_ニ五十年_ニ矣。方_レ今_ニ介_ニ居_ニ東_下西_ニ、大有_ニ逕_レ庭_ニ、出_レ処_レ不_レ同、隱_レ見_レ雖_レ異、昔_ニ遊_ニ塗_ニ、自_レ事_ニ同_レ朝_ニ後、締_ニ師友_ニ之交_ニ、相_レ信_レ已_レ熟。……

とあるに拠る。しかし、それは面識があった程度で、二人の交遊が親密の度合を増すのは、「同朝に事へしより後、師友の交を締め、相信ずること已だ熟めり」との丈山の回想を信ずれば、羅山が幕府に出仕した慶長十二、三年以降のことであつたと思われる。

慶長十一年（一六〇六）丙午

二十四歳

■ この年 堀杏庵は初めて惺窩に従って、朱子学（宋学）を学ぶ『堀頭貞先生年譜稿本』。

慶長十二年（一六〇七）丁未

二十五歳

■ 3月9日 清洲城々主、松平忠吉江戸において歿す。その葬所、上野増上寺において石川吉信、稲垣将監と共に殉死す。吉信、享年二十七歳『杏陰集』巻之六、石川朝臣主馬佑吉信墓誌銘。

12月22日 駿府城炎上の際、徳川頼房を救出することがあったか。

自_ニ公初_ニ仕_ニ、神君愛_ニ其_ニ勇_ニ、壯_ニ篤_ニ勤_ニ、造_ニ次_ニ願_ニ沛_ニ無_レ不_レ奉_レ從_レ。自_ニ三十一_ニ六_ニ、七_ニ歳_ニ仕_ニ在_ニ伏見_ニ。宿_ニ直_ニ營_ニ中_ニ七_ニ年_ニ矣。公性捷_ニ敏_ニ。夜_ニ臥_ニ時_ニ微_ニ声_ニ入_レ耳_ニ即_ニ覺_ニ。故_ニ神君_ニ奇_レ之_ニ、命_ニ松平正綱_ニ、使_ニ公_ニ宿_ニ直_ニ寢_ニ室_ニ之_ニ戸_ニ外_ニ、以_ニ為_ニ不_レ虞_ニ之_ニ備_ニ。是

このことは、『年譜』元和元年の条に、

初公在伏見^一、与加賀爪民部^二、屢往大德寺宝寂和尚^一学禪。後歸駿府^一、参清見寺説心和尚^二十四年、説心授印証袈裟^一。

とあるに拠って推定される。即ち、その頃から、禪宗、殊に臨濟宗との交渉が始まり、次第に傾倒する様になったのではないか。竜宝山大徳寺は、臨濟宗大徳寺派の大本山であり、一方の清見寺は臨濟宗妙心寺派の末寺である。大徳寺並びに清見寺はいずれも臨濟宗の寺であることは単なる偶然の一致ではあるまい。寛永十九年（一六四二）の七月以前の成立と推定される丈山の「呈大梁上人并叙」『正集』卷之二の叙文には、慶長の頃を回想して、「昔者觀花河陽、咏雪鬘峰^一与禪師^二締支許之交尚矣^一」と記されている。丈山と説心和尚（大梁禪師）との交遊の一端が窺える内容であるが、特にそれが参禪の師弟関係というのみならず、「花を河陽に觀、雪を鬘峰に咏」ずる風雅の交わりであり、また「支許が交」——支は支伯（支父）、許は許由、共に舜が天下を譲らんとしたがそれを固辞した人物——換言すれば高尚恬淡とした交わりでもあったと考えられるのである。この説心和尚との交遊の中で、詩人文山の原型が培養されていた可能性は、思想的影響ということと共に十分考えられる。

元和元年（一六一五）乙卯

三十三歳

□ 大坂に向けて出発するに当たり、清見寺の説心和尚から印証・袈裟を授けられたか（二月中旬〜四月初旬）。

このことは、『年譜』に記す。

初公在伏見^一、与加賀爪民部^二、屢往大德寺宝寂和尚^一学禪。後歸駿府^一、参清見寺説心和尚^二十四年、説心授印証袈裟^一。故比^一役懸掛落於戎衣^一。是年出駿府^一。時告別説心^一。及去説心及衆僧送門^一、説心曰、戰場者居士平生所希也。宜立功名而凱旋^一。公謂和尚曰、此役聞^一下之士獲^一首級者有三一人^一、則一人者小子也。不然不再謁和尚矣。果如其言^一。公初以^一為難波有功而得^一生、則可遂閑退之志^一。

駿府から大坂へ家康率いる軍勢が出立したのは四月四日、その日を間近に控えて、丈山は清見寺に説心和尚を訪ね別れを告げたとする。そして、そこで大坂の役での戦功を約束したとも言う。丈山が「難波功有りて生を得るときは、則ち閑退の志を遂ぐべし」と決意したと言うのは、謂わばこの役で戦功を挙げ、しかも生き残った時には、幕下を致仕し仏者として信仰生活に専念しようとする方向に彼の心が傾斜したことを意味するのではないか。「閑退」とは、幕下を退き、然るべき禅林で信仰と詩作三昧の生活に入る意に解するのが穏当であろう。

4月・5月 京都に滞留中傷寒に罹ったか。また、母親から書簡が寄

せられたか。

このことは、『年譜』に記す。

是役公奉_レ從_ニ台駕_ニ到_ニ京師_ニ。遽患_ニ傷寒_ニ將_レ死_シ。神君憫_レ之、命_ニ侍_ニ医道_ニ三驢菴_ニ療_レ之、未_レ驗。時公之母在_ニ東関_ニ。寄書_ヲ勸_レ之曰、汝世_ニ仕_ニ幕下_ニ有_ニ戰功_ニ、是役汝無_ニ非常之功_ニ、乃不可_ニ再見_レ汝矣。公病中使_ニ人_ニ讀_ク之、垂_レ涙不_レ言。

丈山が傷寒に罹った時期は、家康が二条城に入城した四月十八日以降、家康率いる軍勢が大坂へ向けて出發する五月五日以前と推定される。その病床に臥していた丈山のもとに、関東に在った母親から奮起を促す内容の書簡が寄せられたと言うのである。

5月5日 病状回復せざるも、家康の軍勢が出發したと聞いて、輿に乗ってそれを追ったか。

このことは、『年譜』に記す。

及_ニ端_ニ午_ニ日_ニ、神君既發_レ軍、出_ニ二条城_ニ。公疾猶不_レ弁_ニ人_ニ事_ニ。聞_ニ台駕_ニ之出_ニ、奮然_ト而起、乘_レ輿馳_レ行。過_ニ東寺路_ニ台駕自_レ後而至。神君見_レ輿疑_レ之。命_ニ從_ニ土田上右京_ニ詰之。右京報_レ之曰、石川嘉右衛門也。神君笑曰、彼病將_レ死、何至_レ此乎。莫_レ使_レ之遠_レ避_ケ也。故公下_ニ輿於路側_ニ、待_ニ台駕_ニ之過_ニ而從_レ行。到_ニ八幡_ニ乘_レ馬。太_レ渴、飲_レ水_ニ三_ニ杓_ニ、覺_ニ心_ニ胸_ニ之快_ニ、忽忘_ニ病_ニ煩_ニ。其夕、神君宿_ニ於河州星

田_ニ。神君命_ニ松平正綱_ニ曰、嘉右衛門至_レ、則可_レ問_ニ來_ニ由_ニ。正綱待_レ之。及_レ夜公_ニ至_ル。正綱引_レ公詣_ニ神君之前_ニ。神君顧_ニ正綱_ニ而有_レ命曰、彼有_ニ武門之冥助_ニ。故得_レ至_レ此。山名禪高陪_ニ於御座_ニ。神君以_レ語_ニ公父祖之軍功_ニ。禪高奇_レ之。5月6日 大坂に到着したか。

『年譜』には、

翌_日、台駕到_ニ難波_ニ、攻_レ城太_レ急。時有_ニ軍令_ニ曰、磨_レ下近侍之士、不_レ可_ニ先_レ登_レ矣。

とあるのみだが、家康に従い丈山も大坂へ行たことは間違いない。また、『年譜』の中で軍令のことに触れているが、その資料的裏付けは得られない。

5月7日 軍令に反して、磨下を抜け出し、官使と偽って、前田利常の部将の本多政重が指揮している岡山の先鋒隊に加わり先登したか。

政重は、本多正信の男で、兄には正純がいる。丈山にとっては、いとこおじに当たる。この日の丈山の動静に就いては、『年譜』に詳細に記されている。

及_ニ七_日、公乘_レ晝密出_ニ磨_レ下_ニ、欲_レ入_ニ筑前守松平利常所_ニ領加州兵之先隊_ニ。利常者、長前田氏。賜_ニ松平氏_ニ。其家_ニ臣本多安房守、為_ニ先_レ隊之將_ニ。及_ニ公之所_ニ親_ニ也。故称_ニ官使_ニ而過_ニ衆軍之間_ニ。衆軍皆避_ケ之。而得_レ入_ニ岡山之先隊_ニ。与_ニ敵_ニ兵戰、交_レ鋒小_レ創、遂殲_ニ敵_ニ一人_ニ。我兵十_レ余人、

羣^ヲ來^テ奪^フ其^ノ首^ヲ。公捨^レ之^ヲ不^レ顧^リ而^{シテ}進^ム。時羽紫勘右衛門在^ニ公之^ノ傍^ニ、同獲^キ敵^ノ首^ヲ。公之馬^ハ卒^ニ後^ニ矣。來^テ問^フ勘右衛門^ニ。勘右衛門往^キ見^ニ公之戒^ニ衣塗^ラ血^ヲ、以^テ為^シ創^ト甚^ク。故^ニ言^フ曰^ク、嘉右衛門大^ニ創^ニ、不^レ得^テ進^ム也。是^レ故馬卒^ハ不^レ至^ラ。公歩^ク過^リ平野路^ヲ。時有^ニ一^ノ騎追^レ敵^ヲ而^{シテ}馳^ル。公亦到^リ敵城^ノ之^ノ黒門^ニ。門^ヲ閉^テ僅^ニ開^キ小^ノ戸^ヲ。敵^ハ兵見^レ公招^テ之^ヲ。公急^ニ馳^ス。從^ニ童^一人^ヲ、從^ニ卒^二人^モ亦^モ馳^ス。公既^ニ及^ニ小^ノ戸^ニ、与^ニ敵^一兵^ハ交^レ鋒^ヲ、衝^テ突^テ倒^ス之^ヲ。敵^ハ兵曰^ク、我是^ハ佐佐十左衛門^{ナリト}也。公入^リ戸^ニ、遂^ニ獲^キ其^ノ首^ヲ。從^ニ童^一從^ニ卒^一亦^モ破^レ柵^ヲ入^リ門^ニ。敵^ハ兵數^ハ人^ヲ防^ク之^ヲ。公振^テ鉞^ヲ而^{シテ}進^ム。敵^ハ兵二^ノ人^ヲ防^ク公立^{トコロニ}斃^ス二^ノ人^ヲ。命^ニ從^ニ卒^一斬^テ其^ノ首^ヲ。從^ニ童^一童^一十三郎^モ亦^モ獲^キ一^ノ人^ノ之^ノ首^ヲ。余^ハ兵皆^ハ散^リ。先^ニ生^テ遂^ニ出^リ門^ヲ。一騎來^リ問^フ曰^ク、我^ハ為^シ遠藤^ノ但馬守^ノ之家^ノ臣^{ナリ}、号^シ池田勝兵衛^ト。卿^ハ之^ノ勇^ヲ猛^ク拔^キ群^ヲ、不^レ知^ル何^ノ人^乎乎。公即^ニ示^シ敵^ノ首^ヲ而^{シテ}語^リ曰^ク、身^ハ是^ハ石川嘉右衛門^{ナリ}也。卿^ハ是^ハ平野追^ノ敵^ノ之人^乎乎。曰^ク、然^リ。我^ハ亦^モ獲^キ其^ノ敵^ノ首^ヲ。公自^ミ刻^シ其^ノ名^ヲ於^テ刀^ノ鞘^ニ以^テ記^ス之^ヲ。

このことは、『難波戦記』卷六、「石川嘉右衛門拔蒐ノ事」にも記すが若干異同がある。

石川加右衛門重之^{後左近改丈山、或六々山人、能書本朝ノ詩人、洛陽東山藪里ト云所ニ暫居ス}大御所ノ供奉シテ、河州平岡ヨリ南へ廻り、於天王寺表可働処ニ、イラツテ平岡ヨリ、玉造口東ノ門ヨリ城中へ乗入、桜ノ門ノ前ニテ、佐々十右衛門ト力戦シテ首ヲ取、亦佐々カ郎等働來ルヲ、重之太刀打シテ首ヲ取り、西大手ヨリツト出テ御前

ニ參ス、御旗本ノ一番首ナリ（『大日本史料』より引用）

『年譜』では、「黒門」・「佐佐十左衛門」とあるが、ここでは「桜ノ門」・「佐々十右衛門」とある。『年譜』に従うべきか。また、丈山が黒門のところ、遠藤但馬守慶隆家中の池田勝兵衛と邂逅したこと、『別本遠藤家譜』（一名遠藤）にも記されている。そこには、「池田勝兵衛ハ只一人黒門へ着高名仕候御旗本石川嘉右衛門殿ト詞ヲ合候」（『大日本史料』より引用）とあつて、『年譜』の記事と符合する。尚お、『徳川実紀』同年の条にも、「石川嘉右衛門重之は大御所御旗本より拔掛して首二級をとる（重之軍令違反の罪によりて御勘氣蒙り隠居して丈山と号す）」と簡記されている。

『年譜』には、引続きこの日の丈山の動靜に就いて次の様に記されている。

既^ニ行^ク數^ハ百^ノ步^ヲ、會^フ利^常帥^ノ三^方騎^ヲ來^ル上^ニ。公横^テ鉞^ヲ當^テ路^ヲ呼^ビ曰^ク、官^ハ使^{ナリ}也。利^常之^ノ先^ニ軍^ハ皆^ハ避^ク之^ヲ。公到^リ利^常之^ノ馬^ノ前^ニ、示^シ三^首語^ヲ曰^ク、石川嘉右衛門^{ナリト}也。去^リ冬^ノ之^ノ役^ニ、在^ニ本^多上^野介^ノ之家^ニ、初^ニ謁^シ公^ニ。不^レ知^ル記^ス之^ノ乎^乎。今^ハ朝^ハ小^ノ子^ノ入^リ公^ノ之^ノ先^ニ隊^ニ、而^{シテ}岡^山斬^テ敵^ヲ然^リ也。平野^ハ獲^キ首^ヲ然^リ也。利^常曰^ク、往^ク者^ハ邂逅^ニ猶^ハ不^レ忘^ル之^ヲ。卿^ハ、今^ハ戰^功絶^倫。軍^事既^ニ急^ニ、宜^ク早^ク過^ス矣。公言^フ之^ヲ再^ニ三^ニ。曰^ク、倉^卒之^ノ間^ニ、公^ハ乃^ハ莫^ク忘^ル焉。利^常有^ニ倦^色。公於^テ是^レ乃^ハ過^ク焉。利^常從^ニ山^崎崎^閑斎^者、下^リ馬^ハ相^テ語^リ感^ニ公^ノ之^ノ功^ヲ、少^ク焉^ハ主^ニ首^ノ級^ヲ簿^ニ者^至。公請^フ其^ノ簿^ヲ、自^ミ記^シ之^ヲ而^{シテ}謝^ス

帰。此夕、本多安房守謂公曰、卿有戰功、宜謁我筑前公而為後証乎、如何。公曰、小子今日先登、非銜利名、祖先世仕幕下、有戰功、故唯欲不辱祖先耳、何謁乃公之為乎、而去。

ここでは、戰場において丈山が前田（松平）利常の軍勢と出逢い、官使と偽って利常と面謁した際の模様を記す。この日の夕方、本多政重は丈山に対して、後々まで戦功の証しになる様にと利常との再度の面謁を勧めたが、丈山は断つたと言う。更に、『年譜』には、「歴年之後、利常与閑齋談往事曰、難波之役、平野討敵之人、諄諄告我、乃勇者也。今焉在平。閑齋曰、有則有寄言於臣。料知曾死敵也乎。公終不言之。」との後日談も紹介されている。

8月26日 大坂夏の陣における賞罰褒貶の裁決が下され、丈山の先登の一件も詮議の対象となる。

この項、『元寛日記』（国立公文書館蔵）巻之三、八月二十八日の条に、

同廿六日 今度於大坂来兩陣中高名ノ輩破遂御吟味御加増被下之……（中略）……

一、豊島刑部御目付此時 加爪民部御目付此時

間宮権右エ門御使 石川嘉右エ門御納戸兼之背御軍法行前田筑前守

右此四人ハ皆 家康公御家人何モ於先手合申候

とあるに拠る。そこには、豊島刑部（忠次？）・加爪民部

（加々爪民部少輔忠澄）・間宮権右エ門（信繁？）・石川嘉右エ門の四名の名が挙げられているが、その四名はいずれも家康の御家人であり、しかも先登して敵と手合わせしたと言うのである。これと相通じる記述は『年譜』にもある。

此役、神君麾下近侍之士獲首級者、公及間宮権左衛門、豊嶋主膳三人而已。後、本多美濃守語人嘆曰、間宮、豊嶋、石川三人、共不違平生之行、而難波之役有絶倫之功。真奇士也。神君凱旋而入京師、或蒐首虜、或賞功士。公以背軍令故、蟄居不出。賞亦不及。

ここには加々爪民部の名は見えないが、他の三名は、権左衛門が権右エ門となり、主膳が刑部となつていふと言つた呼称上の混乱は存するものの、『元寛日記』に挙げられた人物と合致している様だ。『年譜』に三名の名が挙がつているのは、この年四月四日駿府から大坂へ出立する以前に、丈山が清見寺の説心和尚に告げた、「此役聞麾下之士獲首級者有三人、則一人小子也……」との言葉に符合するかの如くである。ところが、同じく御家人で、しかも先手において手合わせをした四名（『年譜』では三名）のうち、丈山だけが「蒙御勘氣」り（『元寛日記』、「蟄居」した（『年譜』）というのは、どうも不可解である。それには、唯一人丈山だけが家康の勘氣を蒙って蟄居するに及んだ、確たる理由がなけ

ればならない筈である。他の三人（二人）が或いは勘気を蒙ることはあつたのかも知れないが、それでも蟄居する迄には到っておらず、以後も幕下に留まっているのは大きな違いである。それは、丈山が自己のつた行動に対する釈明、申し開きに消極的だったためではないかと考えられる。『年譜』に、

軍平後、叔父本多正信愁公背令無賞、而欲再使之仕官。因召公曰、我為汝請神君、謂臣使嘉右衛門告私事于安房守。彼以三年壯勇為故似背令、如何。公以退隱之志而不肯之。遂止。

とあるのが、その根拠として挙げられる。丈山にとっては大叔父に当たり、家康の側近として信頼厚かったと言われる本多正信が、家康の勘気を解いて丈山が再び幕下に出仕できる様に取り成ししようとしたのである。正信のそうした目論見は、しかし「退隱の志」を抱く彼の謝絶によって頓挫したと言ふ。このことから、釈明さえすれば赦される可能性があつたにも拘わらず、退隱——幕下を致仕して仏道修業に専念すること——を強く志向する余り、丈山は敢えて家康の勘気を解くための努力を怠つた、と見られるのである。林羅山も、『年譜』の記事とは聊かニュアンスを異にするが、丈山が釈明することに消極的だったことを指摘している。即ち、羅山の元和二年十二月下旬付丈山宛書簡には、

乙卯之役、我軍征大坂。山材不避来鋭、忽抽先鋒。人僉知首級之勞矣。而不言其功而不出。晉之明君獨忘介子綏者、何哉。〔羅文〕、卷第六

とある。〈晋の明君〉とは、春秋、晋の文公のこと。〈介子綏〉は、文公の家臣で、一に介子推とも。春秋時代、介子綏は晋の文公に従つて流浪すること十九年。帰国後、彼は恩賞に漏れたのを不満として綿山に隠れた。文公が彼を呼び戻そうとして山に火をつけると、木を抱いて焼け死んだと言う故事が、この書簡において踏まえられていることは明らかである。そこでは、家康が〈晋の明君〉に、また丈山（山材）が〈介子綏〉にそれぞれ比擬されているのである。丈山が先登して戦功を挙げたことは周知の事実であるが、彼はそれを敢えて家康に報告しなかった。とは言うものの、〈明君〉家康ともあろう者が、丈山にだけ恩賞を与えることを忘れるとは、一体どうしたことか。これがこの書簡の裏面の意味であろう。羅山の家康に対する聊か非難めいた口吻が感得されるが、それはむしろ丈山に同情し、激励しようとする心情から発したものと解される。ここでも、「其の功を言はずして出でず」と、丈山の消極的姿勢が浮き彫りになるのである。先の『年譜』といい、この羅山書簡といい、共通して丈山が幕下残留に対して消極的であつたことを仄めかしている。しかし、『年譜』では丈山が軍令に違反したために家康

の勘気を蒙ったと記すが、羅山書簡では軍令違反に関しては何れられていないし、また家康の勘気を蒙ったことも曖昧にも出していない。むしろ、介子綏の故事を引いている点に留意するならば、丈山の方が、恩賞に与らなかつたことを不満として家康から離れようとしたかの如き印象を与えるのである。これもまた、丈山を傷つけまいとする羅山の配慮によるものか。

前掲『元寛日記』の記事においても一つ興味深いのは、石川嘉右エ門の脚註に、彼が「御納戸衆」であつたことを記している点である。「御使番」(『玉露証話』巻七)とか、「御書院番」(『参河名所図絵』、石川丈山の項)とかいった説もあるが、信憑性の点から見て、『元寛日記』の説に軍配を挙げても良いのではないか。この御納戸衆というのは、將軍所有の金銀・衣服・調度類の管理並びに大名・旗本からの献上品や將軍から大名・旗本達へ下賜される金品に関する諸事務を掌る役職の者のこと。

夏(秋?) 妙心寺の雲居和尚が塙団右衛門直之(一に直次とも)との縁で大坂城に籠城していたことが、その落城後家康の聞き及ぶところとなり、その不興を買い、処罰されかねなかつたところを、丈山が口添えして救うことがあつたか。

このことは、「石川家文書」(東大史料編纂所蔵)所収の、無署名・宛名不明の「寅六月」付断簡に見える。その断簡を左

に掲げる。

□□船□□西國罷越候 □□り同船いたし申候而絶句一首
□□よし身舟若是不ニ飄泊□□迎ニ江湖雲水僧ニ一ニノ句ハ忘
候 団右衛門浪人之内妙心寺雲居和尚之許ニ退居之由団右
衛門大坂籠城之刻は雲居も一所ニ籠城なり団右衛門と雲居
とハ元来衆道にて別而無二之由大坂落城以後雲居義沙門の
身として籠城仕義不届のよし思召候旨権現様ことのほかに
くミ深く板倉伊賀守殿へ被仰付方ニ御さかし被成候処知レ
不申処ニ兼而石川丈山と入魂故竊ニ丈山迄へ被参奉行所へ
出可申由被申ニ付丈山左候ハ、先板倉内膳正殿迄伝言いた
し見可申とて雲居籠城義無余義段被申立達而わひことたの
ミ被申候へハ伊賀守殿取合にて御赦免之由団右衛門ハ高麗
陣にて番船をのりとり大坂冬陣ニも蜂須賀阿波守殿手へ夜
討仕得勝利其後榎井にて討死仕候

右之趣手前覚書有之候石川丈山大坂表御軍法ヲそむき候
御わひことを雲居いたし候ニてハ無之ハ雲居籠城之御咎
ヲ丈山申ひらき候ニて候

以上

寅六月

塙(伴と表記する資料もある) 団右衛門直之(直次)は、加藤左馬助嘉明の家臣であつたが、構えられて牢人となつて後には妙心寺の雲居和尚のもとに身を寄せた。二人は以前から衆

道の関係があったと言う。団右衛門の大坂城籠城に雲居和尚が同調したのもそうした関係からであろうか。しかし、四月二十九日の樫井における徳川方浅野勢との野戦で団右衛門が討死し、五月七日大坂城が落城するに及んで、雲居和尚は何処かに潜伏した。家康は彼が沙門の身でありながら籠城したことを聞いて憎悪し、その探索を板倉伊賀守勝重に命じた。そうした幕府の動きを知った雲居和尚は、以前から懇意にしていた丈山に相談し、取り成しを頼んだのである。早速丈山は雲居和尚を連れて板倉内膳正重昌（勝重の男）と会い、事情を話して助力を求めた。当然、重昌から勝重に対して働きかけがあったのであろう、勝重の取り成しで雲居和尚は無事赦免されたと言う。これが断簡に記すところの内容であり、その末尾においては、丈山が軍令に背いて先登したことの謝罪を雲居が代わっておこなったのではなく、雲居が大坂城に籠城したため処罰されようとしたところを丈山が救ったのであると強調する。恐らく、世間では前説が信じられていたのであろう。この断簡を記した人物は、その様な巷間に流布している訛伝に反発して、丈山擁護の立場から敢えて真相を明らかにしようとしたかの如くである。

ところで、このことに関する雲居側の資料はどうなっているかと言うと、彼の生涯を網羅して最も詳細であると思われる、金葉編『大悲円満国師年譜』（一名『雲居和尚紀年録』）

東大史料編纂所蔵「陸前国宮城郡松島瑞巖寺蔵本大正四年九月写し」と奥付のある転写本）の元和元年の条には、先の断簡とは聊か趣を異にする記事が載せられていて興味を凌げられる。

今年再^レ困^ル如^ク前^ノ（大坂夏の陣を指す——筆者注）。時^ニ埒^ハ氏^ノ在^リ城^ニ。師^ハ雲居^ノのこと。以下同——筆者注）——聴^テ訪^テ渠^ヲ。塙^ノ氏^ハ忻^テ云^ク、臨^ニ危^ニ不^レ忘^ル義^ヲ者^ハ、非^レ師^ヲ而^レ誰^ヤ耶[、]乞^フ暫^ク留^{マツテ}焉[、]視^ヨ余^カ臨^ニ軍^ノ之^レ進^ニ退^ニ、願^ク余^ハ末^ハ後^ヲ以^テ師^ヲ而^レ為^ニ碧^ノ落^ノ碑^一。其^ノ夜[、]将^リ軍^ヲ制^シ壅^ク通^ク城^ノ之^レ松^ノ路^ヲ。勿^レ由^ニ出^ル帰^ル。不^レ意^ハ籠^ニ居^ニ。城^ノ中^ニ。将^リ軍^仍告^テ洛^ノ聴^司（京都所司代板倉勝重のこと——筆者注）反^ラ聞^ク。宙^ノ師^{（妙心寺塔頭、蟠桃院のこと）}一^ノ宙^ノ禅^師のこと。雲居の師——筆者注）之^レ徒^テ在^レ城^ノ通^ニ信^ヲ於^テ外^ノ陣^ニ、速^ク可^レ出^ル彼^ヲ、事^暨遲^ニ擬^ニ燒^ニ却^一。一^ノ山^ノ。聴^司告^クレ^山。宙^ノ師^使于^ニ城^ノ中^ニ、師^漸帰^ルレ^山。軍^散之^後、聴^司告^クレ^師。師^徴詰^テ反^ラ覆^ス。師^之酌^對無^ニ些^ノ滯^ハ洩^一。無^レ畏^ノ之^説、無^レ礙^ノ之^弁、聴^司無^ニ奈^レ之^何。付^ニ師^ノ属^ノ吏^ニ而^止于^ニ獄^一。后^使于^ニ山^ニ云^ク、這^レ比^レ丘^ノ罪^ノ科^未決^テ、暫^ク託^ニ一^ノ山^ノ、莫^ク忽^{カセ}焉^令逃^ル竄^一。諸^衲聴^レ之^喜。宙^ノ師^馳使^テ引^率以^テ帰^ル。（句読点、筆者。以下同）

因みに、この年雲居は三十四歳。前引の断簡と比較するに最も大きな相違点は、丈山について全く言及されていない点である。更にその他、雲居の籠城を不測の事態とする点、取り

調べに対して雲居が「無畏の説・無礙の弁」を以て答えたため罪科を免れたとする点、雲居は赦免されたのではなく、彼の属する妙心寺にその身柄が預けられたとする点などが、相違点として挙げられよう。しかし、丈山の名は見えないことを理由に、そこに彼が介在した可能性を全否定するのも躊躇される。丈山に言及していないからと言って、あり得ない事実と断定することは難かしい、しかも『大悲円満国師年譜』は、雲居和尚を顕彰の為のそれであつてみれば、不都合な事実の秘匿、若しくは何らかのそれに対する配慮が施されていると見るべきであろう。従つて断簡を虚偽の説として一蹴することはさらに難しい。

『年譜』には、幕下を致仕した丈山が、剃髪して妙心寺に潜居した事実が記載されており、しかもその時期は八月四日（家康が京都を去つた日）以前であると言ふ（次出）。この丈山の妙心寺潜居と、雲居和尚の一件との間に、何らかの脈絡があるか見て良いのではないか。そこで想起されるのが、慶長の初めから丈山が参禅していた清見寺が、臨済宗妙心寺派の末寺という事実である。そうした機縁で、丈山は潜居先に妙心寺を選んだのかも知れないし、雲居和尚とも面識があつたのかも知れない。既に幕下を致仕し妙心寺に潜居していた丈山に、雲居和尚が助力を求めたとも、丈山の助力によつて無事赦免になつたこと（妙心寺に帰されたこと）を感謝し

て、雲居和尚が彼を妙心寺に潜居させたとも考えられるが、いずれの場合にせよ、丈山が雲居救済のために奔走した可能性は十分存するのである。

尚お、雲居と塙直之との關係に就いても『大悲円満国師年譜』慶長十三年の条に記載されている。

（雲居は）春辞^{ルニ}奥掛^ヲ錫^ニ於^テ駿之臨^ニ濟^ニ寺^ニ。時塙直之^ニ隱^ル于^テ寺^ノ外^ニ。不^レ慮^ル相^ニ遇^ニ途^ニ中^ニ。先^ス是^レ塙^ノ氏^ノ仕^ニ加^シ嘉^ノ明^ニ、由^テ事^ノ出^テ国^ノ后^ノ寓^ニ之^ニ根^ニ直^ニ師^ニ。塙^ノ氏^ノ退^リ。居^ニ于^テ花^ノ園^ノ蟠^ニ桃^ノ院^ノ側^ニ。身^ノ師^ノ友^ニ善^ニ。加^シ氏^ノ賤^ニ落^ル。來^ル駿^ノ隱^ル茲^ニ于^テ。塙^ノ氏^ノ相^ニ視^テ驩^ニ然^ニ。恤^ニ師^ノ孤^ノ獨^ニ、施^テ錢^ヲ充^ニ衣^ノ資^ニ。自^レ此^ニ永^ク結^ニ師^ノ壇^ノ約^ニ。……

この年雲居は二十七歳。二人が知り合つたのは、直之が主君加藤嘉明のもとを去り、妙心寺の塔頭の一である蟠桃院の傍に寓居する様になつてからと言ふ。それは、慶長五〇十年の間のことと思われる。しかるに同十一年から奥州の地にあり、同十三年春その地を辞去して、駿州の臨濟寺に身を寄せていた雲居は、偶然そこで加藤家の追手を逃れて隠れていた直之と再会したのである。直之はその時雲居の孤独に同情して金銭的援助を施した。それが機縁となつて、永く二人は師壇（師僧と壇那）の約を結んだと言ふ。断簡に言ふ「衆道」が事実であつたかどうかは、この『大悲円満国師年譜』の記事からは不明である。

今一つ補足して置くと、ここまで便宜的に雲居という呼称を用いて来たが、厳密には、彼が雲居と号するのは元和二年三

十五歳の時からである。『大悲円満国師年譜』同年の条には、「時有三病一比丘(一)而下世矣。衆相議託(一)師名於彼、構(一)師既死之言(一)以詐(一)申(一)官(一)府(一)こと、同寺内の別の僧が死んだのを雲居が死んだことにして役所に詐偽の申告をした事実が記されている。そして、それを機に、「換(一)諱(一)希(一)膺(一) 昔(一)名(一)佐(一)或(一)固(一)改(一)号(一)雲(一)居(一)、転(一)位(一)於(一)法(一)山(一)之(一)第(一)一(一)座(一)、視(一)篆(一)于(一)若(一)州(一)高(一)成(一)寺(一)」ことがあったと言う。これが、雲居の大坂城籠城に對する執拗な幕府側の嫌疑の眼を外らそうとする妙心寺側の苦肉の措置であったことは間違いない。幸い幕府側もこの申告に對して特に深く詮索することがなかったと言う。雲居希膺と称し、妙心寺の第一座の位に転じた後、彼は若狭の高成寺に退くのであるが、それも謂わばほとぼりをさますためであつたのかも知れない。

秋(?)

剃髮して妙心寺に潜居したか(八月四日以前)。

このことは、『年譜』に、

神君未(一)還(一)旆(一)於(一)駿(一)府(一)、公(一)薙(一)髮(一)潛(一)居(一)妙(一)心(一)寺(一)。

公在妙心寺時、一日薄暮侍士

出奔。公自退之。二更(一)而到(一)江(一)州(一)栢(一)原(一)乃(一)二(一)刻(一)而(一)行(一)二(一)十(一)二(一)里(一)。其(一)健(一)捷(一)如(一)此(一)。

とあるのに拠る。この丈山の妙心寺潜居は、『年譜』に従えば、家康がまだ京都に滞留していた時期、即ちこの年の八月四日以前ということになる。幕下致仕から妙心寺潜居に至る具体的日時は、資料にその記述を欠いていることもあって必ずしも明らかではない。また既に述べた如く、この妙心寺潜

居と先の雲居和尚救済の一件(前項)との時間的先後関係も定かではない。尚お、雲居和尚が住し、丈山が潜居することになった正法山妙心寺は、臨濟宗妙心寺派の大本山であり、彼が慶長初より参禅していた清見寺はその末寺である。

元和二年(一六一六)丙辰

三十四歳

□ 妙心寺に寄留す。後、江戸にいる母親が病氣に罹つたので、その看病に当たるために江戸に赴いたか。

このことは、『年譜』に記されている。

在(一)妙(一)心(一)寺(一)。聞(一)母(一)有(一)病(一)、即(一)到(一)于(一)江(一)府(一)。路(一)過(一)駿(一)府(一)時、左(一)馬(一)助(一)加(一)藤(一)嘉(一)明(一)遊(一)清(一)見(一)寺(一)、聞(一)公(一)之(一)過(一)遣(一)使(一)招(一)之(一)。打(一)話(一)終(一)日。座(一)客(一)謂(一)嘉(一)明(一)曰、石(一)川(一)君(一)難(一)波(一)之(一)軍(一)事(一)宜(一)問(一)之(一)。嘉(一)明(一)曰、石(一)川(一)君(一)之(一)戰(一)功(一)以(一)背(一)令(一)先(一)登(一)、其(一)他(一)可(一)知(一)矣(一)。何(一)特(一)須(一)問(一)焉(一)。公(一)到(一)江(一)府(一)、侍(一)母(一)疾(一)太(一)勤(一)。不(一)日(一)母(一)疾(一)愈(一)。公(一)猶(一)在(一)江(一)府(一)。親(一)戚(一)皆(一)曰、卿(一)母(一)老(一)家(一)貧(一)、不(一)足(一)色(一)養(一)。宜(一)仕(一)官(一)矣(一)。公(一)未(一)果(一)之(一)。松(一)平(一)正(一)綱(一)者(一)、公(一)之(一)親(一)戚(一)也(一)。故(一)正(一)綱(一)請(一)執(一)政(一)大(一)炊(一)頭(一)土(一)井(一)利(一)勝(一)欲(一)使(一)公(一)仕(一)台(一)德(一)大(一)君(一)、既(一)以(一)聞(一)之(一)。正(一)綱(一)告(一)公(一)、公(一)不(一)肯(一)之(一)。正(一)綱(一)不(一)平(一)而(一)与(一)公(一)絶(一)。公(一)在(一)于(一)江(一)府(一)、密(一)勤(一)学(一)日(一)夜(一)不(一)怠(一)。讀(一)文(一)選(一)加(一)和(一)訓(一)、三(一)十(一)一(一)日(一)而(一)終(一)之(一)。其(一)誦(一)書(一)田(一)席(一)灑(一)水(一)以(一)坐(一)之(一)、幌(一)巾(一)灑(一)水(一)以(一)戴(一)之(一)。人(一)疑(一)問(一)之(一)。曰、欲(一)驚(一)眠(一)也(一)。

江戸に赴く途次、駿府を過ぎる時に、清見寺に遊んでいた加藤嘉明に招かれることがあって、終日晤語したと言う。ここ

に嘉明の名が見えるのは、前年の条の塙直之や雲居和尚との
関連から言つて単なる偶然ではない様にも思われるが、『年
譜』からは丈山の先登が話題になったこと以外知ることがで
きない。この後、江戸に到着した丈山は母の看護に当たり、
その甲斐あつてか間もなく平癒したと言う。しかし、その後
も彼は江戸に滞留していたと言う。この年六月七日に彼の
叔父である本多正信が逝去している。彼の江戸滞留も、或い
はこのことと無関係ではないかも知れない。親戚の面々が彼
に仕官を勧めたのも、その葬儀等のため一堂に会する様な時
のことではなかったか。中でも「親戚」の一人、松平正綱
は、最も積極的に丈山の仕官話を推し進めた様であり、老中
の土井大炊頭利勝を動かして徳川秀忠に仕えさせようとした
と言う。しかし、その話を丈山が承知しなかったため、到頭
正綱は腹を立てて彼と絶交する事態に迄発展したと言う。こ
の間、彼が学問を怠らなかつたと言うのは、その志向する
ところ既に官途にあらざることを暗示している様でもあり、更
に『文選』を読むことに努めたと言うのも、彼の興味ありかの在所
を窺う上で極めて示唆的である。

▽ 4月17日 徳川家康、駿府城にて歿す。享年七十五歳。

■ 6月7日 本多正信歿す。享年七十五歳。

12月下旬 林羅山より書簡を寄せらる。

この「丙辰冬十二月下浣」付の書簡は『羅文』巻第六に収録

されており、幕下に在った頃の丈山のことや、致仕後の二人
の交遊に就いて触れられている。

山材久仕幕下、列于具臣。暇日膝下座蒲、心頭
削鉄。又好吟詩連句、艶簡情詞、増青年之風流
者、不尠云爾。(句読点、筆者。以下同)

幕下に在る頃から、「好んで詩を吟じ句を連ね」る一面を丈
山が持っていたことが分かる。更に二人の交遊に就いても、
已而憫一屋于洛、以退居、与余同里一閑。聞余之
至自東也、而乃来訊。余亦往聞焉。

と記されている。そして、丈山の住んでいた所にも触れて、
一童緑髮、二奴立庭。床上数本ノ書冊、屏間大小兩太阿、
長槍掛宇、一鞭在壁。其黒衣一領而已矣。別無長物。
と言う。妙心寺における丈山の生活状態が、これに拠つて垣
間見れる様だ。しかし、羅山が丈山に対して書を寄せた本旨
は、その末尾の、

……宋張子少時喜談兵。一朝讀中庸而未足。又訪三
老。累年究其說。竟知無所得。反求之。六經、
見二程於洛。乃弃異學而渙然淳如也。所謂蚤
悅孫臏、晚逃三老、是也。千歲之下、仰之為
関中大儒。有為者亦若是。是其真男子耶。豈翹
真男子而已哉。謂之大丈夫。今吾贈之。以言、
代繞朝之策……。

にあると言つてよからう。羅山は、北宋の儒者、張横渠（名は、載、字は子厚）を引き合いに出して、丈山にその進むべき道を説いている。横渠は少時より兵法を談ずることを好んだが、十八歳の時范仲淹に面謁して『中庸』を授けられ、儒学を志すに至った。しかし、それだけでは飽き足らず、仏教や道教の教理をも研究したのであるが、得るところなきを悟り、経書の研究に力を注ぎ、都に出て二程（程明道・程伊川。横渠とは親戚）に面謁したのである。ここに到つて彼は始めて異学を棄て、純然たる儒学者としての道を歩むことになった。かかる人物を例に引いて、仏教に帰依していた丈山に、羅山は仏教（異学）を棄てて儒学を専攻する様に勧めてゐるのである。翌年、丈山がその羅山を介して藤原惺窩に面謁した（次項）というのも、或いはそうした羅山の徳憑に感ずるところがあつたからかも知れない。

元和三年（一六一七）丁巳

三十五歳

1月1日 歳旦詩を詠んだか。

この歳旦詩は伝わっていない（『覆醬集』・『正集』・『読集』不載）が、羅山にその次韻が存する（『羅詩』巻第十六、「次韻山材元日試韻」三首に「元和三年」との小字の註記がある）ので、この様に推測できる。

□ 京都に滞留。吉田素庵・戸田花屋・堀杏庵・菅玄同らとの交遊が始まったか。

このことは、『年譜』に、
在京師。与羅山林先生為旧識。田子元氏・戸花屋氏・堀杏菴氏・菅玄同氏、皆有文場之交。
とあるに拠る。

〈田子元氏〉とあるのは吉田素庵のこと。氏は吉田、或いは父姓の角倉を以つて言うこともある。名（諱）は玄之、後に貞順、字は子元、小字は与一。素庵はその号。父に安南貿易と大堰川開鑿の功績で知られる角倉了以を持つ。富商の家系、恵まれた文化的環境に在つて素庵は多彩な才能を發揮した。例えば彼は十三歳年長の本阿弥光悦と協力して出版事業を興こしている。これが所謂嵯峨本であるが、その出版対象は専ら我邦の古典であつた。更に素庵は藤原惺窩と師弟関係を結んでいる。惺窩とは天正十六年（一五八八）に相国寺で面謁して以来、親密な関係にあり、のち慶長九年（一六〇四）に羅山が惺窩と初めて面謁した際も素庵が仲介の労を執つた。しかも書簡によつて羅山が惺窩に学問上の疑義を質す場合にも、最初の頃は素庵を介して行なわなければならない程であつた。また惺窩の『文章達徳録』一〇〇巻とその綱領を刪補分類して『文章達徳録綱領』六巻を完成したのも素庵であり、これは後出する堀杏庵の序文を得て出版刊行された。素庵に『期遠集』なる詩文集のあることは諸書に見えるが、伝存不明。尚お、素庵は元龜二年（一五七一）六月五日に生ま

れ、寛永九年（一六三二）六月二十二日に歿したこと、杏庵の「吉田子元行状」『杏陰集』巻之十七収録。これは「法眼杏庵正意謹状／令嗣玄紀次子殿昭建焉／寛永十年癸酉夏四月 日」との奥書がある「儒学教授兼両河転運使吉田子元行状」と内容が殆ど一致するがその冒頭には「吉田子元行状」にはない文章が見える」に記されており、これに従えば享年六十二歳ということになる。

次に〈戸花屋氏〉とあるのは戸田花屋のことである。氏は戸田、名は為春、通称は帯刀。花屋はその号。天正七年（一五七九）に生まれ、寛永元年（一六二四）五月二十九日歿す。享年四十五歳。兄には大垣城主戸田左門氏鎮がいる。戸田花屋が惺窩に師事したこと、羅山の撰した「惺窩先生行状」『惺窩文集』巻首、『羅文』巻第四十等に収録」に、慶長十一年（一六〇六）惺窩が紀伊国和歌山藩主浅野幸長に招かれ、同地に赴いた際、「戸田帯刀為春・永原松雲等屢来訊請先生（惺窩）講古文真宝」（括弧内、並びに句読点、筆者）ことがあったとあり、その裏付けが得られる。花屋は羅山とも交遊があり、元和七年（一六二二）頃京都で羅山の『書経蔡氏伝』の講義を受けており、この時には丈山も同席したらしい。この花屋に就いて、もう一つ触れておかねばならないのは、『寛政重修諸家譜』巻六百九十三収録の本多政重（本多正信の二男）の項に、慶長二年（一五九七）八月、

岡部庄の某人をこの花屋が政重と共に討果たしたとの記事がある点である。花屋の助力を受けた政重は、丈山のいとこおじに当たり、『年譜』元和元年の条に見える如く丈山とも繋がりがあったと推測される。そのことが、花屋が丈山と交遊した事実と関係するところがあるかどうかは資料を通じて確認出来ないが、二人の間に親近感を醸成する一つの契機となつたかも知れない。尚お、花屋の詩文集は伝存不明。

〈堀杏菴氏〉は、堀が氏で、諱（名）は正意、字は敬夫、通称は与十郎。杏庵（菴）はその号で、別号には杏隱・敬庵・蘇庵・茅山山人がある。私諡して頤貞先生と言う。『堀頤貞先生年譜稿本』（東大史料編纂所蔵）に拠れば、杏庵は近江の人で、十代半ば頃から曲直瀬玄朔、正琳、正純らに医学を学び、慶長十一年（一六〇六）二十二歳頃から惺窩に師事して「道徳性命説」を学んだとある。そして慶長十六年（一六一一）には和歌山藩浅野幸長のもとに出仕する。幸長の跡を継いだ長晟にも仕えて、元和五年（一六一九）浅野家が安芸国へ移封した際もそれに従った。だが同八年（一六二二）尾張藩主徳川義直が杏庵招聘を長晟に懇請した結果、彼は尾張藩に移ることになる。寛永三年（一六二六）四十二歳の時法眼に任ぜられた。最高禄高は七百石。杏庵が生まれたのは天正十三年（一五八五）五月二十八日であり、寛永十九年（一六四二）十一月二十日江戸にてその五十八歳の生涯を終え

た。丈山より二歳年少である。杏庵の詩文集としては『杏陰集』二十一巻が現存する。

〔菅玄同氏〕とは、本姓は菅原氏、氏は菅、或いは鎌田。名が玄同。字は子徳、得庵、生白堂などと号す。羅山の「菅玄同碑銘」〔羅文〕巻第四十三には、「惺窩の門に出入すること、凡そ十有二年」(原漢文)と記されている。その玄同は、『惺窩文集』の『統編』(寛永四年頃刊か)の編纂に当たった。しかし、彼は、盗人(一説、門人安田安昌)に刺殺された。生年は天正九年(一五八一)?、歿年月日は寛永五年(一六二八)六月十四日、享年四十八歳。

ところで、丈山が彼等と「文場の交わり」があつた事實は、堀杏庵の『杏陰集』巻之十七所収「吉田子元行状」にも記されている。

讀二三条宅於玄紀、還三嵯峨二纂言記レ文。時或招三羅浮子・玄同・石山木・金子氏、討三論古今文章、博三議歴代人物。余亦在二其列、交遊益レ親。(返り点句読点、筆者)

洛中二条の居宅を長男の玄紀(庄七)に譲り、嵯峨期遠亭に退居した素庵(子元)は、そこに羅山・玄同・杏庵や、金子氏(金子祇景。板倉家の臣)、そして丈山(石山木)を招いて、古今の文章・歴代の人物に就いて博議討論したと言ふ。素庵が嵯峨へ退いたのは元和五年のこと(朝日評伝選19、林屋辰三郎著『角倉素庵』。朝日新聞社刊)と言ふから、

『年譜』の記事からは時期的に若干降るが、ともあれ、丈山の交遊関係を知る手掛りにはなるであろう。

羅山を介して藤原惺窩に謁見したか。
このことは、『年譜』に、

時惺窩藤先生隱_ル於北肉峯下_ニ。其德_一望滿_ニ于四海_一。公以_レ学_レ禪、未_レ謁_レ之。一日林先生語_レ公曰、惺窩先生徳_一風太_一高、四方学_レ者希_ニ其一_一。顧_ニ未_レ敢遇_レ人_一。故問道者纔不_レ過_ニ十_一人_一。曾聞_ニ卿名_一而謂_レ宜_ニ相_一伴來_ニ也_一。余心異_レ之。卿何不_ニ往謁_レ乎_一。公貴_レ禪_一。故未_レ信_レ之。林先生再_レ言曰、惺窩先生者五_一百_一年来_ニ未_レ曾_レ有_レ之_一。日本儒_一宗、大徳_一君子也。卿宜_レ謁_レ之。於是_ニ以_ニ林先生_一為_レ介。初謁_ニ惺窩先生_一、聞_ニ聖賢之学_一、有_ニ尊_レ信_レ之心_一。自悔_ニ久_レ陷_ニ異端_一、卓然_一發_レ憤、尽_レ捨_ニ異学_一、覃_ニ思洙泗之道_一、研_ニ精濂洛之流_一、屢_レ詣_ニ惺窩先生之門_一。

とあるに拠る。時に惺窩五十七歳。この惺窩への面謁を機に、丈山は(異学)を断棄して、(聖賢の学)を専ら攻める様になった、換言すれば禅宗から儒学(宋学・朱子学)へ転向したと言ふのである。後に、丈山は門人から「近代惺窩公ノ著述」の感想を求められたのに対して、「惺窩ノ詩文一章飛揚シテ。筆_一頭不_レ滞_一ヲ又作者ナリ」と評している〔北山紀聞〕巻一、詩教。惺窩に関する丈山の言辭はこれしか知らない。惺窩側の資料にも丈山の名は全く見えない。

惺窩と丈山との交遊の実相がどの様であったか、それを窺うに足る直接資料（贈答した詩文・書簡等）を欠くため、『年譜』等の間接資料から想像するしかなさそうである。尚お、惺窩と羅山に就いては、年譜・行状の類が少からず存在するので、ここにはその略伝を省す。

元和四年（一六一八）戊午

三十六歳

■5月29日 林鷲峰（春齋）生まる。

冬（？） 圯左近と改名したか。

このことは、林羅山の七絶に付された「石川山材丈改_ム名_マ圯左近_ト。因_テ戲_ニ作_リ一_ヲ絶_ヲ居_キ其_ノ三_ヲ字_ヲ於_ク句_ノ頭_ニ以_テ呈_ス焉。且_ツ祝_ニ其_ノ前_ニ程_ニ云_フ」〔『羅詩』巻第四十五、「元和四年」との小字の註記がある。〕との詩題に拠る。但し、左近と称したことは、資料によつて裏付けが得られるが、氏を石川から圯と改めたことに就いては、羅山関係以外の資料にその傍証を得ることができない。また、『年譜』には元和九年の条に「改_ム名_マ左_ト親_ト衛_ト」とあって、左近（左親衛はその漢名）と称した時期に就いても疑問が残る。尚お、ここで、冬のことと推定したのは、羅山の帰京が十一月である〔羅山林先生年譜〕ことに拠るが、これも確証はない。

□ この年、本多出羽守正勝（正純の子）の紹介で一諸侯に客仕したものの、間もなく致仕したか。

このことは、『年譜』に、

本多出羽守憫_ニ公_ノ之_レ流_レ落_リ、請_ニ一_ヲ諸_ノ侯_ニ招_レ公_ヲ為_シ客_ト。時_ニ号_ニ南_ノ浦_ノ鳥_ノ鱗_{子_ト}。公_ヲ為_シ客_ト不_レ称_シ意_ニ而_シ去_リ。題_ニ壁_ニ曰_ク、白_ク鷗_{不_レ停_ニ野_ノ水_ニ。先_ニ生_ニ題_ニ漁_ノ村_ノ夕_ノ照_ニ作_ニ一_ヲ絶_ヲ、末_ニ句_ニ云_フ、欲_ク將_ニ蓑_ノ衣_ニ曝_キ返_シ照_ニ。釣_キ竿_ヲ還_シ是_レ魯_ノ陽_ノ戈_{。惺窩先生見_ニ其_ノ詩_ヲ、称_シ美_シ之_ヲ曰_ク、斯_ノ人_ノ後_ニ来_ニ必_ス為_シ詩_ノ家_ノ之_ノ宗_ト矣。}}

とあるに拠る。ここには、致仕の際に詠んだ七絶を惺窩が見て賞讃したと言うエピソードも掲げられているが、その七絶は『覆醬集』・『正集』・『続集』には未収録。ところで、この短期間の出仕先を『年譜』では「一諸侯」と記すのみ。そこで問題となるのは「一諸侯」が誰なのかという点であろう。『土屋知貞私記』（『大日本史料』所収）や天野信景著『塩尻』巻六十四、石川丈山の条においては藤堂高虎の名が見える。しかし、二書共高虎に仕えた年代等は記されていないので、この元和四年の客仕を指しているのかどうか定かではない。『広島市史』、更に前出、藤岡継平氏「広島に於ける石川丈山」（『尚古』第六十一号）では、徳川頼宣に仕えたとする。この頼宣説は、頼宣が紀伊に封ぜられたのが翌五年七月のことであるから、誤謬と断じてよからう。詩仙堂から発行されているパンフレット『詩仙堂』や檜林忠男氏の著『文人への照射』第一章第一節三隠棲への傾斜においては、この「一諸侯」を浅野長晟とする。これに従えば、元和四年には浅野長晟はまだ紀伊に封ぜられているので、後の広島に転封されて

からのみでなく、紀伊に封ぜられている頃から浅野家と結び付きが存したことになる。以上の三説の中、頼宣説に就いては否定し得たが、高虎説、長晟説に就いてはどちらが是なのか、或いはもっと別の諸侯に仕えたのかどうかという点に到っては、判断の材料を欠いており、何とも言えない。また、先の圪左近との改名が、この客仕と連接するかとも思われる。客仕した丈山が南浦烏鱗子と号したことは『年譜』に記載するところであるが、それに先立って、心機一転再出仕を決意した丈山が改名した——氏を石川から圪へ改めたかどうかはともかく、通称を嘉右衛門から左近へ改めた——可能性も一概に否定できない。

元和五年（一六一九）己未

三十七歳

▽7月15日 浅野長晟、紀伊国から備後・安芸両国（居城は広島城）へ移封さる。

□ 浅野家移封に伴って、二千石にて出仕したか。

このことは、『紀伊守様御家中侍次第全・侍帳全』（広島市立中央図書館蔵、写本）、並びに『尚古』第六十一号所収「史料 仮題浅野家功臣録」（尚古会員神尾省三氏蔵写本「御家旧考録」より採録し、編者が仮りに題号を付したるものなり、との註記あり）の「浅野御家中武功士之覚」に、

右は他所にて用に立候者、紀伊守代に召抱、此外有之候へ

共年久義にて知れ不申候

……中略……

御旗本 大阪陣之刻藤堂和泉守ニ居申候 石川左近
とあり、更に、

一、自得院長晟公元和五乙未年八月八日從紀州芸州へ御入国被為遊候て同七辛酉年迄三ヶ年の間御家中千石以上面々

……（中略）……

一、二千石 石川左近

……（中略）……

右者元和五乙未年より同六庚申年同七辛酉年迄三ヶ年の間千石以上の覚書也

とあるに拠る。但し、「大阪陣之刻……」の記事は、明らかに誤りである。この浅野家出仕と、前年の一諸侯への客仕とが、重なる様であり、重ならない様でもあり、事実関係を捕捉する上で大きな障碍となっている。一諸侯のもとを致仕した後、浅野家に出仕することになったのか、それとも一諸侯とは浅野長晟のことで、前年から引き続き客仕していたのか、『年譜』前年の条の記載が具体性を欠く——例えば、「一諸侯」と記すのみであったり、何時そこを去ったか記されていない等——ため、その辺の事実関係が極めて曖昧になっていることは否めない。丈山の元和四年から五年にかけての動向に就いては、猶お検討の余地を残していることを確認して後考を期したい。

■ 9月12日 藤原惺窩歿す。享年五十九歳（『惺窩先生文集』所収、

惺齋先生行状など。

元和六年（一六二〇）庚申

三十八歳

元和八年（一六二二）壬戌

四十歳

□ 浅野家に仕えていたか。

前出資料に拠る。

元和七年（一六二一）辛酉

三十九歳

■ 6月4日 木下順庵生まる。

10月以前 戸田花屋の需めに応じて羅山が『書経蔡氏伝』を講義した

時、丈山も聴講す。また、同月羅山の東行に当たって詩の贈答

あり。

この事實は、羅山の「元和酉辛十月」との小字の註記のある次の

作品に拠る。

和ニ山材送レ行韻一

今茲応ニ花屋為春之求ニ而講ニ書経蔡氏伝ニ者有レ日矣。山

材子与聞焉。既而余東行。山材子惜ニ不レ終ニ書篇一。於レ

是袖ニ一絶ニ来以色ニ其行一。因次レ韻以答レ之、兼束ニ花屋主

人ニ云レ爾

誰道国無ニ知我人一。丈夫惜レ別吐ニ瓊塵一。今稽ニ二帝三王

古一。腔裏挽回千歳春。

〔『羅詩』卷之三十七〕

序文の内容が事實ならば、この年丈山は京都に在ったことになり、元和五年から七年迄は広島浅野家に出仕していたとする前掲資料（元和五年の条）と齟齬する様でもある。

尚お、羅山に贈られた丈山の七絶は伝存不明（詩集にも不

載）。

1月5日 羅山に、家蔵書の四書、並びに五経大全に跋文を需む。羅山、それに応ず。

この事實、『羅文』卷第五十三に収録の「四書跋」（『中庸』の跋文の末尾に、小字で「壬戌孟春初五日」との註記がある）・「五経大全跋」の存在に拠って知ることができる。その跋文に就いては全て省略に従うが、『中庸』の跋文には、「山材氏蚤逃ニ仏氏」とあって、『年譜』元和三年の条とも呼応する。

夏

羅山と書簡の遣り取り、詩の酬唱贈答が頻繁に行なわる。

日付不明の書簡が多く存するが、次に掲げるものは、この夏二人の間で交わされた書簡であると思われる。丈山は、連日降り続ける雨を話題にして、羅山に一書を寄せている。

雲翰触レ手、光塵曜レ眼、差何レ観修レ旃。愧レ感愧レ感。唯耐レ

慰ニ投ニ木報瓊之望ニ而已。連ニ日雨傾レ盆、天将レ墜。豈夫

非ニ杞ニ人之憂ニ哉。是ニ什為ニ錢塘之怒ニ哉。甚ニ哉、独ニ坐

渾渾然、空營ニ石燕之私レ雲、商羊之鼓ニ舞一、而靡ニ干ニ

它ニ事ニ。且又摘ニ韻ニ尾天字ニ綴ニ狂句乙聯一、書ニ於左ニ。勿レ

論ニ妍蚩ニ可也。他一日有ニ扇対一、是幸。謹此ニ拜復。

〔『続集』卷之十〕

この書簡と共に、韻尾に「天」の字を置いた詩も贈った様であるが、その詩は伝存不明。但し、それに和韻した羅山の詩

の方は『羅詩』に収録されている(後述)。さて、この丈山の書簡に応えたのが、次の書簡である。

数日淫雨、晴又陰、陰又滂沱、夏非夏耶。曷為寒涼哉。雖三伏未脱緼袍、古來稀矣。聞京都西山人來語。去月月尾、大堰川枯涸、涉者不濕踵。三河国以西、旱甚民憂赤地。遠駿以東、不然云。而今如此。堯雨乎、佖霖乎、抑又箕子所謂恒雨乎。欲言者如雨。除足下其告誰乎。疇咨熙載之意、豈下士蟣蝨之臣、螻螳之志所及哉。悠悠蒼天。是何意之。

〔『羅文』卷第六〕

書簡中、「夏非夏乎」とあるに拠って、時期を推定できる。尚お、『羅文』巻第六収録の三書簡①「尺書雖短、寸丹有長」で始まるもの・②「前況朶雲一道至、則行矣」で始まるもの・③「旧雨來人、今雨不來」で始まるもの()は、前掲書簡より以前に羅山から丈山に寄せられたものと思われる。この三書簡の中で、①では丈山の來訪を承諾する旨記されている。それはさておき、前掲羅山書簡に応えた丈山の書簡は左の通り。

雲緘朶風什一篇、飄飄飄飄墮阿兒矣。実咸池酬北里、夜光報魚目之謂耶。披而卷、卷而又舒。把玩無數、不知所厝、ム適出遊而黃昏歸私室。由是白蒼漚忘母敢辜焉幸。今又有感激乎君之

佳咏、再和前韻送之。足下矢三句以三坡之意。不俟言三四句偷杜之詩。唉、似而非也哉。可自哂。書内西山人來語云云。西山人者、為誰哉。惟夫匪吉田氏乎。可得而聞。謹空。〔『続集』卷之十〕

丈山は、羅山が前書簡で「京都西山ノ人」と記したのが誰のことなのか訊ねている。「吉田氏」とあるのは、丈山とも交遊のあった吉田素庵を指すか。この丈山の書簡に答えて、羅山は再度返書を寄せている。

昨日所枉之佳什并序、寔是案上之玩也。足下之詩進於曩時。散語亦然。余見之喜而不寐。不怠則復古之功亦可見焉。就中所告西山之人者、嗟峨僧也。非吉田氏也。今雨又如注、是何故哉。卑輿一首疊和元韻者、雨中之浸灌、於沢不亦勞乎。迴爾。

〔『羅文』卷第六〕

この書簡において、羅山は丈山の詩文が進歩していることを認めて、一層の精進に励む様に勧めている。以上の書簡の遣り取りと共に、詩の酬唱が行なわれていたことが分かる。しかし、丈山の詩に就いては伝存不明であり、羅山の詩の存在に拠ってその一斑が窺えるのみ。その羅山の詩とは、詩題から推して、七絶「和答山材丈人感雨詩韻」(「元和八年」と小字の註記あり)・七絶「廣前韻以呈山材」の二首(共に『羅詩』巻第七収録)であろう。

7月9日 羅山の丈山宛書簡あり。

『羅文』卷第六収録の「一」朶之郁、賤、四韻、之唐律……」で始まる書簡の末尾に「壬戌夷則九月九日」との小字の註記があるに拠る。その内容は丈山の詩の批評が専らである。尚お、羅山には「和山、材雅、伯星、夕、詩韻」と題する五律「羅詩」卷第二十二」があり、その成立は「元和八年」との小字註によつて、この書簡と同じ頃かと同われる（丈山の詩は伝存不明）。

7月中旬(?) この頃、故郷三河に帰り、母親を扶養していたか。また、羅山に書を寄せたか。

このことは、『統集』卷之十収録の羅山宛書簡の存在から判明する。この書簡自体には日付がないが、この書簡に応えた羅山の丈山宛書簡に「壬戌夷則二十日」と小字の註記があるに拠つて、7月中旬頃の成立と推定した。その全文を左に掲出する。

遽遣^ニ一^ニ价^ヲ潜^ニ貢^ス短^一札^一。分^リ首^ヲ其^ノ来^カ不^レ嗣^カ消^ス息^一。不^レ耐^ル願^ハ言^フ之^ヲ思^フ而^レ已^ム。面^ハ如^シ逸^ノ景^ノ之^ノ速^一、別^ニ似^シ參^ノ商^ノ之^ノ濶^一。豈^ニ不^レ思^ハ哉^ヤ。詎^ニ可^レ忘^ス哉^ヤ。不^レ佞^ノ屬^ノ飯^ニ故^ノ里^ニ、事^ハ家^ノ母^ニ。母^ノ老家^ノ貧^シ。荷^テ啜^レ菽^ヲ盡^シ、飲^ヲ殺^シ、鷄^ヲ為^レ饌^ト。方^レ今^ニ作^チ乎^ニ。仲由^ノ茅容^ノ之^ノ孝^ニ、感^ス於^テ南^ノ陔^ノ蓼^ノ莪^ノ之^ノ戒^ニ。吾^レ亦^ハ人^ノ之^ノ子^{ナリ}。故^ニ耶^一。足^レ下^ニ謂^フ。吾^レ言^ハ何^ノ哉^ヤ。不^レ佞^ノ雅^ノ雖^レ好^ム學^ト、皆^テ協^テ空^ニ言^フ不^レ合^ニ實用^一。所^レ售^ハ亦^ハ然^リ也^一。翅^ニ相^シ羊^ノ容^ヲ與^テ於^テ花^ノ塢^ノ月^ノ夕^ニ、因^テ循^ル度^レ日^耳。或^ハ折^リ園^ノ花^ニ而^レ為^ス心^ノ友^ト、或^ハ聞^ク新^ノ雁^ヲ而^レ

為^ス來^ノ賓^ト、或^ハ開^キ柴^ノ門^ヲ而^レ掃^ク葉^ヲ、或^ハ窺^ク故^ノ園^ヲ而^レ栽^ク菊^ヲ、或^ハ登^リ東^ノ阜^ニ而^レ嘯^ク月^ヲ、或^ハ倚^リ北^ノ窓^ニ以^テ誦^ク書^ノ語^ヲ詩^ヲ矣^一。此^ノ外^ニ無^ク他^ノ事^一。是^レ又^ニ以^テ事^ノ親^ノ之^ノ余^ノ力^ヲ故^ノ耶^一。又^ハ自^ラ意^ニ世^ノ之^ノ賸^ト人^ト也^一。適^レ欲^ク裁^ク書^ヲ、辭^ハ醜^シ、義^ハ陋^シ、不^レ任^ニ顔^ニ甲^一。赧^シ然^ト於^テ邑^ス。幸^ニ希^ハ什^ノ貨^ヲ焉^一。瓊^ノ報^ヲ當^ニ刮^レ目^ヲ待^ツ。頓^ニ首^一。

この頃の丈山の苦悩が極めて明確な形で表白されている。母が老い家も貧しいこと、彼の学問が実用になわなないこと、自己の学問が実用になわなないと言うのか、文面からは必ずしも明らかではないが、恐らくそれは、まだ儒学を専攻して日が浅く、禅学の影響下から完全に脱却できていないことか、或いは、彼の学問が趣味的、好事的レベルに停まっていた、実際の場に適用できる経世済民の学たり得ていないことを言っているのであるうかか。もう一つ考えられるのは、経学よりも詩作の方にややもすれば傾斜し勝ちであることを以て、実用になわなないと言っている場合であるが、これは少し穿ち過ぎか。それはともかくとして、故郷に帰つて学問の遅滞を来たした丈山の焦躁が色濃く顕現しており、老母に孝を尽くすためには学問を犠牲にせねばならず、逆に学問に専念しようとする、老母の扶養と経済的不如意という現実が頭を拾げて来るというジレンマに彼が悩まされていたことが、この書簡を通じて推察できるのである。

7月20日 前記羅山宛書簡に於て羅山よりの返書あり。

「昨昔之鯉素、至則吾他之」で始まるこの返書は、『羅文』卷第六に所収。その末尾には「壬戌夷則」との小字の註記があるに拠つて、成立を確定することができる。内容的には前掲の丈山書簡に於て、概ね彼を慰撫し激励することに筆を費している。そこには、羅山は、先ず丈山に向かつて、
来諭以ニ家貧親老。夫貧如顔閔、其孝可也。其他豈外求哉。

と、顔回・閔子騫の例を引いて孝の重要性を説いている。また、

足下平生所學、何待吾言。若謂父母非親、謂棄親恩入無為者、趨於異端。彼棄親而求寂滅。然其說父母經。吾儒呼之為遁辭者是也。……足下蚤逃浮屠。於今不步乎、非耶。想其不復昔之足下哉。故今吾以顔閔之孝告之……。

と、丈山がいまだ仏教（禪学）から脱却し切っていないことを看破し、婉曲に批判を加えている。これは先の丈山書簡で、「不佞雅雖好學、皆協空言不合實用」と述べているのに対する羅山の批判であろう。更に、
来諭又曰孝之余力、賞花鳥詠風月。其蘊藉風流、亦可想耶。庶幾不暇余力也。

と、返つて丈山の現況を羨んでいる。勿論、丈山の苦惱は承

知の上で、彼はその様に言つて励ましたのであろう。そして、

今足下在故里。故里者、非謂有喬木之謂也、謂有慈親之謂也。所願念在比而不在此也。……と、再び、母親に孝を尽くすべきことを力説している。

7月29日 羅山の丈山宛書簡あり。

「昨日手束寄来」で始まるこの書簡は、『羅文』卷第六収録。その冒頭に、「壬戌夷則二十九日」との小字の註記が付されているに拠つて成立時期が判明する。「昨日手束」とあつて、丈山から書簡が寄せられていたことが分かる（丈山の書簡は伝存不明）。この七月二十九日の羅山書簡はそれに応えたものである。内容的には、二十日の羅山書簡に対する、反論若しくは疑義を記した丈山の「昨日手束」に於て述べたものと思われる。丈山は、羅山の尊儒非仏の姿勢（七月二十日の丈山宛書簡）に対して、「桑門非無反哺、儒家非無梟獍」——仏者においても親の恩に報いる者があり、儒者においても親不孝者はおろ、一概に仏教だけを非難することはできないのではないかと——と反論したのであろう（七月二十九日の羅山書簡に所引）。羅山はそれに於て、

仏者説儒、儒亦仏。儒者説禪、禪亦儒。故曰、墨名儒行、儒名墨行、陰仏陽儒、陽仏陰儒、糶糊鷓鴣、消沮閉蔵。雖然其肺肝不逃于聖哲之眼。於

是自^ニ反^{シテ}而^{シテ}得^ル事^ハ親^ノ之^ニ実^ニ、則^チ庶^{クハ}乎^{ナラン}可^ク乎^{ナラン}……。

と、観念的論議よりも孝の実践こそが重要であると説いてい
る。翌元和九年、丈山は浅野家に出仕するのであるが、或い
はこの一連の遣り取りが彼にそうした道を選択させる方向に
作用したと言えるかも知れない。

8月15日 夜、京都の羅山宅を訪問す。中秋の雅会が催されたか。同
席者は丈山、羅山、稲辺俊長（字は子浩。のち春碩、字播叔
と改む。羅山の門弟で、のち藤堂家に仕えるが、早世したと
いう。）

その場において、三者の間で詩の酬唱がなされた様だが、
丈山・俊長の詩は伝存不明。羅山が詠んだ七律「中秋夜山
木氏尋来。時俊長在^レ側^ニ」（「元和八年」との小字註あり）・七
絶「和^ス俊長秋望^ノ詩^ヲ」・七絶「厚^ク山木氏中秋^ノ之^ノ絶句^ノ韻^ヲ」
（「元和八年」との小字註あり）『羅文』巻第二十三の存在
と、その詩題に拠って、僅かにそれが推測できる。

9月16日 羅山に書簡を贈ったか。翌十七日、羅山よりの返書あり。
また、その際、詩の贈答もなされたか。

丈山の羅山宛書簡とそれに付された詩二首に就いては伝存不
明だが、「^{授衣月十七日}元和八年壬戌^{（授衣月十七日）}」との小字の註記のある羅山の丈山宛
書簡（「昨日^ノ之^ノ夕^ニ、被^ル寄^セニ^一封^ニ一^苞」で始まる）に拠つ
て推測できる（『羅文』巻第六）。それに拠ると、丈山は「尺^一
牘^并三^一章[」]」て寄せたらしく、その「二章」とは「重九律

詩・九月十三夜一絶」であつたと言う。羅山はその二章の和
韻を詠んで、この書簡と共に丈山に贈ったものと思われる。
『羅詩』巻第二十二収録の七律「和^ス山材重陽律^ノ詩^ヲ韻^ヲ」、同
巻第二十五収録の七絶「和^ス山木九月十三日夜詩^ノ韻^ヲ」（共に元
和八年の作とする）が、即ちそれであろう。

9月18日 丈山の需めに応じて、羅山は書格銘並びに序を贈る。
この書格銘は『羅文』巻第四十五に「石川丈山書格銘」と題
して収録。その末尾に「右^ニ山材丈^ノ之^ノ索^ニ而^{シテ}書^レ之^ノ云^フ／元和
壬戌季秋十八日」とある。

■10月1日 本多正純、改易の上、出羽国由利に配流を命ぜらる。嗣
子正勝も連座す。

冬（？） 故郷三河へ帰る前に羅山宅を訪問したか。また、丈山が三河
へ帰る前日、羅山は書簡と詩（次韻）二首を寄せたか。それに
対して丈山も返書す。

このことは、『羅文』巻第六収録の丈山宛書簡（「前^ニ況^ニ然[」]
来訪」で始まる）と、『続集』巻之十収録の羅山宛書簡（「伏[」]
辱[」]、恵[」]以[」]銀[」]鈎[」]之[」]書[」]」で始まる）とに拠って判明するが、
具体的な日時に就いては不明。丈山の羅山宅訪問に就いて
は、羅山の書簡に、

前^ニ況^ニ然[」]来[」]訪[」]、罪[」]罪[」]談[」]論[」]、清[」]風[」]滿[」]坐[」]、氷[」]語[」]出[」]口[」]。
不[」]覺[」]日[」]斜[」]、然[」]唯[」]羸[」]飯[」]而[」]已[」]、況[」]又[」]臯[」]飯[」]乎[」]。僅[」]有[」]黃[」]甘[」]陸[」]
吉[」]与[」]三[」]天[」]仙[」]子[」]侍[」]坐[」]耳[」]。想[」]其[」]怒[」]然[」]而[」]還[」]乎[」]、奈[」]何[」]。

と触れられている。また、同書簡には、

霜字詩韻、忽衝口吻者二首。命侍書者而写上焉。

とあるが、その「二首」とは、『羅詩』卷第四十五収録の「次韻山木丈見和玄東絶句」と題する七絶二首（「元和八年」

と小字註あり）のことであろう。何故ならば、この二首には押韻として〈光・芳・霜〉の字が用いられており、書簡に

「霜字詩韻」と言うのと合致するからである。尚お、詩題に

「玄東」とあるのは、菅玄同のことであろう。更に、羅山は、

且又五臣中呂向事、謫遺之。且又所拔表之崇山汾

河者、幸幸漢武河東事、可為汾河。秋風詞、幸河東

濟汾河云云。題書之目者、齟齬乎……。

と記すが、この部分が、後掲の丈山書簡を捜出する手掛りともなる。羅山は、最後に「明日歸於橋梓否。遺恨如薤

本之難拔」と記し、丈山に故郷に帰るのかどうか尋ねているが、後半に「遺恨」とあるのは一体何を意味するのか。さて、この羅山の書簡を、故郷に帰って二日後に丈山は披閱し

たらしい。丈山の書簡に、「帰敵邑經兼辰、以拜閱

爾」とあるのがその証である。この書簡で、丈山は、呂向の

故事・漢の武帝河東の事に関する羅山の教示に対して謝辞を

呈し、また私見を開陳している。

呂向故事一件多謝多謝。武帝河東事予亦始疑焉。推

而思茲。不謂河東謂汾河者、書簡之意、欲對

と触れられている。また、同書簡には、

崇山、云爾歟否。略見韻府篋字下。

そして、最後に「雅會、過雪之時、期花之晨」と記して、来春の再会を期待している。

この年、堀杏庵、聘に応じて浅野家から尾張徳川家に三百石にて転出（『事跡録』同年の部）。

元和九年（一六二三）癸亥

四十一歳

1月 試筆の詩を詠んだか。また、羅山がそれに和韻す。

このことは、『羅詩』卷第十六に七絶「和山木丈試筆詩韻」（「元和九年」との小字註あり）が収録されているに拠って判明する。

春（？） 故郷にあつて「富士山」二首を詠み、その批評・批正を羅山

に需めたか。羅山、それに応じて書簡を寄す。

『正集』卷一冒頭（『覆醬集』にも所収）にある「富士山」と題する七絶二首が、この年の成立であると推定する根拠は、

『正集』卷之十収録の羅山宛書簡（「違濶斗山」で始まる）

と、それに応える内容を具えた『羅文』卷第六収録の丈山宛

書簡（「昨日所賜之尺牘、今日墮手」で始まる）という

二書簡の存在である。丈山の羅山宛書簡に、

疇日雖勿勿告別、未催俶装。親戚寢疾、頃日增篤。以是不忍去。又所以行遲遲不前者、一以父母之國。耶。方今欲速去、侶斷瓜葛。欲久居、匪有他故。僕進退如狼狽然也。

とあって、故郷を去ろうとするものの、親戚の者が病気に罹るなどして立ち去れないでいる事情、故郷を離れ難い心境が綴られている。丈山が故郷に滞在していたことは、これに拠って明らかとなる。而して、それに応えた羅山の書簡中に、「今日日已節也、随例登府了」とあるから、この書簡の遣り取りが何時頃行なわれたかもおおよそ推測できる。「已節」は五節句の一である上巳のことであり、それは三月三日に行なわれる。従って、先の不山書簡はそれより少し遡る時期の成立と思われる。さて、その書簡において、丈山は羅山に対して、……前日所告不二山之篇、任出自齒牙一咄出了。幸宜資細評。勿敢為皮裏陽秋矣。吁、覬俟朱衣之點頭而已……。

『続集』卷之十

と、「不二山之篇」の批評・批正を需めている。この需めに応じて、羅山は前記丈山宛書簡において、

……且前回所示之富士佳作、視比来所為、則稍覺奇巧。体物之格、古人有眼。况此山既歷古今、歷代墨客之口者尤多矣。比他物、頗似巨言詩、而今如此、亦可尚矣。応来論漫批者以硃筆。不識、盛意謂何哉……。

『羅文』卷第六

との評を下している。「奇巧」というのは、眼新しく技巧に富むの謂であり、この様な批評語を与えられたことに、丈山は大いに自信を得たのではなかったか。

8月14日 戸田花屋、武田岾淵と共に金閣寺にて観月す。

この際、丈山は一詩を詩んでいる。

元和癸亥八月十四日夜、与為春・岾淵偕見三月金閣寺。

禅居避俗塵、静夜仰秋旻。携酒坐青巖、浮舟採紫葍。金台輝水底、玉露滴庭吟。好是陰晴月、相逢邂逅人。

『正集』卷之一

詩題にある、〈為春〉とは戸田為春（号は花屋）、〈岾淵〉とは武田岾淵（名は信勝、道安の弟）である。共に惺窩門に学んだ仲間である。

8月15日 この前後、羅山と書簡を交わす。また、同日夕方羅山宅を訪問す。

羅山は、徳川秀忠・家光父子の入洛に従って、京都に帰っていた。六月初旬か七月中旬のことと思われる。七月二十七日家光は征夷大將軍に任ぜられており、羅山の帰洛もそれに随行してのことであった。この羅山在京中に、丈山との間で書簡が交わされたのである。これより先にも、書簡を寄せることがあったのかも知れないが、確実にこの時期のものとは推定されるのは、次の丈山の書簡からである。

祇園鐘故事一件、命書者騰遣焉。惟為滄海之一粟、歟、又為泰山之一簣、耶。可發鳴然。僕、曰者有遠方之耐久、而叩吾岑寂。輒既投轄、聊設林茗。

之備^ヲ。借語^ニ新^レ旧^ヲ劇談^{未^レ了}。由^レ茲^{不^レ申^ニ問^ニ安^ノ之^{敬^ニ}、頗負^ニ疎^ノ逖^ノ之^{罪^ニ}。慈貸^{是^レ祈}。『統集』卷之十』}

書簡中、祇園鐘の故事の謄本を送ったことを報告し、更に、最近「遠方の耐久有りて吾が岑寂を叩く」者がいて、その応接・晤語に時間を奪われて、羅山に「問安の敬」を述べる暇のなかつたことを詫びている。羅山はそれに応えて次の返書を与えている。

前^レ時^{被^レ枉^ニ小^一束^一、適^{至^レ則^{行^ク矣}}。謝^{答^{遲^怠、勿^レ訝^レ惟^レ}}幸。祇^{樹^{園^{鐘^{事[、]書^{賜^{一件^一。欣^{樹^{欣^{樹^{、足^レ備^ニ彼^{抄^{之所^{未^レ備^{、不^ニ亦^{可^一乎^{。首^{末^{詳^{考^{、埃^ニ他^一日^{。就^{承^{近^{頃^{有^ニ嘉^{賓^{、勞^{於^{治^{具^{經^{宮^{云^{云^{。余^{亦^{東^{行^{日^{迫^{。是^{故^{冗^{中^{忙^{裏^{、日^{之^{短^{未^{添^{一^{線^{之^{長^{、亮^{照^{有^{在^{哉^{。三^{四^{日^{之^{間^{、為^{春^{台^{主人^{、旋^{洛^{敷^{。并^{附^{二^{会^{次^{一^{。青^{燈^{明^{滅^{、草^{草^{布^{字^{。『羅文』卷第六』}}

祇園鐘の故事の謄本を寄せられたことに礼を陳べ、次いで丈山のもとに在る来客に就いても言及している。更に、戸田為春が京都に近ち寄るかどうかも問い合わせている。これに對して、丈山は再度書を寄せている。

今^{夕^{依^レ匠^{匠^{三^{五^{之^{陰^{晴^{、昨^{宵^{先^{雨^{賞^{二^{七^{之^{風^{月^{。其^{友^{者^{、為^{春^{及^{岷^{淵^{生^{也^{。其^{地^{者^{、北^{山^{之^{金^{閣^{寺^{也^{。相^{偕^{携^{酒^{榼^{而^{登^{閣^{攀^{雲^{撫^{景^{賦^{詩^{。賓^{主^{屢^{輿^{、献^{酬^{未^{闕^{。逸^{興^{之^{余^{、駕^{一^{葉^{之^{梁^{棠^{、泛^{山^間}}

之池^{水^{。出^レ塵^{離^{俗^{、神^{魂^{飄^{飄^{、嘯^{傲^{於^{蒼^{莽^{之^{表^{、常^{羊^{於^{無^{何^{有^{之^{鄉^{。想^{夫^{天^{仙^{之^{遊^{弗^{如^{矣^{。座^{中^{番^{少^{三^{君^{一^{人^{、為^レ憾^{而^{已^{、涪^{翁^{曰^{、月^{薦^{三^{南^{蕙^{羹^{北^{酪^{予^{唸^{此^{一^{句^{、而^{戲^{探^{浮^{萍^{、左^{右^{采^{之^{、果^{蕙^{菜^{也^{。欲^{伴^{之^{親^{足^{下^{、把^{而^{還^{今^{薦^{上^{焉^{。幸^{命^{三^{庖^{吏^{、而^{啜^{一^{盃^{之^{淡^{味^{、起^{三^{千^{歲^{之^{季^{鷹^{。足^{下^{若^{非^{有^{他^{之^{、泊^{乎^{哺^{、謁^{於^{室^{、可^{共^{誦^{明^{月^{之^{詩^{。首^{肯^{不^{。『統集』卷之十』}}

この書簡が八月十五日に草された事實は、冒頭の部分により明白である。そこには、昨夜の為春・岷淵との金閣寺における雅遊の様が具さに報じられており、そのメンバーに羅山が欠けていたことを惜しんでいる。そして、今夕羅山宅を訪問して好いかどうか訊ねている。これに應えて、羅山は次の返書を寄せて、丈山の訪問を諾している。

烹<sup>鯉<sup>之<sup>帛<sup>書<sup>、調<sup>鱸<sup>之<sup>絲<sup>蕙<sup>、惠<sup>来<sup>欣<sup>慰<sup>。一<sup>則<sup>開<sup>而<sup>如<sup>謁<sup>芝<sup>眉<sup>、一<sup>則<sup>見<sup>而<sup>似<sup>知<sup>秋<sup>風<sup>。非<sup>足<sup>下<sup>孰<sup>能<sup>至<sup>於<sup>此<sup>哉<sup>。厚<sup>意<sup>不<sup>知<sup>所<sup>以<sup>謝<sup>也<sup>。昨<sup>夕<sup>赴<sup>北<sup>卓<sup>、見<sup>月<sup>有<sup>三<sup>吟<sup>弄<sup>之<sup>興<sup>云<sup>云<sup>。座<sup>中<sup>所<sup>少<sup>者<sup>某<sup>一<sup>人<sup>。所<sup>恨<sup>者<sup>、亦<sup>如<sup>来<sup>書<sup>所<sup>云<sup>。且<sup>今<sup>夕<sup>可<sup>有<sup>光<sup>責<sup>云<sup>云<sup>。若<sup>不<sup>到<sup>三<sup>夜<sup>深<sup>、必<sup>待<sup>而<sup>可<sup>迎<sup>接<sup>。柴<sup>門<sup>月<sup>色<sup>、杜<sup>老<sup>之<sup>后<sup>、吾<sup>亦<sup>云<sup>燈<sup>下<sup>布<sup>字<sup>。忿<sup>恣<sup>亮<sup>怒<sup>、万<sup>万<sup>不<sup>悉<sup>。『羅文』卷第六』
果して、この夜丈山の訪問を受けた。次の序と詩（和韻）</sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup></sup>

は、羅山がその時製作したものであるが、これに拠ってその事実を証することができる。

為春山木二老、八月十四日遊北山金閣寺、夜見月。天陰不明。然泛舟閣下之沼。頗添逸興。時見浮草。先是皆以為萍也。更幾住持僧等、不以為意。所謂蓴菜者、何在日本哉。山木恠是其蓴也、而採之。果蓴也。熟而食焉。初為春誘余以此遊。公務無暇。不果行。太以為恨矣。山木厥翌夜來訪、示其所賦五言律、且惠以蓴數本。余亦始獲見之。登時、煮之為君子之羹、作季鷹于千古。相語到夜深、是夜中秋月亦暗。賓主共詩在志而未形於言。此時無聲勝有聲者乎。今和其五言律韻而贈之。

許八是前身、奈吾未見曼。布金城北閣、切玉日東蓴。羅喉手中月、田相衣上畛。因憶山林樂、憑執拳呈人。

『羅文』卷二十五

因みに、この詩の末尾に「元和九年」との小字註が付されている。丈山は、前夜金閣寺にて詠んだ五律（8月14日の項に掲出）を、羅山に呈示した様である。前掲の羅山の五律は、〈曼・蓴・畛・人〉の押韻が丈山の五律のそれをその仄踏まえているので、その和韻であることが判明する（序にも「和其五言律韻」と）。尚お、羅山の七絶「元和九年中秋暗」

『羅文』卷第二十三も、この時詠まれたものか。

10月10日(?) 板倉重昌の仲介により、安芸藩浅野家に出仕す。

この出仕に就いては『年譜』には次の如く記述されている。内膳正板倉重昌与公睦。以其貧窮為憂。故請芸陽太守殘野但馬守一禄之。初未語公。及事成而語公。且強之不得已。遊仕芸陽太守。太守以客礼厚遇之。其欲行芸陽、謂羅山林先生及玄同子曰、此行也、豈素志宿心哉。母終天年、則身將退。不敢食言矣。遂告別、到芸陽広島、改名左親衛。

丈山は、兼て親交のあった板倉重昌の幹旋によって、浅野家に出仕したのである。元和八年の羅山宛書簡にもある「母老い家貧し」き現実に丈山が苛まれている状況を重昌は看過できなかったであろう。出仕が決まって広島に旅立つ前に、丈山は元和以来交遊があり、信を置いていた羅山と菅玄同に、この出仕は自分の本意ではなく、従って母親がその生を全うした時にはそこを致仕する、と告げることがあったと言う。この出仕が、母親を扶養するためであったことは疑いを挿む余地がない。そしてそれはまた、元和八年の丈山と羅山との書簡の遣り取りの中で、羅山が丈山に諭したことと相通ずる様でもある。その羅山から、旅立つ丈山に贈られたのが、次の七絶ではないかと思われる。

祖山木子赴西州

進退行蔵人豈^ニ知^レ秋風門外即^テ天涯。駿蹄千里履^レ霜去^リ有^レ待^ツ堅氷未^レ至^ラ時。

〔羅詩〕卷第三十七

京を出発した丈山は、広島への道中、詩を詠んでいる。『正集』巻之一収録の七律「敦盛墳」・七絶「尋^テ相^ヒ生^ク松^ノ過^ル尾^ノ上^ニ」・五律「泊^テ絵^ノ島^ニ記^ス所^ノ觀^ル」・七絶「自^ニ夜^ニ舩^ニ望^ム阿伏兔^ノ觀音堂^ヲ」・七律「室津」・七絶「舟^ニ中^ニ述^レ懷^ヲ」の六首は、その一部であろう（このこと、寛永元年の条に記す）。

ところで、『年譜』には出仕した時期に就いては触れられていない。その点に就いては、『自得公済美録』（広島市立中央図書館蔵。自得公とは浅野長晟の諡号）巻十六、元和九年十月十日の条に記録がある。次にその条の全文を掲出する。

○同十日石川左近^{と号す}被^{重之丈山}召出初^{と号す}而御礼申上御馬代銀式

枚差上^{案するに左近召出されし月日詳ならず翌寛永元年の侍帖に式石川左近とありて初より式千石にて召出されしものと見ゆ田中屋敷上の方左近下の左近伴三左衛門居住すさるゆゑ今に式軒屋敷の称あり覆書集の内年譜に元和九年癸亥公^{左近}四十一歳内膳正板倉重昌与^{公陸}以其貧窮^ヲ為^レ憂故請^ニ去陽太守淺野但馬守^禄之初未^テ語^公且強^テ之不得^レ止遊^ヲ仕^{去陽太守}以^テ各礼^ヲ厚^ク遇^フ之其欲^レ行^ニ去陽^ニ謂^{羅山林先生及玄同子}曰此行也豈素志^{宿心}哉母終^{天年}則身將^{退不}敢^{食言}矣遂告^{別到}去陽^{廣島}改^名左親衛^{講重之初嘉右衛門}案するに寛永十三年丙子公五十四歳欲^辭去陽^請太守^{然不}許^之羅山林先生在^{江府}聞^公居^喪以^往故^之言^語黒川^{寿閑}と^婦去陽^与公^{閑話}之^次言^及於^茲公曰羅山^子之言^然矣乃^我宿志^也於是^屢請^{太守}而^辭禄^{太守}不^許公^謂之^猶不^止一^日公曰疾^託浴^有馬湯^湯而^移家^婦京師^在去陽^{十四年}云^とて其^後京師^{にて}ハ^{左近}山^の麓^一乘^寺村^に幽^居し^詩の^者三^{十六}人^の像^を画^て詩^仙堂^と号^す掃^衆談^{といふ}書^に左^近御^家に^仕居^し時^の事^も見^ゆれ^と信^しか^たし^前余^御暇^を乞^ひし^事は^具に^寛永^十三^年玄^徳公^の伝^に見^ゆ}

引用書

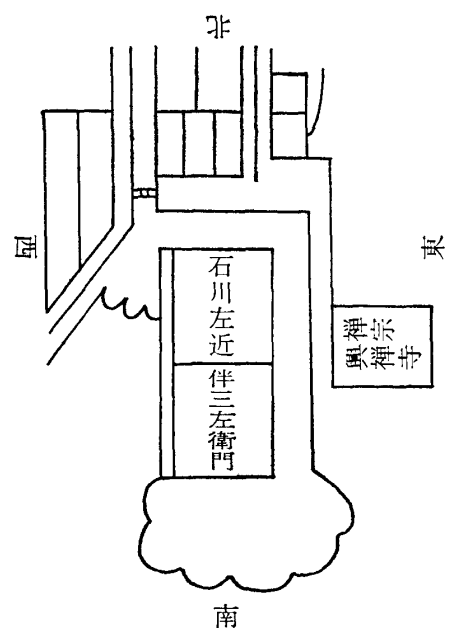
勘真方々万到来帖

十月十日

一 銀子式枚 石川左近
御奉公ニ被召出候始而御礼之馬代

案文に『年譜』や『掃衆談』（『掃衆雜談』が正式書名）が引用されていることでも明らかな様に、この『自得公済美録』は、その成立がやや降るものの如くであるが、根拠（引用書）が掲げられており信憑性は高いと思われる。さて、その本文では「引用書」に基き、丈山の浅野家出仕を十月十日のこととするが、案文においては、「左近召出されし月日詳ならず」とあって、必ずしもその時期の明確でないことが察せられる。とはいえ、「引用書」にある十月十日より余り遡らない時期に出仕したことは間違いなさそうである。尚お、飯田篤老著『知新集』には、「寛永元年丈山始めて当国に来れるまでは……」とあって、丈山の出仕を翌寛永元年のこととするが、これは『年譜』や『自得公済美録』の記事に徴して誤りであると思われる。次に、浅野家における丈山の禄高に就いてだが、これも明確ではなく、五百石説・千石説・二千石説・三千石説が存在する。五百石説としては、『玉露証話』九（山岡俊明編『類聚名物考』巻四十二、人物部十一石川丈山の項にも所引）があげられ、そこには「千石の約束にて招き五百石を玉ふ」ことが記されている。また、千石説としては、檜林忠男氏著『文人への照射』やパンフレット『詩仙堂』があ

る。二千石説としては、前掲『自得公済美録』の案文の記事が挙げられる。更に、三千石説としては、天野信景著『塩尻』卷六十四「石川丈山」の項・飯田篤老著『知新集』の記事が挙げられる。諸説あって定め難い感じがするが、元和五年の出仕の際も二千石であったとされ、且つまた『自得公済美録』に二千石と推定されているのも寛永元年の侍帖を拠りどころにしてのことと言うから、この二千石説が他説に比して最も信憑性がある様に思われる。丈山がそうした好遇で迎えられた背景には、大坂夏の陣での彼の戦功が高く評価されたこともあるかも知れないが、それにも増して幹旋者板倉重昌の浅野家への熱心な働きかけがあったのではなからうか。しかし、この二千石という禄高は、浅野家が丈山を儒者ではなく武士として待遇していることを物語っている。例えば、羅山や杏庵といった当代の儒者・儒医の一流どころでも、千石に遙か及ばぬ禄高に甘んじていた事実を徴しても、それは一目瞭然であろう。そういった意味で、禄高はさておき、出発点から丈山の志向と浅野家の彼に対する期待や要求との間にズレがあったのかも知れない。最後に、広島における丈山の住居に就いて記しておくことにする。これに就いても『自得公済美録』の案文に、「田中屋敷上の方左近、下の方に伴三左衛門居住す。さるゆゑ今に武軒屋敷の称あり」と記されている。概要はその通りであるが、飯田篤老著『知新集』では更に詳細な考証が試みられて



おり、大変参考になるので、それを左に掲げる。

かくて丈山広島にありける時は、今の田中屋敷とも、二軒屋敷といふに住めり、此地広島開発より、いにしへはいづかたも蒼海原なりし時より、小島の形したる所なりと申し伝ふ、今に外の地よりは高く土の底に大石多く埋れりといふ、されば寛永元年丈山始めて当国に来れるまでは、家とは一軒もなく、一塊の空地なりしを、新に屋敷二軒建、南の一軒は今の伴三左衛門殿先祖同名の人に賜はり、三千五百石下され、北の一軒は此丈山に賜はり、三千石下され、石川左近といふ、年譜に左親衛とあるは左近の漢名なり、寛永初年の広島絵図に此地屋敷二軒見江、伴三左衛門、石川左近と記せり、全く此兩人の為に新に造立して賜りける屋敷にて、さてこそ、二軒屋敷とはいふなりけれ。丈山の詩に、広陵の新居に桜を植るといふことあるも、此

屋敷の事なりけり。……

委曲を尽したこの記事に、付け加えるべき一事とてない。広島における丈山は、田中町の興禪寺前の屋敷（通称二軒屋敷の上の方）を住居として宛われた様である。

尚お、浅野家に出仕した丈山が左親衛と称したことは、『年譜』に記されている。元和四年に「改名圯左近」ことがあったとする資料（『羅詩』巻第四十五所収七絶の序）もあつて紛らわしいが、左親衛は「左近衛の唐名」「自得公済美録」・「左近の漢名」「知新集」に過ぎず、従つてそれは、同一事実を『年譜』か『羅詩』のいずれかが年代確定を誤つたため生じた混乱であると思われる。寛永十四年一月行なわれた朝鮮信使随行者権伏との筆談において、丈山は「官名を仮りて左近衛と曰ふ」（原漢文）と称している。いずれにせよ、彼が出仕を機に左近衛と称した点は確実であろう。

寛永元年（一六二四）甲子

四十二歳

3月25日 羅山に書簡を寄す。

『続集』巻之十収録のこの書簡には日付はないが、羅山からの返書（後出）に「三月二十五日手牋、四三日前到武城」とあるに拠つて推定する。

久睽ニ光儀、正切ニ景仰、遠遠ニ程僕馬亡恙、殊ニ貴地ニ否、敬惟ニ体履榮膺、欣羨欣羨。余亦動寢略安、毋勞ニ遐念。芝眉一別各在天一涯、而第雲

山脩。慕德恋賢有懷如渴。靡一日忘前之好也。匪敢丘一言。惟天可鑑。渭樹江雲之情、屋梁夜月之思、独悵然而已。亟慈貧之、可也。余僑居弊邦已還、所以塵務之罔限、浪遊之不巳、情以日忙、学以月惰。有月有花、無詩無文。謏陋不才、株守如旧。奚足為知已者道哉。足下屬者届於武都、与尚食監久昌翁往來言笑、在目在耳。会嗣对東舟子、其它有問者、為吾謝焉。烏虜、何日再入紫蘭之芳室、聆玉露之清談。方今欲附片言、臨素神馳。泊乎平旋、幸惠德音。得一封書、信為千里面談。倘憫願望、不耐鵲躍。烏虜、夫庶幾歟。征船解纜、榜人來告、這回冗迫、聊此布悃。万万自玉、不贅。

環境や身分上の変化が丈山の生活や心理に如何なる影響を与えたかが良く分かる書簡である。見知らぬ土地に移住して、不慣れた雑務に追われる日常を送らねばならない丈山の心労は、想像に難くないが、そうした繁忙な生活が、丈山を詩文から遠ざけてしまっていた様である。書中、人物が二名挙げられているが、〈尚食監〉とあるのは、板倉重昌のこと、〈久昌翁〉とあるのは、辻久昌、通称忠兵衛のことか。また、〈東舟子〉とあるのは、羅山の二歳違いの弟、信澄のこと。信澄は名で、字は永喜、通称弥一郎、東舟・樗墩と号す。兄

と同じく幕府の儒者（最初は御咄衆）。尚お、丈山はこの書簡と共に、元和九年広島へ赴く道中に詠んだ詩数首（元和九年10月10日の条に既述）も贈っている。

■5月3日 羅山の異母弟甚性、京都にて歿す。享年二十二歳（『羅文』巻第四十一、甚性挽詞の序）。

5月16日 羅山からの返書あり。

この返書は『羅文』巻第六に収録（「寛永元年仲夏十六日」との小字註あり）されており、先の三月二十五日の丈山の書簡に応えたものである。冒頭に、

三月二十五日手牋、四三日前、到武城、開緘如面布。喜氣津津、来意衰衰。一封雲乍飛、六朝之風爰到。可謂自文選爛流出矣。多可多可。可告者件件如左。

とあるに拠って、それが判明する。また、この時羅山は江戸に在ったことも分かる。以下、五箇条に分けて記述されているので、逐条的に見てゆくことにする。

一海路紀行詩数首、先況綴卑和之章、為写一通、附寄玄同、以投於芸陽。未知達否。

羅山は丈山の「海路紀行の詩数首」に和韻したと言う。確かに『羅詩』巻第三には、「和石川山材芸陽途中詩七首」（「寛永元年」との小字註あり）が、「山材赴芸陽時、途中賦所経歴者若干首。其触發道機於心目之間者其然」

乎否。嗣響以投贈焉。蓋所想像而彷彿至於此云」という序を付して収録されている。羅山の和韻七首は次の通り。七絶「敦盛墳」・七律「又（敦盛墳）」・七絶「人麻呂廟」・七絶「淡路灘」・七律「室津」・七絶「夜松望阿部戸觀音」・七絶「舟中述懷」。この七首を、先の『正集』巻一所収の諸詩と比するに、詩数で一首多く、しかも詩題を見て『正集』にあつて『羅詩』に欠くもの二首、逆に『羅詩』にあつて『正集』に欠くもの三首（「敦盛墳」の七絶と七律を別と見做す）存在しており、畢竟丈山が広島への道中に詠んだ紀行詩は『正集』収録の六首だけでなかったことが判明する。羅山の和韻七首は、一先ず京都の菅玄同に寄せられ、そこから丈山のもとに届けられた様である。

一季春廿二日、余出洛而東行。孟夏初五日、來於武陵。六日拜前將軍、七日拜新將軍、八日謁甲斐黃門。九日奉訪紀伊黃門。既而拙恙已後十餘日、途中任肩輿、今又奔波如斯。病將再發。於是十一日大樂令大倉令以三台命使余仕于新將軍。最拜命之辱也。而余辭以疾。然不克固辭。越十三日又奉拜焉。天欲平治國家歟。聰明之君於是乎在、闔國之大幸也。道其行矣。夫有所望于斯乎。余賦三首。其一章末句云、豈意一心茅塞之子、幸逢三代柳營君。

辭繁多不贅。

この条、家康歿してより長らく不遇を託っていた羅山の、新將軍家光に側近として勤仕することになった喜びが、抑制された筆致ながら溢れ出ている。

一尚食監・九昌子對語如所云也。而伊州牧告終。
故今月初、尚食監奔喪。九昌子從行。只待其一
歸。殆似河清。

この条は、丈山の「足下、屬者武都に届て、尚書監・久昌翁と往来言笑、目に在り耳に在り」(前出、原漢文)との推測に応えたもの。久昌はここでは「九昌」と表記。「尚書監」板倉重昌の父、「伊州牧」既ち伊賀守板倉勝重の訃が報じられており、重昌はその喪に服するため江戸を去り、久昌(九昌)もそれに従い行ったことを伝えている。勝重の逝去は、寛永元年四月二十九日。享年八十歳。次の条では、羅山自身の身内の不幸が記されている。

一異母弟沙門甚性物故。以自去冬沉痾不巳也。
今月三日夜死于洛。十三日訃聞於武州。以服
故余及東舟共不登府。偃臥草庵者、數日矣。作
一絶曰、歷過高野築波山、一錫渡空去不還、
後我生來先我歿、娑婆二十二年間。是足下
常所知。故告之。

三日に入寂した異母弟甚性の訃音を十三日に江戸の地で聞いた

た羅山は、弟の東舟と共に喪に服するため勤めを休んだと言う。この条に掲げられた一絶は、『羅詩』巻第四十一にも序を付して収録されている。この条の末尾の口吻からは、丈山が甚性と面識があつたかの如くである。次の条では、いずれの日か、会遊を期して左の如く記す。

一貴州主久留滯此地、則若足下一來否。如
何如何。余亦往還於東西、不能如向前一乎。
然則會遇何日、邂逅又何時、眉毛相結又何処。
人世無定在、別離常惻惻。振黃梅雨裏之衣于
東関之天、望白雲堆外之人於西海之浪。

去る者日々に疎しとは能く言つたもの。羅山が懸念する如く、この後、次第に二人の間は疎遠になってゆく。そして、それは丈山が、再び京都に舞い戻る迄続くことになるのである。

■ 5月29日 戸田花屋(為春)歿す、享年四十五歳。

■ 11月21日 林春徳(名は守勝。羅山の四男)、京都に生まる(『読耕集』、文集部一所収、読耕林子年譜)。

□ この年、前記以外にも羅山と詩の贈答が行なわれたか。

丈山の詩は伝存不明であるが、羅山に、「寛永元年」と小字の註記の付された五律「山木在芸陽、有除夕詩被寄告焉。和而訓之」(『羅詩』巻第二十二)の存することから推測できる。また、羅山の七絶「同山木和医玄皓試毫韻字」。

聊有^{カテ}感^ニ於^テ世^ニ教^不振^テ而^テ援^ニ方^ヲ技^ヲ以^テ取^ル警^云」〔同巻第十五〕も、それに付された「寛永元年」との小字註に拠って同じ頃の成立であると思われる。羅山の和韻の詩題に「除夕」・「試毫」とあるから、丈山が前年（元和九年）の歳暮、本年の歳初に詠んだものを羅山に贈ることがあったのであろう。

寛永二年（一六二五）乙丑

四十三歳

□ 広島で、永原松雲らと交遊したか。

このこと、『年譜』寛永二年の条に、

在^ニ芸^陽。有^ニ永^原十^方院^者。遇^レ公^語人^曰、親^衛喜^怒之^声、太^似信^長公^二。

とあるに拠る。十方院は松雲の号。丈山と松雲の交遊を直接証する資料はないが、交遊を推測させる周辺資料は存する（後出）。永原松雲に就いては、堀杏庵の撰文に成る「永原松雲先生墓誌銘」〔『杏陰集』巻之十五所収〕に詳しい。以下、それに拠って叙述する。先ず、呼称・出自を見ると、

公姓源、氏永原、名松雲、字任齋、号十方院。世貴之以^ニ十方院^一行。近州野洲郡人也。（原白文）

とある。また、『自得公済美録』巻十三上には、「永原十方院重高慶長五年より仕ふ」とある。ここに見える重高は、彼の名であろうか。

松雲は「五歳にして父を喪い、家兄に鞠はれ、齠（七、八歳）に及んで天台山に登り」僧になるが、兄が戦死したため還俗してその跡を継いだと言う。以後、佐々木氏、柴田勝家、

堀秀政と、主家を転々と替えてゆくのであるが、慶長五年（一六〇〇）、紀伊守浅野幸長の聘に応じて同家に出仕した。

時に六十歳。慶長十一年（一六〇六）、藤原惺窩が幸長に招かれて紀伊に赴いた時、松雲は「一たび先生に謁して、尽く旧学を棄てて以て之に師事す」ることになる。『惺窩文集』続編（菅玄同編輯）巻三には「与^ニ十^方院^一」として七編の尺牘を収録。慶長十六年（一六一一）には杏庵も紀伊浅野家に出仕しており、それ以後、「暇日、公、予をして四書・史記を讀ましめ、以って訓義を正す。予も亦、叩ねて源書を講ぜしめ、其の流れを挹まんことを欲す」るが如き交遊を重ねている。後、浅野氏の転封に従って松雲は広島に赴くのであるが、「寛永十三年丙子秋八月二十五日」に同地にて歿す。享年は「九十有三」歳。彼の著述は伝存不明。しかし、惺窩に師事し、杏庵と交わり、文学に造詣のあったことや、また、主を同じうする関係から、松雲が、殆ど四十歳に近い年齢差を越えて、広島で親しい者として少ない丈山と彼と親しく交遊したことは十分考えられる。『年譜』の記事は、そうした交遊の際に交わされた会話の断片なのであろう。

丈山は、この松雲の他に、興禅寺の雲嶺禅師や禅林寺の泰寂禅師とも交際があった様だ。それは、丈山の大梁上人（説心和尚）宛書簡に、「且^ニ在^ニ茲^一地^ニ和^尚所^ニ相^知者[、]興^一禅^雲嶺[・]禅^林泰^寂二^一老[、]与^レ余^同里^一閨^一時^一時^一往^一来^一」〔『続集』

「卷之十」と触れているに拠って推測できる。この二人は臨濟宗妙心寺派の寺僧であり、従って大梁禪師とも面識があったのであろう。そうした縁で——勿論、丈山の居宅と興禪・禪林両寺とが近接していたという地理的条件にもよるのだろうが、丈山もこの二人と交際することがあったものと思われる。

寛永三年（一六二六）丙寅

四十四歳

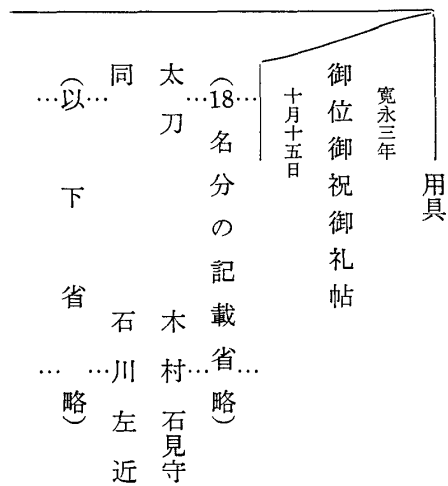
10月15日 主君浅野長晟の侍従任官を祝賀して、太刀を献上す。

このことは、『自得公済美録』卷十八、寛永三年の十月十五日の条の記事、並びに引用書に拠って判明する。左にそれを掲げる。

○十月十五日此度侍従御任官ニ付按ずるに本文御任官の事前条御上洛の所にあり 御家中

并諸町人等差上物仕御礼申上按ずるに寺社御礼のこと考る所なし

引用書



(括弧内、筆者)

冬

尚お、侍従任官のため長晟が上洛する際、丈山もそれに従うことがあったのかも知れない。記録にはそのこと見当たらないが、同年冬松花堂昭乗と木下長嘯子が丈山のもとを訪ねたとする資料が存しており（次項に掲出）、それは丈山が主君長晟に従って京都に滞在中のことであった可能性が大きいからである。

滞京中松花堂昭乗、木下長嘯子の訪問を受けたか。また、その際詩を詠む。

このことは、次の資料に拠る。

寛永丙寅冬日二客

見過戯賦詩と中称

貳子名及其技所長

書畫妙絶惺惺翁文

詞逸羣長嘯子今日

問幽屈中高談不覚

到暮曷我字可問之字下

三州泉人石凹涉筆於詩僊堂〔鉄斎旧蔵、名古屋美術俱

楽部『佐藤碧海・鈴木常助両氏蔵品展観入札目録』へ昭和

三年・四・十六所掲。吉田幸一氏編『長嘯子全集』第五

巻にも写真掲載

この詠草は全て隷書体の文字で記されている。「寛永丙寅」は、寛永三年。この年の冬、二客が丈山のもとを訪れた。そ

ここで、丈山は戯れにその二客の名とそれぞれが得意とする技芸を織り込んで、七絶一首を詠んだと言うのである。この七絶中に織り込まれた二客というのは、〈惺惺翁〉と〈長嘯子〉であるが、この〈惺惺翁〉とあるは松花堂昭乗で、また〈長嘯子〉とあるは木下長嘯子である。尚お、結句の下の小字の注記に「我字可問を字下置之」とあるは、転句の「今日問幽居中」の「問」の下に「我」を入れて、「今日問我幽居中」とせよ、ということであろう。尤も、そうしなければ七絶の体裁を充足できない訳でもある。ところで、この詠草の記載内容に眼を向けると、その序に「寛永丙寅」とあるのに、署名のところに「石凹」とあり、また「詩僊堂」とあるのは何故かという疑問が湧く。因みに、「詩僊堂」は寛永十八年の落成であり、それは「寛永丙寅」からは十五年も後のことになる。また、丈山の諱（名）として凹（坳）を用いる様になるのも、管見の限りでは、彼が広島を去り京都へ戻った寛永十四年以後のことである。この疑問に対しては、序と七絶の成立は、昭乗・長嘯子が丈山宅を訪問した寛永三年冬のことであるが、前掲の詠草の如く隸書体で浄書された（書き改められた）のは寛永十八年以降である、との見方が最も説得力がある様に思われる。旧前の詩作を、後に隸書体で浄書した例は、丈山の場合確かに存する。例えば、寛永十四年秋に丈山が詠んだ七律「登西山」^一、『覆醬集』上巻、『正集』巻之

一に再録。序文に「丁丑秋……」とあるに拠って成立年次が判明する」は、題を「游観音堂」と改め、序文を削除して、隸書体で浄書した彼の詠草も存しており、その奥書には「明暦三年五月望日」との日付がある。即ち、寛永十四年秋に詠んだ詩を、明暦三年五月十五日に改めて隸書体で浄書したことになるのである。前掲の詠草の成立経緯もこれと同様ではなかったか。以上の考証を整理すると、次の様に言えよう。

即ち、寛永三年冬、主君に従って滞京中の丈山は、昭乗・長嘯子の訪問を受けることがあった。そこで、その時彼は七絶を詠んで、それに序を付して詠草（原詠草）として残した。その原詠草を、詩仙堂に移り住んでのち隸書体で浄書して成ったのが、前掲の詠草と考えられる。これで、成立に関する疑問は一応氷解した様だが、もう一つ疑問がある。それは、滞京中、丈山は何処に住んでいたのかという点である。詠草の詩には「幽居」とあるが、それは彼が元和元年から住んでいた妙心寺なのか、もっと別の処なのか、極めて曖昧である。尚お、この七絶並びに序は、丈山の詩文集には未収録である。しかも、彼と昭乗・長嘯子との交遊を証する数少ない資料でもある。

寛永四年（一六二七）丁卯

四十五歳

8月15日 この前後、京都に滞留す。また、吉田素庵の居宅を訪問し、観月し、詩歌の贈答す。

この事實は、『正集』卷之一所収の次の二首に拠って判明する。即ち、五律「丁卯中秋入貞元家翫月告別」と七絶「次韻貞元餞予西帰倭歌之末字」の二首であるが、〈貞元〉とあるのは吉田素庵のこと。この日、広島還帰を間近に控えた丈山は素庵の居宅を訪れ、そこで中秋の名月を觀賞した。そして、別れの挨拶の意も込めて五律を素庵に呈した。それに応えて、素庵は「西帰に餞する倭歌」を以て酬和した様だ（その和歌伝存不明）。その和歌の末字の韻を次いで、丈山は再び七絶一首を詠んだのである。

この年、羅山と書簡、詩の贈答す。

先ず丈山が書簡に詩を付して贈った様だ。書簡の方は伝存不明であるが、詩の方は五律「書与東武林羅山簡尾」と『正集』卷之一である。この丈山の詩に対する羅山の和韻が「石川山木丈人遠自芸陽寄手書。書尾有律一。頗言離索之懷者甚感。於是和而酬之」との序を付して、『羅詩』卷第四十五に収められている。この詩に付された小字註に「寛永四年」とあるに拠って、年代が確定できる。

寛永五年（一六二八） 戊辰

四十六歳

6月14日 菅玄同、盜賊に刺殺さる、享年四十八歳（『羅文』卷第四十三、菅玄同碑銘）。尚お、盜賊とあるのは、門弟安田安昌であると言う（人物叢書118、堀勇雄氏著『林羅山』）。また、その際、門弟石田石菴も賊を捕捉しようとして刺殺さる、享年十

八歳（『杏陰集』卷之十五、芸陽石田氏石菴墓誌銘）。石田石菴が玄同門に入門したのは、丈山の紹介に依ると言う（寛永八年の項に記す）。

寛永七年（一六三〇） 庚午

四十八歳

5月10日 本多正勝、出羽国横手の配所にて歿す。享年三十五歳。10月21日 浅野長晟、江戸参勤に就き、留守中の諸事を定むに、丈山は橋之門番の九番への配属を命ぜらる。

このことは、『自得公済美録』卷廿一、寛永七年の十一月廿一日の条に掲載の「寛永七年十一月廿一日」付長晟書状の写しに拠って判明する。橋之門番は壱番から十番まで設けられており、各番に二名ずつ宛われている。その九番のところは石谷源右衛門と共に、石川左近の名が記されている。序でに記すと、十番には、天野半之助の名も見える。半之助は、もと家康麾下の臣で、その縁で丈山とも親交があった。一時期疎遠となるが、丈山が浅野家へ出仕したこともあって、再び親しく交わる様になったと言う。（詳細は、寛文七年の項に記す）。

寛永八年（一六三一） 辛未

四十九歳

石田一定の依頼を承けて、その男石田石菴の墓誌銘の撰文を堀杏庵に需む。

石田一定は、寛永五年六月十四日刺殺された石菴の父。丈山と同じく浅野家の家臣である。丈山が、その一定に乞われる

ままた仲介の勞を執り、杏庵に石菴の墓誌銘の撰文を依頼したのである。このこと、『杏陰集』卷之十五所収の「芸陽石田氏石菴墓誌銘」に、「父一定砥憤不忘、属親衛請銘于余」とあるのや、『堀願貞先生年譜稿本』寛永八年の条に、「安芸人石田一定介石川左親衛請作石菴墓誌銘」とあるに拠って判明する。文中、〈親衛〉・〈石川左親衛〉とあるのは丈山のこゝと。ここで、もう少し、丈山がその様な仲介の勞を執った背景に就いて触れておこう。「芸陽石田氏石菴墓誌銘」に基き、以下叙述する。石田一定の男、石菴（諱は一治、小字は権大夫。玄同門に入つてのち石菴と号す）は、慶長十六（一六一一）年の生まれ。寛永元年、十四歳の時広島島の禅林寺に入つたが、その僧が石菴の氣構えの並一通りでないのを見抜き、丈山に彼を預けたと言う。この丈山のもとで漢学の手解きを受けたのである。「墓碑銘」の原文を引用すると、

十四歳入菴之禅林寺、視離經。僧見氣宇不凡、投之石川左親衛。親衛者游俠之儒也。一通名刺、知叔度於稠人之中、授以羅浮子書簡、受誦而暗記之。次学詩之周南、習礼之曲節。

とあり、そして、それに引き続き次の様にある。

親衛嘉得英才、寛永戊午七月、攜一治航海而往洛陽、入教授玄同室。

丈山は石菴の才能を愛でて、遂に「寛永戊午」七月、彼を連

れて京都に赴き、玄同の家塾に入門させたと言う。しかし、「寛永戊午」とするのは疑問がある。と言うのは、寛永期には戊午の年はないからである。恐らく杏庵の事実誤認であろう。それでは、丈山が石菴を引き連れて上京し、玄同の家塾に入門させたのは何年だったのか。この疑問を氷解させるに足る資料を欠くため推測に頼らざるを得ないのだが、それは多分、寛永元年から三年までの間であることは間違いなさそうだ。そして、それから数年後の寛永五年六月十四日、師の玄同と共に、石菴は賊によつて刺殺されるのである。謂わば、丈山の好意が返つて石菴を死に到らしめる結果を招いた訳である。丈山が一定の意を受けて石菴の墓碑銘の撰文を杏庵に依頼した背景には、そうした事情が存するのである。

寛永九年（一六三二）壬申

五十歳

▽1月24日 徳川秀忠歿す。享年五十四歳。

■6月22日 吉田素庵歿す。享年六十三歳 『杏陰集』卷之十七、吉

田子元行状」。

8月18日 池田光政の備前国への移封に就き、浅野家使者として同国に赴く。

このことは、『自得公済美録』卷廿三、寛永九年八月十八日の条の記事、並びに引用書に拠る。それを左に掲出する。

○八月十八日松平新太郎光政君元和二年の伝下巻に註あり備前国御国替ニ付為御祝儀御小袖式銀五拾枚御使者石川左近重之元和九年を以

被進之

引用書

用御進物帖

八月十八日

一 小袖 式

銀子五拾枚

右御国替之御祝儀ニ被遣

松平新太郎殿

勘真

覚

一 銀子五拾枚者

松平新太郎殿

右者備前へ御国替り申候御祝儀ニ被遣候御使石

川左近也

寛永九年八月十八日

竹本外記

永田善兵衛殿

丈山が浅野家の使者として備前国に派遣されたのは事実であろう。それにしても、何故丈山が使者に起用されたのであるうか。興味を浚られるが、如何んせん資料がない。後考を俟つこととする。

▽9月3日 浅野長晟歿す。享年四十七歳。

9月21日 永原宗謙宛書簡あり。

この書簡、広島尚古会編『石川丈山』に永原整造氏所蔵文書の一つとして紹介、収録されている。左に再掲する。

去十七日之手書到来、拜閱忻慰不尠候、如来諭、太守御逝去之儀、不慮之仕合、于今夢のやうに覚申候、府内臣民の哀戚可有亮恕御心底のほど奉察候、万々期面謁候、勿々不宣

九月廿一日

石 左近(花押)

宗謙文回

これは、永原宗謙から九月十七日に寄せられた書簡(伝存不明)に対する返書であろう。日付は「九月廿一日」とあるのみだが、「太守御逝去之儀……」とあるに拠って、この年に繋げることができるであろう。『石川丈山』には、この書簡の後に「○寒 浅野長晟寛永九年九月三日卒す。太守御逝去とはこれを指すなり。」と付記されている。主君逝去のショックを書簡を通じて語り合ったのであろう。丈山の返書の宛名にある「宗謙」は、永原一族の者であろう。或いは松雲(十方院)の男であるかも知れない。尚お、永原整造氏所蔵文書中に紹介されている次の二書簡も、この頃のものが。

尚只今任齋老、御知行所に御座候由、爰元へ御出之時、

可期会晤候以上

手教相達、廻環無已候、如示諭爾来久不遂面譚、渴口之至候、且又復仕之儀珍重千万に候、早々以艸状也とも可伸慶事処に、多疑勸怠、家私世事、相ともに十に八九は今棄擲候、失礼之体、心外に令存候、亮恕所希候、万縷期面罄

候、匆々不乙

廿五日

石川左近（花押）

宗謙丈回奉

書中、〈任齋〉とあるは、永原松雲のこと。内容を見ると、松雲が復仕したことが記されている。丈山は、その松雲と長らく疎遠になっていた様だ。彼の復仕に対しても慶事を述べなかつたことを詫びている。その理由にも触れて、「多病倦怠、家私世事、相ともに十に八九は令棄擲候」と述べているが、何か丈山が無気力感に襲われていたかの如き印象を受ける。次の書簡も同様である。

御状拝閱、任齋老之儀故、致伺候度候へとも、自一昨日腹疾故、神明臥りて罷在候而、不能其儀候、可然様ニ御心得候て可被下候、其内得少効候ハ、不凶参り候て可得御意候、恐惶謹言

即日

（華押）

（この書簡は写真も掲載されていたので、それに拠って若干補正した。）この書簡でも、丈山は腹疾を理由に永原氏の招きを辞している。腹疾が理由のすべてであったのかも知れないが、もう少し穿鑿すれば、病氣勝ちであることも含めて、丈山が精神面で無気力にして且つ消極的になっていた様にも思われるのである。

寛永十年（一六三三）癸酉

五十一歳

□ 堀杏庵の七絶二首に和韻したか。

この年の二月二日、杏庵の母、宇野氏が逝去した（堀願貞先生年譜稿本、寛永十年の条）。江戸に在つてその訃報に接した杏庵は「江戸寓居聞母訃音」・「次韻元良和尚」と題する七絶二首（『杏陰集』巻之五）を詠んだが、この二首に丈山が和韻し、更に序を付して贈っている。即ち、それが、「継堀正意両韻挽歌」并序（『正集』巻之一）である。その序には次の様に記されている。

尾陽正意法眼從_ニ重相公_ニ久居_ニ武都_ニ萱堂有_レ交不_レ奉_ニ絃_一際_一。追慕之余、和熊不_レ忘_レ写_ニ其悼_一吟_ヲ以_テ眎_ニ不_レ俟_一。維夫不堪_レ哀_レ戚_レ之至_レ隱_ニ也。人_一子之情、孰不_ニ痛傷_ニ耶。輒嗣_ニ韻_一和_レ呈焉。吁、日月_一逝矣。服將_レ闋焉。少寬_ニ陟_レ屺_一之瞻_ヲ、永綏_ニ如_レ在_ニ之靈_一。

この「継堀正意両韻挽歌」并序の成立年次は明記されてはいなが、杏庵の母の歿年から推定して寛永十年と思われる。

寛永十一年（一六三四）甲戌

五十二歳

■ 10月 林羅山、家族と共に江戸に移居す（羅山林先生年譜・同行状）。

寛永十二年（一六三五）乙亥

五十三歳

▽ 6月21日 改定武家諸法度を発布す。羅山、起草者として関与す（羅山林先生年譜・同行状）。

7月15日頃 京都に滞留す。

この事実、『覆醬集』卷上所収の「乙亥中元之夕在洛戲為」と題する七絶に拠つて確認出来る。

□ この年、母親が歿したか

このことは、『年譜』に「公在芸陽。遭母喪。公性至孝、奉母太勤。」とあるに拠る。

寛永十三年（一六三六）丙子

五十四歳

3月上旬 広島を去る。また、辞去するに当たり敵島に遊ぶ。

『年譜』には、

欲辭^{セント}芸陽^ヲ請^フ太守^ニ。然不許^レ之。羅山林先生在^ニ江戸^ニ。聞^ニ公^ノ之居^レ喪^ニ、以^ニ往^レ歲^ノ之言語^ニ黒川^ノ寿閑^ニ。寿閑^ノ歸^リ于^ニ芸陽^ニ。与^レ公^ノ閑話^ノ之^レ次、言^フ及^ニ於^ニ茲^ニ。公曰、羅山^ノ子^ノ之言^ハ然^リ矣。乃我^ノ宿志^{ナリ}也。於是屢^ク請^ニ太守^ニ而辭^レ禄^ヲ。太守不^レ許。公請^レ之猶不^レ止。一日称^レ有^レ疾、託^ニ浴^ニ有^レ馬温^ノ湯^ニ而移^レ家^ヲ、歸^ル京師^ニ。在^ニ芸陽^ニ二十四年、日^ノ夜勤^ク学^ム不^レ怠。然人^ノ不^レ見^レ讀^ニ其書^ニ。或有^ニ朋友^ノ之闕^レ諄者^ニ。公和解^ス之。人皆感^ニ其義^ニ志^ヲ崇^ム之。公於^ニ武事^ニ、皆無^レ不^レ窮^ニ其精^ニ微^ニ。能通^ス兵^ノ家^ノ之書^ニ、識^ニ其奥^ノ義^ヲ、説^ニ其妙^ノ理^ヲ。其揮^レ鋒^ノ之術者^ノ窮^ニ内海^ノ左門^ノ之芸^ヲ。其放^レ炮^ノ之術者^ノ窮^ニ稻富^ノ一夢^ノ之芸^ヲ。其柔^ラ之術者^ノ窮^ニ福野^ノ氏^ノ之芸^ヲ。其御^レ馬^ノ之術者^ノ窮^ニ大坪^ノ之芸^ヲ。乃無^レ不^レ尽^ニ其技^ノ之秘奥^ヲ也。其^ノ余講^レ武^ノ之業^ヲ、守^レ勇^ノ之志^ヲ、人皆以^ニ孫^ノ吳^ノ黜^ノ舍^ノ称^ス之。然公不^ニ自善^ニ之。唯以^ニ聖^ノ経

賢伝^ニ為^ニ平生^ノ之勤^ニ。悦^レ之^ヲ樂^レ之^ヲ至^レ忘^レ寝^レ食^レ。

とある。これに拠ると、母親が逝去して後、丈山は屢々藩主に致仕を願ひ出ることがあった様である。しかし、藩主は丈山の致仕を許さなかつたと言う。この藩主は、長晟の跡を嗣いだ光晟（家号松平を名乗る）のこと。そこで、丈山は療養のため有馬温泉に赴くことを口実にして広島を辞去し、京都に戻つた、というのが『年譜』に記すところ。この『年譜』からでも、丈山が広島を辞去した経緯は主要知ることができが、しかしその記述には具体性、客観性を欠く憫みがある。その欠を補うに足る恰好の記録資料が、『玄徳公濟美録』（玄徳公とは松平（浅野）光晟の諡号）の巻七、寛永十三年三月上旬の条に収録掲載されている。次に同条を全文掲出する。

○此月上旬石川左近義重之元和九年より御家に仕ふ委しきハ同年 自得公の伝に見ゆ上方（マヤ）へ養生罷

上度由申断出松仕候処案するに有馬入湯を思へる其後上方より御暇之義

江戸表（奉）願家老案九月五日浅野甲斐守上田備前守より竹本外記南条彦大夫への返書に石川左近浅野葛右衛門葛右衛門事

義別紙御書付之通相渡し申候云々あり因みに附して考に備ふ拙野吏類纂東溪石先生年譜に略寛永十三年丙子左近事 五十四歳欲辭^{ント}芸陽^ヲ請^フ太守^ニ然不^レ許^レ之

羅山林先生在^ニ江府^ノ聞^ニ公^ノ之居^レ喪^ニ、以^ニ往^レ歷^ノ之言語^ニ家^ニに仕^ヘし時^ノ事^{ナリ}委^シクハ元和九年の語^ニ黒川^ノ寿閑^ノ壽閑^ノ歸^リ于^ニ芸陽^ニ与^レ公^ノ閑話^ノ之^レ次^ニ言^フ及^ニ於^ニ茲^ニ公曰、羅山^ノ子^ノ之言^ハ然^リ矣乃我^ノ宿志^{ナリ}也於是屢^ク請^ニ太守^ニ而辭^レ禄^ヲ太守不^レ許^レ公請^レ之猶不^レ止一日称^レ有^レ疾^ト託^ニ浴^ニ有^レ馬^ノ温湯^ニ而移^レ家^ヲ歸^ル京師^ニ在^ニ芸陽^ニ二十四年日^ノ夜勤^ク学^ム不^レ怠然人^ノ不^レ見^レ讀^ニ其書^ニ云々とあるによれば是より前にも度々御暇相願ひし事と見ゆれと詳なることハ考ふる所なし

用御家老案

一石川左近儀上方養生ニ罷上度由

申理三月初頃ニ此地出船仕候家留守居をも置申由漸々可罷戻と存此由不申上いまた帰□□無之候間為御心得申上候云々

七月二日

三人

竹本外記殿

一取前申上候通石川左近上方罷上候ニ付家留守居置申候へ共御暇之儀其元へ申上候間右之留守居罷上候様ニと左近方申越候故此頃番之ものも無之明家にて在之候間野上七兵衛土屋甚五左衛門手前が当分番之もの置申候云々

七月廿一日

三人

竹本外記殿

この資料に拠って、丈山の広島出奔が「三月初頃」(上旬)であったことが知れる。しかし、丈山の浅野家致仕に就いても、出仕の時と同様、不鮮明な印象を受ける。京都へ帰ってから、参勤で江戸にいる藩主光晟へ致仕を願い出たことも記されているが、案文には「本文願の通りに暇仰出されしこと見るところなし」とそれを打ち消すかのようなニュアンスの記述があつてちぐはぐな感じがする。率直に言つて、丈山の致仕には不分明な部分が多い。事実関係でもそうであるから、

彼が致仕した理由においては尚更である。後代の詮索好きなき考証家達が見逃す筈がなく、「台徳公上意に石川加右衛門ハ武功者なれハ誰か大名か召抱うものと仰らるゝを聞て松平但馬守方へ千石の約束にて招き五百石を玉ふに付軍使不足を表として吝質す依之暇出る此時重之は千石の約束遂しを盗と同じ事なりといふて去り……」(『玉露証話』九)とか、「本性暴気甚しく性急にして其家人を悩ませられし一旦彼僕等重之を欺き捕て縛り捨て去りける故に男をたてず薙髮して京北にのかれられしとぞ」(『塩尻』卷六十四)といった、丈山には聊か不名誉な話も伝わっている。話柄としては興味を引かれるが、信憑性の点で難がある。とすると、『年譜』の記すところを信ずる他ないのか。『年譜』の記すところを纏めると、致仕の間接的理由としては、そもそもこの出仕自体が母親を扶養するためであつて、彼の「素志宿心」ではなかつたことが挙げられるし、直接的理由——であると同時に、直接的契機でもあるが——としては、寛永十二年の母親の逝去を挙げなければならないのであろう。藤岡継平氏は、『野史』等に収載されている説(『玉露証話』に同じ)と『塩尻』の説と『年譜』の説とを挙げた上で、『年譜』に左袒して「広島藩の致仕も孝の為めであると思ふ」と推測された(『広島尚古会編』『尚古』第六十一号(大正四・八))、「広島に於ける石川丈山」、四、広島を致仕した理由。同論文は、のち同

会編『石川丈山』にも再録」。また、檜林忠男氏は、「広島出奔と朝鮮信使の来日とが同年のことというのは、やはり『年譜』には書かれていないが、なにか直接関係するものがあるのだろう。」「『文人への照射』第一章内なる世界へ——石川丈山 血と文学——第二節詩仙堂の日々、一詩的人間への蘇生。淡交社刊（昭和五十・八・十九）」と推測されている。

以上、諸説を列挙したが、丈山致仕の理由は、他に有力な説も存在せぬ故、一応『年譜』の説に従う。しかし、ここで改めて考えなければならぬのは、何故丈山は京都へ戻ったかという点である。換言すれば、丈山の京都へ戻らなければならぬ理由である。致仕して、その仮広島の地で退隠しても、外的には何ら差し障りはない筈であるが、彼は京都へ戻った。京都へ戻ったことによって、浅野家致仕ということが問題になるのではなからうか。丈山にとって、知旧が多く文化的にも中心的位置を占めている京都が広島より、より魅力があつたのだろう。京都に居住することにこそ、丈山にとって重要な意味を有していたと言えるのではないか。

丈山は広島を去るに当たって巖島に遊び、七絶と五律「寛永丙子春、欲去芸陽遊伊都岐島、口謔二首題榜壁間・七律「同題経堂柱」・五古「同登弥山率記所見、古詩三十韻」「正集」卷之一」を詠んだ。また、七絶「次韻竹田氏所餞祖」・七絶「三・五七言一篇、寄与調古辻

三子」(『正集』卷之一)もこの頃詠まれたものか。〈竹田氏〉とあるのは、同詩の起句に「君返備陽吾洛陽」と見えるから、恐らく武田蒙庵(炭淵)のことと思われる。これに関連するのが、丈山の竹田氏宛書簡『続集』卷之十である。この書簡の冒頭に「足下之仲氏与調氏偕疇昔過我。履屣迎之撫掌音接……」とあるに拠って、宛名の〈竹田氏〉が武田道安で、〈足下の仲氏〉とあるのがその弟の蒙庵であることが分明となる。書中、道安に報じている、蒙庵と〈調氏〉の訪問を受けたというのが、先の二詩を丈山が詠んだ時のことであると見做して良からう。但し、この書簡自体は丈山が京都に到着してのち草されたものと思われる。さて、丈山は、広島からの帰途紀行詩を詠んだ様だ。それが即ち、『正集』卷之一所収の、五律「鞆津夜泊」・七絶「犬島」・七絶「宿室津」・五律「鼓滝」・五律「地獄谷」・七絶「大坂駕舟至伏見」・七絶「阻雨宿牧方」の七首であろう。京都へ到着した丈山は、翌十四年夏万年山相国寺の側へ居をトする迄、一所不住の生活を送っていた様だ。それは、羅山の寛永十五年の「杪秋念八、糞之尺牘」で始まる丈山宛書簡に、「嘗聞足下帰休、不京洛、不江湖、随所適、而市隱」とあるに拠って推察できる。

7月12日 永原帯刀に書簡を贈ったか。

この書簡は、『石川丈山』に永原整造氏所蔵文書の一つとし

て紹介、収録されている。それを左に掲出する。

□□数日来眼病故、書中わけて□□候間、不能具候以上、此状とゞけて可被下候、以上

兩便之手簡拜見、対譚も不如候、御無事之由珍重申候、私事も無恙候、如御書中半之介増秩之儀承、大慶此事に候、来年東武御普請に付、何も御めいわく之段尤と奉存候、貧業故かやうの事よそことに承候て、あそびあるき申事に候、寺半頓てくたられ可申候、□□□可被下、尊丈御康寧之由目出度候

七月十二日 急々勿々不宣
右 左近(花押)

永帯刀様

この書簡の後には、案文が付されており、「○案するに、江戸城修築のこと寛永十三年に始まるといへども、その本城の改造は翌十四年正月に至りて着手せられ、浅野家は天守台の工事を負担せること徳川実記に見ゆ、本書来年東武御普請といふは之を指す。」とある。これに従えば、書簡の日付にある「七月十二日」が、寛永十三年のそれということになる。一応、この推定に従うこととする。尚お、書中、「半之介増秩之儀……」とあるは、丈山と親交のあった天野半之助が加増を受けたことを、永原帯刀が報じたのに応えたのであろう。ただ一つ、この書中で、丈山が「貧業故かやうの事よそことに承候て、あそびあるき申事に候」と近況を報じているが、それは帰京

後間もない彼が積年の鬱憤を晴らすかの様に、名利景勝を巡遊して多くの詩作を紡ぎ出していることも符合している様である。

■8月15日 永原松雲歿す。享年九十三歳『杏陰集』卷之十五、永原松雲先生墓誌銘。広島の中町興禅寺にその墓碑ありと言う『石川丈山』。

9月10日 松雲追悼の七絶二首を詠む。

これは、松雲の遺族の需めに応じて、丈山が詠んだものと思われる。但し、丈山の詩文集には収録されておらず、『石川丈山』に掲載の興禅寺内の松雲墓碑から直接翻刻されたという資料に拠ってその七絶二首を紹介する。

独依看我六朝風 世世興亡説始終
既及百齡尸解去 離知紫府旧仙翁

浄几明窓弘馬肝 老工真山弄毫端
平生所学義之帖 不意吾今帶淚看

寛永丙子玄月旬有日 大拙窩

この二首の成立は、奥付の「寛永丙子玄月旬有日」から判明する。〈大拙窩〉は、丈山の号。

11月10日 永原帯刀並びにその家族に、書簡と九月十日の七絶二首の浄書を贈ったか。

この書簡、『石川丈山』に永原整造氏所蔵文書の一つとして紹介、収録されている。左に再掲する。

尚々千言万語瞻望之外無它賜候、江戸へ御下候はゞ期会
晤候、以上、又此一書右門太とのへ伝達所希候、以上

得幸便令啓候、其地御無事に候哉如何承度存候、我等事も
無恙候、此方玄皓など御うわさのみ申出候、就其任齋翁

追悼之哀些二章、疾に綴置申候、一兩日中に可有便風由玄
皓被申候間、書写進候、病懶怠惰、其上漫游寡暇候て、不

能細吟、不能拘滅(マツ)蔵——筆者注)否、只々悼亡之微忱而
已候、急冗故草々不備

十一月十日

石 左近(華押)

永 帶刀様

人々御中

『石川丈山』では、この書簡の後に案文が付されており、「○任

齋は永原氏の祖、十方院と号す、寛永十三年八月十五日没す、年九十三、本書にいふ哀些

二章、今永原家に伝はらず、広島市田中町興禅寺内任齋墓碑に刻するもの是なり、左に録

す、寛永丙子玄月は寛永十三年九月なり、本書に「疾に綴置申候」とあるに合へり。」と

あつて、更に前掲九月十日の七絶二首が紹介されている。こ

の推定に従うべきであろう。書中の〈玄皓〉は、寛永元年の

項に既出。

■11月 朝鮮信使(正使、白麓任統・副使、東道金世濂・従事、青丘

黄床)来聘す。

■11月17日 野間三竹、朝鮮信使随行員の権伏・白土立と京都にて筆

談す〔国会図書館、鴨軒文庫蔵『野間三竹詩文稿』〕。

■12月 堀杏庵、朝鮮信使一行に文書を以て疑問を質す。信使側は権

伏がそれに答えた〔堀頤貞先生年譜稿本・『杏陰集』巻之十、

疑問五条と朝鮮権学士(五条とあるは、賜爵・亀卜・国基・

喪・禄位)〕。

■12月 羅山、朝鮮国王に対する国書の起草に関与す。また、権伏・

文弘績と筆談す〔羅山林先生譜・『羅文』巻第十三、復朝鮮国

王^一・巻第六十、寛永十三年丙子臘月江府蕃館与朝鮮学士権伏^一

筆語^一・同「丙子臘月与朝鮮進士文弘績筆語」など〕。

寛永十四年(一六三七)丁丑

五十五歳

1月1日 七絶「丁丑元旦試^一觚^一」を詠む。

この七絶は、『正集』巻之一に所収。堀杏庵に和韻「和石川

左近」〔『杏陰集』巻之二〕がある。

1月18日 京都の本国寺に滞留中の朝鮮信使一行を訪ね、筆談、詩の

贈答に及ぶ。

このことは、『年譜』では寛永十三年の条に繋がられている

が、それは誤りで翌十四年のことである。『年譜』に、

是年(寛永十三年——筆者注)冬十一月、朝鮮聘使来

公^ト其^ト学士中直大夫兼詩学教授権伏^一、筆語且談^一詩、相

酬^一和。伏歎曰、日東之李杜也。

と見える。信使来聘は前年十一月のことであるが、丈山が権

伏等と筆談、詩の酬唱をしたのは、信使一行が江戸からの帰途、京都の本国寺に滞留していた時のことであって、それは一月十八、十九の両日のことであつた。これは、筆談中に見える日付から明白である（但し、丈山が本国寺に赴いて筆談したのは、十八日のみ。十九日は書簡による）。この権伏との筆談は、『統集』卷之十六に「与朝鮮国権学士菊軒筆語」と題して収載されている。これには、丈山の自跋（「戊寅仲夏望日」の日付あり。戊寅は寛永十五年）が付されている。降って正徳元年六月、書肆田中庄兵衛から『朝鮮筆談集』（国立公文書館蔵本、題簽剝落につきこの様に仮題す。内題には「朝鮮國中直大夫詩学教授菊軒權伏筆語」とある）が一冊本で板行されている（刊記に「正徳元辛卯年林鐘吉辰／田中庄兵衛寿梓」とある）。この『朝鮮筆談集』には、丈山の自跋を欠く。しかも、『統集』収載の筆談と字句を照合すると、その異同が眼立つ。それこれ併せ考えると、『朝鮮筆談集』の本文の方がより原初形態に近く、『統集』の方が浄書形態であるとも思われる。さて、丈山と権伏との間で交わされた筆談だが、極めて繁多に亘っており、その全文を紹介することは難しい。仍つて、ここでは、所要所を押えるに止める（引用は『統集』に拠る）。先ず、型通りの挨拶を交わして後、丈山は、

講武之暇、雖咀嚼六経、涉獵百家、蕭散疎頑无

一事之可称于世者。第每有興趣、一咏一吟、樂於其中。是故蕪音累氣頗有二百余篇。幸携所在于案間之旧詩一卷上来也。句歴電囑、可發一察と、「旧詩一卷」の閲覧、批評を求めた。権伏は、それを諾し、「尙能留置、以為客榻一宵之珍翫耶」と答えている。この際、権伏が批点を加えたと覚しき丈山の詩作が、『北山紀聞』卷六、詩評に「朝鮮国詩学教授權敬批点」として収載する「閑中吟十五首」と思われるが、この十五首の中には、年代の明白なものでも「壬午閏重陽」（「壬午」は寛永十九年）・「挽竜光江月禪師」（江月の歿年は寛永二十年）・「悼黙々々翁」（黙々翁の歿年は寛永二十年）といった具合に、寛永十四年以降のものも含まれており疑問が残る。その十五首に権伏が批点を加えたとするのは、蓋し『北山紀聞』の誤りか。再び、筆談の方に眼を転ずると、今度は権伏の方が、江戸の地で筆談、酬唱するに及んだ羅山に就いて、「未知、貴邦以此人為文苑之領袖耶」と問を發している。これに対して、丈山は、羅山との親交を叙し、「我國之儒宗」であると評した。そして、堀杏庵に就いても「儒而医也」と紹介した上で、「工文章」で「當時之英才也」と評し、更に羅山と杏庵が親交のあることも告げている。次に、丈山は再啓して、「詩感於物而形於言」。所感有邪正、有是非。邪正是非顯然乎詩

中、「如_レ見_ニ肺_一肝_一、則情_一性_一之美_一惡_一亦_一何以獲_ニ覆_一藏_一哉_一」との詩観を披瀝した。権伏復するに、杏庵と丈山を比較して、彼を「博_一雅_一之士_一・「文_一苑_一之老_一将_一」と評し、此を「詩_一家_一之正_一宗_一・「日_一東_一之李_一杜_一」と評するを以てしている。これは後代伝記的著述などに必ずと言って良い程引用され、人口に膾炙された丈山評であるが、この筆談の経緯から言って、杏庵と比較しての相対的評価——杏庵が博雅の士であるならば、あなたはさしづめ詩家の正宗であり、また、彼が文苑の老将であるならば、あなたは日東の李杜と言うべきだ、といった類いの——であり、しかも、権伏の社交辞令でないとは断言できない。この点は注意せねばならないであろう。次に、権伏は、丈山に姓名・軒号や閲歴を訊ねた（この時、権伏も「姓_一権_一、名_一伏_一、菊_一軒_一即号_一也_一」と名乗っている）。丈山もそれに答えて姓氏諱字・別号などを名乗り、更に自分が幕下の旧臣であったが、軍令に背いて先登し、それを機に致仕したことを告げている。こうして、打ち解けた雰囲気が醸成された後、権伏は丈山に一詩を需めた。そこで、丈山が詠み贈ったのが、七絶「爰_一叩_一遽_一廬_一謁_一朝_一鮮_一国_一、菊_一軒_一学_一士_一権_一文_一丈_一、筆_一語_一移_一暑_一忤_一躍_一之余_一卑_一興_一、一_一首_一拓_一呈_一吟_一梧_一前_一」であり、権伏もそれに和韻した（この酬唱、『覆醬集』巻上に「寛永十一年丁丑正月旬有八日……」の序を付して載す）。この後、丈山が詩篇詩稿の返却を求めたことから、筆談が繰り返され

る。と言っても、丈山は「如_ニ瓦_一礫_一如_ニ蛙_一鳴_一」詩篇を贈呈しても「遺_ニ臭_一於_一万_一里_一」だけ、「覆_ニ醬_一甑_一」に役立つだけであると謙遜し、権伏は「天下_一之宝_一当_一与_一天下_一下_一共_一之_一」として、丈山にその詩篇の贈与を需めたということで、険悪な遣り取りではない（結果的には、丈山の主張が通った様だ）。そして最後に、明日（十九日）も書簡の交換すべく、権伏が丈山に申し出て、十八日の筆談は終了する。尚お、この日淀城城主永井信濃守尚政、板倉重宗家臣都築吉保も列座していたか。尚政が列座していたことは、『覆醬集』巻上に「寛永十四年丁丑正月旬有八日……」の序を付して収載されている酬唱の中に、副使金東溟の七絶「奉_一謝_一淀_一城_一永_一井_一公_一」があり、それに対し永井尚政に代わって丈山が和韻した「代_一某人_一追_一和_一朝_一鮮_一国_一信_一使_一東_一溟_一所_一寄_一詩_一二_一首_一」があるに拠って推測できる。この二首は、『正集』巻之一にも「和_一朝_一鮮_一国_一信_一使_一東_一溟_一所_一寄_一詩_一二_一首_一」として収載されており、同題の下に「代_一永_一井_一信_一濃_一守_一尚_一政_一」と小字の註記が付されているに拠って、尚政の列座が一層確実視されよう。また、都築吉保の列座したことは、『正集』巻之二に「廣_一都_一築_一氏_一兩_一韵_一并_一叙_一」（『覆醬集』巻下にも所収。こちらには都築氏とある）と題して序並びに七絶二首が収載されており、その序のところ、「時_一都_一築_一氏_一亦_一在_一座_一、率_一口_一而_一賦_一一_一絶_一、并_一写_一春_一初_一詩_一……」とあるのが、何よりの証しとなるであろう。尚お、この作品に

は吉保に就いて「名ハ吉保、字ハ子敷号治左衛門」との小字の註記が付

されている。これに拠って、彼が板倉家の家老であったことが分かるが、同時に、詩歌にも造詣のあった人物でもある。

序でもう少し補足しておく、永井尚政は、丈山とも雅事を以て交遊していた佐川田昌俊（号は黙々翁・壺齋）の主君であり、都築吉保の主君板倉重宗は丈山と幕下に在った頃から親交があった人物と言われる。また、丈山と都築吉保との間にも、時代はやや降るが寛文十年秋丈山が吉保の百首の和歌に跋を与えることもあるなど、『統集』巻之九、「跋都築氏百首倭歌」、交遊のあったことは間違いない。聊か飛躍した推測かも知れないが、丈山が本国寺において信使一行と筆談できたのは、こうした人々（重宗は表面に現われていないが）の御膳立てによる可能性も想起されるのである。尚お、

『北山紀聞』巻二、詩話にも、この日の体験と感想を述べた項がある。私意に施した通し番号で示すと、㊦の、「朝鮮人詩ノ学ノ教授。権敬二。本国寺ノ旅ノ館ニ逢フ。……」で始まる項である。

1月19日 本国寺に滞在中の権伏と書簡を交わし、且つ詩の酬唱も行なう。

これも『統集』巻之十六に引続き「以下翌日贈答」として収載されており、また、『朝鮮筆談集』にも収載するところである。ただ、両者には日付の点で異なるところがあり、『統集』

では十八日の筆談として載せているが、『朝鮮筆談集』では十九日の日付になっているものもある。これは、『統集』の方が正しいと思われる。さて、この日、先ず丈山から権伏に書簡が寄せられた様だ。それが、「詩学教授菊軒文伯文席

石川丈山頓首啓」として載せられているものである。それに応えて、権伏も「謹復石川左近衛大拙翁先生芸案下」を贈り、更に五律「題大拙翁詩巻」を呈した。この五律に対して、丈山は次韻「承権学士菊軒詩伯題予小詩巻光誦之末以充陽関之乙唱」を詠み贈って、惜別の意を表明した（『覆醬集』巻上の前出の酬唱の中にも所収）、また、「昨日所留余之薰書、許借惟析。匪無彩鸞騰写之手、泚筆竅耳」とも告げている。権伏、これに復すが、省略に従う。これを以て二人の筆談、贈答は終わる。

■ 3月10日 本多正純、出羽国横手の配所にて歿す。享年七十三歳。夏 万年山相国寺の傍に居を定めたか。

この事實は、

……丁丑之夏、於三万年之傍トニ一區之居、修環堵之空、安微妙之身。……『統集』巻之十一、「新陽回

来未伝雁信」で始まる羅山宛書簡

とあるに拠る。また、『年譜』には、「在京師。トニ居相国寺之側」とあるのみで、その時期に就いては記されていない。それ以前には、既述の如く「京洛ならず、江湖ならず」

〔原漢文。『羅文』卷第七、「杪秋念八、冀三尺牘」で始まる丈山宛書簡〕、一所不住の生活を送っていたらしい。因みに、相国寸の傍の居に睡竹堂と命名し、更に学甫堂という萱葺きの三疊を建てて書齋に当てたと言う〔丈山文庫パンフレット〕。

9月15日 観瀾亭に江月禪師・松花堂昭乗らと赴き観月の雅会に参加す。また、昭乗の和歌に和韻す。

このことは、『正集』卷之一に、七絶「丁丑九月之望全江月松花二僧入観瀾亭賞月、時撮松花堂所詠倭歌之末字押韻」があるに拠る。〈江月〉は大徳寺の住持、江月宗玩。〈松花堂〉は松花堂昭乗のこと。「観瀾亭」は、洛北市原にある武田道安の別墅内の一屋。席上、丈山は昭乗の詠んだ和歌の末字の韻を押んで七絶を詠んだというのである。

秋 野間三竹・松永昌三と共に西山に登り、寛永九年に歿した吉田素庵の別墅である期遠亭に遊ぶ。また、詩を詠む。

その時丈山が詠んだ詩が「登西山」〔『正集』卷之一〕である。その序文に、

丁丑之秋、赴期遠亭、与静軒・昌三偕駕沙棠、沂大堰川、躋観音堂而思曾游。

とある。「曾游」とあるは、吉田素庵との在りし日の交遊を指すのであろう。〈昌三〉とあるは、松永貞徳の男、松永尺五のこと。名は退年、字は昌三、小字は昌三郎（或いは、諱

昌三、小字退年とも）。尺五・講習堂・春秋館などと号す。この年四十五歳。〈静軒〉は野間三竹の号。

▽11月9日 島原の乱勃発す。幕府の上使として板倉重昌と石谷貞清が派遣さる。

冬(?) 堀杏庵へ詩作九首を贈る。杏庵、和韻九首（恐らく書簡も）を寄す。それに応えて返書を贈る。

このことは、『続集』卷之十三所収の杏庵宛書簡に拠って推定できる（成立時期に就いては後述）。この書簡は箇条書きになっているので、以下逐条的に知り得た事実を記述することとする。先ず始めに「前月廿二日之華牒墜手。件一件条一条押韻無筭」とあるに拠って、杏庵から丈山に書簡が寄せられていたことが推定できる。次に、

一拙作達於几前、清和九首惠来、感極荷極、不知所謝。

とある。丈山が詩作を杏庵に贈ったところ、その和韻九首が寄せられたので、礼を陳べているのである。丈山が何首の詩を杏庵に贈ったかは知る所がないが、杏庵の和韻九首が、丈山の何れの詩に和韻したのかはほぼ分かる。次にそれを詩題により整理しておこう（上段は丈山の詩、下段はそれに対する杏庵の和韻）。

〈1〉七絶「珉子及徒江月師」

「其一和僧往西州」〔杏陰集〕

「竹斯乞詩」〔正集〕

卷之五、以下同

卷之二

之一

〈2〉七律「登西山」〔『正集』卷之一〕

「其二和遊期遠亭」

〈3〉

「其三和寄變童」

〈4〉七律「次韻三竹中秋無月」〔『正集』卷之一〕

「其四和中秋無月」

〈5〉七絶「九月十三夜与昌三静軒入吉田氏家玩月池亭」〔『正集』卷之一〕

「其五和九月十三夜台池月」

一

〈6〉五絶「無題」〔『正集』卷之二。『覆醬集』卷上では「寓懷」と題す〕

「其六和寓懷」

〈7〉七絶「丁丑九月之望、全江月松花二僧入観瀾亭賞月、時撮松花堂所詠倭歌之末字押韻」〔『正集』卷之一〕

「其七和倚僧和歌末字」

〈8〉七絶「瓶菊」〔『正集』卷之二〕

「其八和瓶上菊」

〈9〉七絶「落葉混雨」〔『正集』卷之二〕

「其九和落葉混雨」

以上の如く、〈3〉の丈山の詩が伝存不明の他はすべて判明する。杏庵の和韻九首は、『杏陰集』卷之五に「和石大拙九首」との題で、序を付して収載されている。序には、「寓居多事、久廢筆研。維時仲冬、紙衾霜重楮烟聊述心緒、以酬舊知、赧顔々々」とある。さて次の条に眼を転ずることにする。

一如教諭、西州蛮賊之私党可憎之甚也、彼雖有数百万口、氓隸之人、木兵竿旗、何驚怖之有。網裏之跳魚、樊中之飛禽、一朝可亡。到興亡治乱、有識者識之。只東照大君之先知、可感可仰。

この条が、書簡の成立時期を推定する手掛りとなる。この条で話題となっているのは、島原の乱であるが、「一朝にして亡びつ可し」とあって、京都の丈山のもとに乱平定の情報が達する以前であることが分かる。で、杏庵の和韻の成立が、先の序文に「仲冬」とあるから、寛永十四年十一月と考えられるのと合わせて、この書簡の成立は寛永十四年十二月から翌十五年春迄のことと推定できるのである。次の条では、

一野吟数篇被加細論。不耐忻樹。真足為詩学

昇進之梯階。喜而不寐。

とあつて、杏庵から丈山の詩に「細論」を加えものが寄せられたたらしく、その札を陳べている。但し、その杏庵の「細論」に就いては知るところがない。次の条には、

一衆漁携網臨淵立。一句、不如此後句云云。今獲細論、初晩拙手。登時、徒題其所觀。它日改更可三以句三郢正。

とある。「衆漁携網臨淵立」というのは、丈山の七律「登西山」の第三句目であるが、杏庵はこの句が第四句目の「百丈擎舟傍岸行」に較べて見劣りがすると評価したのであるうか。次の条以下、五条に亘つて、今度は丈山が杏庵の和韻に就いて批評を加えている。

一此行所示蒙之高調、每篇氣格峭健骨響雄逸、殆有塵表之風。立丈及門下諸生、其它親者、鼓掌無以不稱善。唯恐足下信不及耶。当局者迷。ム雖不敏、旁觀有眼。公詩、倍徒於曩時、如別趣。篇中大概无処著手。敢匪飾說、原亮為幸、敬忘來論、傲老嫗之見解。聊奉鄙言。可發一笑。

一嶺存京極山莊跡、麓見臨川泉水橫。好個一聯模寫景致、奇確壯浪円渾富麗。可謂西山之着題。又、如杉檜大悲閣句者、風樹之声鳴於磬、

清韻蕭颯引入鐘声、詠物迫真。奇甚妙甚、覺意味之深長。

一池月之章、如多日念茲誠在、茲之句者、至朴至木如寡味耶。如下懸天上一浮池之句者、一句之中用兩箇一字、指點天壤、形容月影。仙手仏口、鄭重鄭重。

一樵童之什、到起句第三、寓字当平用仄。未審未審。想夫、足下以倉卒故乎。又、遺忘之乎。

一本邦官家桑門之詩、自古不精声律。是故七言四字不仄平。雖管家之博雅、難免不韻之譴。況其余哉。自匪老杜所製與体拗用、在唐詩用四仄一平、百首之中未見一首。方今、足下之詩文、雖片言隻字、伝写夷洛、珍蔵秘惜。可不慎哉。何不思哉。嗚呼、吾為僭乎。這回冗迫、敢不為字。區區曼乙、貸恕不次。

この五条の中、具体的に杏庵の詩を評したのは三条。「嶺存京極山莊跡……」の条は、「其二和遊期遠亭」の頸聯の批評であり、「池月之章……」の条は、「其五和九月十三夜台池月」の批評であり、また、「樵童之什……」の条では、

「其三和寄變童」の起句の第三字目に「寓」の字が用いられている点に平仄の観点から疑義を呈している。平仄論から書き起こし、杏庵への忠告に及んでいる最後の条など、丈山の

八景に題する七絶八首を詠んだ。それに序を付して、「市原八首并序」との題で『尺五集』巻之四に所収されている。

このことは、『菟芸泥赴』五「大日本史料」第十二編之三十一所収」にも触れられているので引用しておく。

一市原山の八景 河西の山際に有、背の山と云ハ爰也、妙

寿院藤歛夫の別業にて、歛夫名る所の八景なり、戊寅六

月、藤為景朝臣にまねかれて、石川丈山、松永昌三被題

の詩有、もとより歛夫の和歌あり、ことしけくれば略す。

記事中、「戊寅」の横に「(元禄十二年)」とあるのは明らかに誤

り。ところで、この様に為景が丈山・尺五・三竹と接触した事情を考えなければならぬが、それは、『惺窩先生文集』

の編纂に意欲を燃やす為景が、この三人に評論校讎を依頼した事実(寛永十六年7月23日の項参照)との絡みで捉える必

要がある。即ち、この三人が為景の依頼を承諾したこと、従って依頼者(為景)は被依頼者(丈山・尺五・三竹)と意志

疎通を図る必要があったこと、換言すれば、協力者と親密な関係を保持する必要があったことが、この雅会の背後事情と

して考えられるのである。寛永十五、六年頃、丈山と為景との交遊が頻繁になる現象は、『惺窩先生文集』編纂を企図し

た為景側の働きかけに依るものと観じても間違いないであらう。松永尺五は、為景とは遠縁に当たるから、その編纂の企

図を聴いて丈山に仲介の労を執った可能性も一概には排除で

きない。いづれにせよ、この日の会集が、そのメンバーから見て、『惺窩先生文集』編纂と何らかの関連を有することは確かであろう。

■8月19日 林永喜(信澄。東舟と号す)歿す。享年五十四歳。

冬(?) 羅山より書簡を寄せらる。

この書簡は、『羅文』巻第七に所収。その冒頭から、丈山が、九月二十八日付書簡(伝存不明)を寄せていたことが推測できるが、それに対する返書がこの羅山の書簡である。左に掲

抄秋念ハ八莫之尺牘、不_レ為_二洪喬_一。前頃入_レ手。披_レ之_レ則千里面譚、幸_レ幸_レ。聞_三余有_二舍弟永喜喪_一、被_レ吊_二三樹余_一。且言、始聴而驚、而哀而惜焉。情既_レ如此。札亦宣_レ然。余今遭_二旻天不_レ吊、若_レ喪_二其耦_一、如_レ失_二左右_一手。一_レ翻_レ鍛、而鳥將_レ隕、隻_レ輪摧、而車不_レ完。雖_レ如_二病枵之難_一承_二三雨露_一、然有_二老馬_一而不_レ取_二長途_一。不_レ識足_二下謂_一何耶。嘗_レ聞足_二下_一婦_レ休、不_レ京_レ洛、不_レ江_レ湖、隨_レ所_レ適、而市_レ隱。以_レ故久不_レ投_二三鯉_一、頗似_二疎濶_一、勿_レ為_レ恠也。方_レ今獲_レ惠_レ書、乃知_レ足_二下_一不_レ以_レ為_レ恠、于_レ余而不_レ疑也。吁、北_レ肉歿、人_レ皆惜焉。其後、余与_二足下_一之際、時_レ時_レ所_レ遇_レ之人、化_レ列_二于鬼簿_一者、得_レ庵_レ・花屋_レ・素庵_レ相_レ繼_レ物_レ故。其間、書_レ生_レ及_二于門_一者、如_二保高_一・春江_レ・春碩等_一、歳_レ歳_レ年_レ人_レ不_レ同。余_レ尚_レ余_レ喘_レ如_二與牛_一向_レ月。畏_レ

寒畏^レ暑^ヲ、肌^ハ膚^ハ凍^レ梨^ニ、顧^レ其^ハ影^ヲ、則^チ顔^ハ憔悴^シ形^ハ枯^レ。似^テ三^ニ閨^ニ而^チ醉^レ不^レ醒^メ。頭^ハ童^ニ齒^ハ豁^シ、如^シ退^カ之^カ。然^モ老^シ且^チ懶^{ナリ}。於^レ是^ニ復^テ値^フ此^ノ喪^ニ。竜^ノ鍾^ノ之^レ袖^ト、与^ト露^不乾^ク。鶴^ノ急^ノ之^レ風^ト、同^ク乞^フ何^ノ求^メ。庶^{クハ}乎^ハ憐^セ察^セ焉^ニ。雖^モ然^{リト}以^テ余^ノ不^レ中^一才^一、猶^ラ欲^ス養^フ一^ハ家^ノ之^レ不^レ中^一才^一。豈^ニ自^ラ廢^ル乎^ニ。若^シ比^シ諸^ノ武^門、則^チ有^レ問^ニ廉^頗尚^能飯^ク否^ク、伏^波尚^能乘^レ馬^否、果^シ必^ク答^ハ曰^ク、猶^ラ然^{リト}耶^カ。涉^レ筆^一一^ハ嘸^一一^ハ嘆^ス而^レ已^ム。足^下以^テ為^レ如^ク何^ノ哉^ヤ。會^ハ面^不レ^ル可^レ期^ス、則^チ待^ツ郇^雲飛^来耳^ニ。不^レ宣^ス。

末尾に「寛永十五年」とある。書中、永喜（羅山の弟）の逝去に触れているが、それは、この年の八月十九日のこと。それより端を発して、惺窩（北肉）・菅玄同（得庵）・戸田為春（花屋）・吉田子元（素庵）といった、羅山や丈山と交遊のあった人々の物故に言及し、また、羅山の門下生の間にも異動の存したことが報じられている。〈保高〉とは、松野保高のこと。『羅詩』目録、「次松保高試毫韻三首」に付された小字の註記に、「字子山、号長太郎。仕松平下総守清臣。受学於先生、頗有穎敏之誉。不幸早世。先生惜之」とある。〈春江〉とは、洪春江のこと。同目録、「和洪春江試筆韻八首」に付された小字註に、「初稱龜三郎正次。城州野尻村人。幼來仕学問。其後仕加藤左典厩父子、經伊予会津、歷年病死」とある。〈春碩〉とは、稻辺春碩のこと（元和八年8月15日の項に既出）。この三名の中で、春碩が丈山と面識があった事実から推して、他の二人も面識があったものと思われる。それ故、羅山はこの様に門下生の

名を挙げたのであろう。老懶に加えて、身内や門下生の物故が相次ぎ、羅山を疲弊傷悴させていたことが、この書簡から察せられる。この羅山の書簡に対して、丈山が返書を認めたのは翌年のことである。

□ この年、板倉重宗から幕府への仕官を勧められるも、それを固辞したか。

このことは、『年譜』に次の様にあるに拠る。

在京師。京尹板倉羽林重宗与公有旧。故善遇之。重宗諭之曰、卿若欲仕幕下、我為卿請官、如何。公不肯而謝曰、小子在去陽、以養母也。故与母誓、謂百歲之後宜遂退隱之志。今母已没。違其誓而仕官、則妄人也。妄人在官何益矣。重宗笑而止。

寛永十六年（一六三九）己卯 五十七歳

春 堀杏庵に七絶「午日立春有雪」『正集』卷之一」を寄せたか。杏庵、和韻「和石大拙立春新雪」『杏陰集』卷之六」を詠む。このことは、『正集』におけるこの七絶の配列位置より推定した。

春 石川吉信の建碑に、平岩元重・堀杏庵と共に関与す。また、「書石川廐牧令吉信碑陰」『統集』卷之九」を撰文す。

石川吉信は、主君松平忠吉が逝去した時、稻垣将監と共に殉死した人物であり、丈山にとつてはいとこおじに当たる。彼の三十三回忌を迎えるに当たり、殉死礼讃の風潮とも相俟って

春

羅山へ返書を寄せたか。

建碑の機運が盛り上がった様である。「堀願貞先生年譜稿本」同年の条には、「二月作石川主馬佑墓誌銘建石於洛。東紫雲山。平岩元重与石大拙、商裏其事」とある。二月、杏庵が吉信の墓誌銘を撰文したと言う。これは、『杏陰集』巻之十五に「石川朝臣主馬佑吉信墓誌銘」と題して収録。また、平岩元重と丈山が、吉信の墓碑建立を企図し、推進したと言う。しかし、この点に就いては、丈山の「書石川廐牧令吉信碑陰」では、「方今、平岩氏元重砥節厲行勇於為人。是輒公之自出也。欲俾英名垂於不朽。句銘誌法眼杏菴、鏡石于此」とあり、これに拠ると、建碑の中心的存在は平岩元重であったことになる。平岩元重が建碑を企図し、杏庵に墓碑銘の撰文を依頼する一方、吉信とは遠戚に当たる丈山にも参画を求めたと言うことか。

この返書は、寛永十五年秋の羅山書簡（前出）に応えたもので、『統集』巻之十一に所収。左にそれを掲出する。

新陽回來、未伝雁信。景印之私、千里神馳。寅惟、道候福祉榮膺清健為樹。去年之秋、適奉艸一。昔者、不遺遠辱環答、披繹數日歛媿交併。儂丙子之歲致仕旋洛。足下不以不聞焉。而不慮一字、不蒙片言、殆如棄絶。是以聊度于猶与、因循在再、中間久不修問安之敬。恐不免於戾。

今藉來陳、披揭肝胆、用申鑿積。如斯而已。豈可獲蓋覆黜不白露左右耶。拜命之辱、垂意甚備。示及繾綣之情。於是熟曉盛教、宿懷氷解、無勝鳧藻之至。自是之後、不置疑於其間、可也。其亦庶乎。

先ず、この返書の成立時期に就いてだが、それは、冒頭の「新陽回來……」とあるに拠って、春であることが推定できよう。次に、その内容を吟味する。寛永十三年春、丈山は浅野家を致仕して帰京したのであるが、江戸に在ってその情報に接しなかつた筈のない羅山なのに、「殆ど棄絶するが如き態度をとったと言う。それは、長い間羅山に対して「問安の札」を怠つたためではないかと、丈山は付度するが、資料を追跡する限りでは、確かに丈山が広島に在住していた寛永四年（一六二七）に一度書簡と詩の贈答酬和があつて以降、寛永十五年秋迄、二人の交遊に空白を生じているのである。

丈山が付度する通り、彼が羅山への働きかけを怠つたことがその原因であると思われる。それは、二人の居住地が広島と江戸とに遠隔していたためとも考えられるが、或いは、広島に在任時代、丈山の意識的な羅山離れがあつたのかも知れない。既に推測しておいた如く、広島に在任期も後半の頃には、丈山が精神的に退嬰化していた様であり、このことに関連で彼の羅山離れを捉えることができるかも知れない。その頃、

別に羅山に対してのみならず、人間関係全般に亘って消極的になつていたのである（寛永九年9月12日の項参照）。「宿懐氷の如くに解けて」とあるから、両者の間に「宿懐」二年來の蟠り、疑念が生じていたことは間違いないであろうし、それを氷解するためにも丈山が他意のなかつたことを釈明する必要があつたのであろう。恐らく、「去年の秋」、丈山が羅山に呈した「艸状」（伝存不明）には、そうした釈明が記されていたのであろうし、それに対して羅山が返書を寄せたことは、とりも直さず二人の間に蟠っていた「宿懐」が「氷の如くに解け」たことを意味するのであろう。以下、簡条書きになつていたので、逐条的に見てゆくことにする。

一如書所_レ喻、昔在足_下之与_レ余交_通之際、共遊_ニ一_塗、同_ニ硯_席者_夥。追思_ニ昔遊_ニ、恍然_ト如_ニ夢_ノ覺_{タルカ}。隙駟不_レ留、人生如_レ寄。儂独_リ介_ニ居_海西_ニ、九十_ノ有_四年_一所。其間、洛陽_ノ之_一朋_旧、武陵_ノ之_一才子_{凋落}已_レ尽。玄同_・貞順_・花屋_・元古_、化_ニ為_ニ異_物。榮喜_・甚性_・宗佶_・叔勝_亦為_ニ鬼_ノ錄_ト。如_ニ此_ノ数_一人_一、或_ニ於_ニ蘇_門一_則可_レ比_ニ諸_ノ黃_・秦_・張_・晁_、或在_ニ謝_家一_則可_レ羯_・末_{。是}皆_一時_ノ之_一宿_学彦_秀也。今_ハ則_レ亡_シ。其它_、遊_ニ足_下門_ニ、未_レ至_ニ強_一仕_ニ、相_尋下_一世_者、蓋_不レ_レ。足_下、以_ニ具_爾之_多喪_、門_生之_夙殞_故、傷_懷戚_貌頗_為蕉_萃ニ_云。儂、於_ニ足_下一_其憂_可レ_レ知_矣。豈_不

痛哉。日者、在_ニ醫_三竹_処一_、初_テ蘭_玉三_子之_一試_毫。儂、雖_不レ_レ敏_ト、深_増ニ_嘆賞_ニ。三_子、各_老ニ_於吟_咏ニ_、雄_渾鬆_妙、一_清ニ_蔭一_眸。又、足_見ニ_雅尚_ノ之_不レ_レ。叔勝既_没、文_不レ_レ在_ニ斯_哉。佳_胤聰_穎敏_慧、自_有ニ_鳳毛_一。況_又獲_ニ千_里駒_ニ乎_{。珍}之_重之_。

この条は、先の羅山書簡とも呼応する内容であり、丈山は喪事相次ぐ羅山に対して同情を示している。尚お、〈元古〉とあるは、童名龜三郎、惺窩に陪侍していたらしいが、伝未詳。〈宗佶〉とあるは、羅山の異母弟で、甚性と同母。建仁寺に入り禅僧となつて後、名を紹佶と改め、閑林と号す。〈叔勝〉とあるは、羅山の長男で、寛永六年（一六二九）六月十九日歿す。享年十七歳。しかし、同情するだけでなく、「蘭玉三子」の試毫の出来栄えに触れて、その三子の才能を賞し、羅山を励している。三子とは、羅山の三男春勝（春齋）、四男守勝（春徳）と、羅山の甥の永甫（信次）とである。次の条では、丈山が羅山の詩に次韻して贈ったことが報じられている。

一囊_者、有_レ人_写足_下珠_玉之_一調_来、眎_レ余_{。清}新_温麗_、氣_味殊_深、雋_永之_無窮_、高_藻之_難攀_、不_揣ニ_蕪陋_一。唯_躡ニ_其芳_趾ニ_、附_ニ録_別幅_ニ、以_備ニ_一喙_一。詹_詹小_言、寧_可レ_レ当_ニ折_楊皇_華一_哉。慙_視慙_視。

ここに言う、羅山の「珠玉の調」並びにそれに対する丈山の

次韻に就いては必ずしも定かではないが、それでも推測は可能である。羅山の「珠玉の調」とは、『羅詩』卷第十一所収の「巳卯元旦試毫二首」(二首の中、一は七絶、一は七律)ではなからうか。また、それに対する丈山の次韻は、『正集』卷之一所収の「苔林羅山并序」の二首であろう。この「苔林羅山并序」の序のところ、「日者、圃武陽羅浮子元旦之嘉藻、興趣有味、愛翫不已。渴詠之余、猥繼華躅者二首。其一律則平仄兼餘以祝安全、其一絶則賢愚相望、而修文盟而已」とある。次の条では、丈山の近況と心境とが記されている。

一丁丑之夏、於三万^{カクハラニ}年之傍^{トシ}、ト^ニ区^ノ之居^ヲ、修環堵^ノ之空^ヲ、安^ス微眇^ノ之身^ヲ。足^ニ於^レ巳^ニ、無^レ求^ニ於^レ外^ニ。逍遙自得^ニ、愧^レ少^ニ游^ニ。素^{ヨリ}有^レ隱癖^ニ。出^シ没^シ於^レ烟霞^ノ之裏^ニ、嘯^シ傲^シ乎^レ松菊^ノ之間^ニ、心^ニ遠^シ地^ニ偏^ニ。如^ト与^レ世^ノ隔^ル生^カ矣。絶不^レ関^ニ人^ノ間^ノ之事^ニ、杜^レ門^ヲ謝^レ客^ヲ、恣^ニ思^ヲ典^ヲ墳^ニ、以^テ澹泊寧^シ静^ニ為^レ樂^ト矣。天^ノ下^ニ不^レ易^ニ其^ノ樂^ヲ、不^レ死^ニ於^レ馬^ノ革^ニ、死^ニ文^ノ字^ニ、而終^ニ為^レ乾^ノ蠹^ト者、是^レ復^カ余嗜^シ癖^ノ之所^ニ為^レ也。嚙^カ敢^テ可^レ奪^レ志^ヲ也邪。但所^レ恨^ニ東^ノ西^ノ悠^ノ澗^ノ、風^ノ馬^ノ牛^ノ之^レ不^レ相^シ及^ニ也。吁、瞻^シ俸^ノ之^レ褻^ヲ、何^ノ日^ノ可^シ傾^テ倒^レ耶。臨^シ楮^ノ悵^ノ惘^ノ處^ノ、冀^ハ為^レ世^ノ為^レ道^ノ、若^シ時^ニ愛^シ練^ヲ。万^ノ惟^ニ原^ノ貸^シ不^レ次^ト。

この前半部に就いては、既に触れたところでもあり、再述はしない。ただ、相国寺の傍に睡竹堂を構えて住する様になっ

て、丈山の精神が安定し、心の余裕すら生じていることは、この書面から窺える。それは、マイ・ペースの生活を取り戻したことを意味するか。それは「文字(学問——筆者注)に死して、終に乾蠹(ひからびた紙魚——筆者注)と為」らんとする「志」の実践に裏打ちされた精神の安定であり、心の余裕であるとの印象を受けるのである。爾後、主に書簡を通じてではあるが、丈山と羅山は親交の度合を増すことになる。

5月中旬(?) 林羅山から返書が寄せらる。

この返書は、『羅文』卷第七に所収。この返書には「寛永十六年作」との小字の註記はあるが、月日は記されていない。だが、この羅山の返書に再び応えた丈山の返書(後出)に、「夏五中澣之瓊報」とあるに拠って成立時期を推定した。羅山の返書の冒頭には、「前回所^レ贖瓊瑤二章、手教一封、并^ニ執^ニ雪^ノ五^ノ握^ヲ、相^ニ達^ス于^レ此^ニ……」とある。ここに言う「瓊瑤二章」とは、前出の「苔林羅山并序」を指すものと思われる。この返書の末尾近くに、「二章芳和、不^レ復^セ弗^シ措^カ也。盖^シ次^シ韻^ヲ權^ヲ輿^ス于^レ劉^ノ元^ノ白^ノ詩^ノ筒^ノ酬^ヲ和^シ家^ノ花^ノ車^ノ斜^ノ之^レ字^ニ。然^モ第三^ニ五^ノ七^ノ句^ノ之^レ尾^ノ字[、]次^レ之^{者^ニ未^ニ嘗^テ聞^カ也。今^ニ效^シ足^ニ下^ニ、捧^テ心^ヲ再^シ并^セ繼^ク焉」とあり、丈山の次韻に羅山が再和したことが分かる。その羅山の再和は、「依^テ歳^ノ且^ニ元^ノ韻^ニ和^シ丈^ノ山^ノ所^ニ寄^ス二^ノ首^ニ」(『羅詩』卷第四十五)であろう。返書を読す}

るに、ほぼ前掲の丈山書簡を承けてそれに応ずる内容である。次にそれを一瞥しておこう。

足下之於愚、久絶音耗。去歲獲愚狀、而後十年、裝積、一旦伸而解云爾。不亦快乎。思足下未曾有蓬心。吾儕亦素無芥胸。不有蠅營、何有狐疑。不有鄙売、何有嵇絶。庶乎不有體接、而有蘭臭、有子夏之信、与平仲之敬。敬与信、不可論久近也。况故旧不遺乎。且故旧已載点鬼簿者、実如來書所枚舉。嗚呼、旧遊零落半歸泉、是香山之所感。然比愚之所歎、則此多於彼。足下亦是所宜感慨也。

羅山は、丈山に対して何の蟠りも持っていないことを表明し、更に「敬」と「信」とに基く交わりであることを希求している。また、物故せる故旧少なからざる点にも触れている。次に、「蘭玉三子」に就いて述べている部分を掲げる。

且所云、足下頃初見蘭玉三子雞且起筆詩、深増歎賞云爾。想春恕・守勝・永甫之卑詞、伝到京師、歎賞云爾。恰似樸樾浮槎之流行、被梅柳知。唯願足下褒賞、不為不虞之譽。故益激励之、弥興起之。

これに拠って、「三子」が、春斎（春恕）・春徳（守勝）・信次（永甫）であることが判明する。そして、春斎の近況

を報じて、「冬春之交、春斎為人講唐賢絶句訖、邇日復講涪皞詩」と記す。春斎が漢詩ばかり講ずることに就いては、父として不満を抱いていた様で、「唐賢涪翁之詩談、聊資塵尾而曰、非急務也。故勸聖賢之書、以教授之」と、聊か愚痴をこぼしている。また、羅山は春斎・春徳に「可数千卷」の家蔵書を譲渡したことも記しており、「我家敝帚既皆附春斎。其所有副、乃畀守勝」とある。

時に春斎二十二歳、春徳十六歳。このこと、羅山、春斎、春徳のいずれの年譜にも記されていない。この中の春斎と、前年逝去した永喜の跡を嗣いだ永甫とは、既に幕府に出仕して羅山の職務を代行していた。ここにも言及して、「若言公務、則朔望之外、或間四三日、子姪每詣城内。然児童言語、猶未好。或定日時到庁舎。民庶之獄詞、浮屠之訟牒、仏狼機之沙汰、自去冬使子姪代愚以誦焉。故弛担息肩、以獲小安」と丈山に告げている。だが、肩の荷がおりたとは言え、「心猶勞矣」と、それはそれで心労のあることも告白している。親の子に対し、伯父の姪に対する評価であるから、額面通り受取ることもできないであろう。この様に、「蘭玉三子」に触れた後、一転して、今度は丈山が相国寺の側に居を下したことに触れて、「出武門入幽処者、有所挾也。今収桑榆于王畿之内、愛花草於老圃之徑。夫王畿者民之所止、詩

云、出^ク幽^ニ谷^ニ、遷^ル于^ニ喬^ニ木^ニ。夷^ノ夏^ノ之間、為^ス善^ク變^ス者^{ナリ}乎。誰^レ不^ニ歎^セ哉^トと述べている。以上が、この羅山の返書の主な内容である。

夏・秋(?) 林羅山に返書を寄す。

この返書は『続集』巻之十二に所収。内容から見て、前出五月中旬の羅山書簡に対する返書であることは明白である。それを次に掲出する。

夏^ニ五^ノ中^ノ澣^ノ之^ノ瓊^ノ報^ヲ、逾^レ月^ニ徹^ニ於^ニ此^ニ。所^レ副^ニ黃^ニ毛^ニ筆^ニ兩^ノ枝^ヲ、息^香五^十枝、各^レ領^ニ雅^ノ贖^ヲ。愧^レ感^ニ曷^ノ勝^ヲ。就^レ中^ノ數^ニ百^ノ言^ヲ之^ノ長^ク賤^ク、一^ノ兩^ノ章^ノ之^ノ寵^ヲ和^ク、情^眷尤^ク荷^フ。既^テ而^レ復^シ之^ヲ、不^レ能^ニ自^レ休^ム。至^ニ文^ノ書^ノ之^ノ高^ク妙^ニ、則^チ如^ク皞^ノ天^ノ之^ノ無^ク端^ニ、寰^ノ海^ノ之^ノ無^ク窮^ニ。非^ニ輕^ニ才^ノ之^ノ徒^ノ所^レ可^ク論^ニ誼^ニ。況^シ又^チ名^ノ章^ノ傑^ノ句^ノ出^ル人^ノ意^ノ之^ノ外^ニ乎。鄭^ノ重^ノ鄭^ノ重^ノ。近^ク聆^ク、去^ル一^ノ月^ノ、火^ニ於^ニ宮^ノ城^ニ、瓊^ノ樓^ノ玉^ノ宇^ノ弘^ク地^ノ尽^ク矣。此^ノ地^ノ自^リ傳^ニ檄^ニ至^リ、朝廷^ノ為^レ之^ノ震^シ駭^シ、京^ノ師^ノ由^テ是^レ傾^ク動^ク。噓^ク、天^ノ耶[、]運^カ耶^{。為^ニ識^ノ者^ノ如^ク之^ノ何^ノ。如^クレム雖^ニ巖^ノ窟^ノ之^ノ寒^ク、乞^フ、無^ク不^レ嘆^ク慨^ク。緬^ニ惟^ニ入^レ秋^ノ來^ク、襟^ノ履^ノ康^ノ裕^ノ何^ノ若^ク。不^レ佞^ク久^ク有^ニ重^ノ腿^ノ之^ノ疾^ヲ、竟^ニ不^ニ全^ク間^ハ。茲^ノ者[、]既^テ発^テ坐^テ起^リ、扶^レ杖^ニ而^レ行^ク。如^ク真^ノ蹠^ノ脚^ノ相似^ク。又^チ謂^フ、前^ノ來^ノ勃^ノ宰^ノ翁^{。其^ノ余[、]多^ク病^ノ備^ノ羸^{、第^百不堪^ク而已^{。融^ノ炤[、]是^レ析^{。前^ノ書^ノ所^レ云[、]自^ニ去^ニ冬^ノ令^ニ子^ノ令^ニ侄^ノ登^ニ台^ノ府[、]各^レ以^ニ父^ノ任[、]掌^ニ上^ノ書^ノ之^ノ事^ヲ、断^リ黔^ノ首^ノ獄^ノ辭[、]聞^ニ白^ノ足^ノ之^ノ争^ノ訴^{。又^チ、公^ノ退^ノ之^ノ暇[、]在^ニ横^ノ舍^ニ、}}}}}}

則^チ說^ニ唐^ノ詩^ノ宋^ノ詩^ヲ、以^テ教^ニ授^ス諸^ノ生^ニ。若^シ是[、]則^チ教^ノ学^ノ相^ノ長^ク、大^ノ鳴^ノ小^ノ鳴[、]誰^レ敢^テ不^ニ嘉^ノ尚^ニ哉^{。足^レ下^ノ不^レ寐^ノ之^ノ喜[、]於^レ是^乎可^ク知^ク。想^フ夫[、]如^ク賢^ノ伯^ノ仲^ノ材^ノ識^ノ明^ノ達[、]不^レ闡^ニ儒^ノ門^ノ、可^ク以^テ繼^ニ肯^ノ堂^ノ之^ノ素^ノ業^ヲ矣。斯^ノ意[、]匪^ニ獨^ノ吳^ノ氏^ノ。足^レ下^ノ亦^レ世^ノ不^レ乏^ニ季^ノ子^ノ矣。椿^ノ桂^ノ之^ノ壽[、]庶^ニ幾^乎寶^ノ家^ノ燕^ノ山^ノ之^ノ榮^{。珍^ノ珍^ノ祝^ノ祝[、]數^ノ日^ノ來[、]右^ノ腋^ノ疼^ノ痛[、]不^レ便^ク操^レ觚^{。雖^レ然[、]此^ノ行^ノ欲^レ伸^ニ乙^ノ謝[、]強^テ泣^ニ楮^ノ国^ノ故^ノ不^レ為^レ字^{。余^ノ附^ニ吉^ノ田^ノ氏^ノ口^ノ陳^{。賓^ノ雁^ノ有^レ羽[、]幸^ニ惠^ニ一^ノ字^{。万^ノ万^ノ不^レ次^{。この書簡が草される以前、丈山は病苦に悩まされていた様だ。彼自身の言葉に従えば、「重腿」(脚氣)で、歩行にも杖に頼らざるを得ない様な状態であつたらしい。しかも、数日來の「左腋疼痛」が加わり、文字通り「多病」の身であつたと言えよう。また、十一月に宮城から出火して、洛中を混乱に陥れたことなども報じられており、この書簡の成立を推定する手掛りとなる。先の羅山書簡を受けて、春斎・永甫のこにもも触れ、その活躍を慶賀している。尚お、末尾に、(吉田氏)とあるは、誰のことか不明。或いは吉田素庵と同族の者か。}}}}}}}

7月23日 これより先、丈山は松永尺五・野間三竹と共に、藤原為景(惺窩の男)に協力して『惺窩先生文集』の「評論校讎」に関与し、この頃迄に終了したか。

丈山が『惺窩先生文集』の編纂の際に「評論校讎」に関わっ

ていた事実は、「藤原為景朝臣遺文」「東大史料編纂所蔵『藤原朝臣為景詩集』所収」に記されている。この「遺文」は、実は為景の堀杏庵宛書簡である。惺窩の詩文集としては、羅山が『正編』を、菅玄同が『続編』を、それぞれ分担編纂し、杏庵の序を冠して成った『惺窩文集』（全八巻。寛永四年頃刊）が存するが、為景は新たに捜し索めた詠草文稿を以て、「修飾其闕漏、刪訂其煩冗」して、惺窩の詩文集を編纂し「聊為泉下報之」との趣旨を、この書簡を通じて杏庵に伝え、編纂上の不審な点に就いては彼と羅山とが「相議」して「定其可否」める様に依頼している。その不審な点は箇条書きになっており、十四条に亘って記されている。中には、書名に関して旧題では「惺窩」とのみあるを、「先生」の二字を加えて『惺窩先生文集』とする旨述べた条なども含まれているが、丈山との関わりで注目せねばならないのは、その最後の条である。

一此書同丈山・昌三・三竹等評論校讎、殆及合部作三策耳、足下法印看得了、將鈔梓頒布于世間者、愚至願而已、足下無倣魯人之卑則幸甚

己卯秋孟二十三日

譚玄再拜

この部分は、「大日本史料」第十二編之三十一にも所掲。この記事中、「足下法印」・「足下」とあるは堀杏庵のこと。

「愚」・「譚玄」とあるのは為景のこと。為景は、杏庵の校閲を経て、『惺窩先生文集』を上梓しようとした。それに応えて杏庵は返書を寄せた様だ。『杏陰集』巻之十所収の「荅藤秘書監書」が即ちそれである。この返書において、杏庵は「書中十四件、一々領納之」とて、為景に了解を与えている。更に、丈山達のことにも触れて、

以愚觀之、集刊本遺逸之文章詩賦行程記筆談、以為一卷、増入刊本之末。自序曰、是家藏之文也。刊本所有疑文、別立一門。是誰某之詩也、文也、見者可挾而取舎也。然則天下之公論、而非一家之私見也。丈山三竹昌三同之耶。非耶。

と尋ねている。更に、

刊本林子円子之註外、又加註釈。雖片言隻字、亦人之所欲也。官暇与三子者、考証引拠、益加解義、則為幸矣。

とあるが、ここに言う「三子者」も、丈山達を指しているものと見てよからう。しかし、為景の意気込み、丈山達の協力、杏庵のバック・アップにも拘わらず、何故か上梓されることもない。『惺窩先生文集』は寛文十一年（一六七二）に灰燼に帰した。このこと、為景の孫為経が撰文に当たった『重修惺窩先生文集跋』（為経編、徳川光圀校『惺窩先生文集』所収。跋文の奥には「享保二年童集丁酉端午之日」とある）に、「寛文辛亥。二本俱罹于災」とあって判明する。

尚お、丈山の「報秘書監」(『続集』卷之十三)に、

寅審、近況有旨、与選新編、実至此一舉。匪足
下又誰哉。肯堂貽厥之盛業、可賀可賀。……

とあるが、この「新編」は、『惺窩先生文集』を指すと思われる。従って、この「報秘書監」の成立も、この年か前年の寛永十五年であると見て良いであろう。以上の通り、『惺窩先生文集』は烏有に帰したが、その編纂の過程において、丈山が尺五・三竹と共に為景に力を貸した事実——具体的には校讎評論・考証注釈の方面での協力という形で——は認められるのである。

9月18日 松花堂昭乘歿す。享年五十六歳。その死を悼み、七絶「悼南山花松堂」(『正集』卷之二)を詠む。

□ 京都所司代板倉重宗との交遊が盛んになるか。

『年譜』同年の条に、

公以下与羽林重宗相善、数詣其第。重宗每以父執敬之、設席而語。或有牧伯之来会。引公於座上、語客曰、斯老能極文武之道。卿等勿疑之。

とある。しかし、何故この様な記事が、殊更この年のこととして載せられているのか疑問である。一つには、この年特に重宗との交遊が頻繁になったためと考えられるが、もっと別の見方も可能で、年次は必ずしも明確ではないが、丈山の交遊関係の中に重宗の如き有力者が含まれていることをともか

くも顕示し、印象付けるために、この様な逸話を按配したとも考えられるのである。後者の場合には、年次とその年次に繋げられた記事とは左程緊密な関係ではないと言える。記事内容自体にも事実にそぐわない様な語句が見られる。重宗にとつて丈山が「父執」、即ち勝重(重宗の父)の友人であるとする点、或いは重宗は丈山より五歳若いに過ぎないのに、丈山のことを「斯の老」と呼んでいる点には、少なからぬ疑問が湧く筈である。丈山が重宗の屋敷を訪ねることがあった事実は認めるにせよ、それをこの年だけに限定することはできないであろう。ところで、『覆醬集』・『新編覆醬集』に収める松永尺五撰「凹凸窠先生詩集序」(慶安元年夏四月上浣)との日付がある。『尺五集』卷之十にも収録)に、次の様な記載が見出だされる。

……其(丈山——筆者注)詩藁文牘已向鉅軸。与羽林次将板倉氏重宗朝臣有同邦同仕之旧交。乞藏其詩集於郷国参之長円禅寺瑤庫。石公慮隱退之身、依謙讓之深、固辞不許。因循荏苒而已垂九年。或時謂余曰、微責不已、蔽旨巨避、記我抑遜之素懷、冠篇端。……

(『覆醬集』より引用。原白文)

この記載中、重宗に詩集の編纂を求められて「九年に垂んとす」る頃に、丈山は漸くその編纂を決意し、尺五に序文を依頼した点に留意せねばならない。この「九年」を、仮りに尺

五の序文にある「慶安元年」から逆算すると、重宗が丈山に詩集の編纂を依頼した年が丁度この寛永十六年ということになるのである。恐らく、父勝重の十七回忌にその菩提寺である三河の長円寺に奉納しようとして、重宗は丈山に詩集の編纂を依頼したのである。実際には、詩集の完成はずっと後のことになるのだが、重宗がこの年に丈山に依頼したとしても、何ら不思議ではないのである。即ち、丈山が重宗の屋敷を訪問した際、重宗が丈山に詩集編纂を要請した可能性は十分存するのであり、また、このことに象徴される如く、この頃二人の交遊が親密さを増していたのかも知れない。

寛永十七年（一六四〇）庚辰

五十八歳

1月1日 七律「庚辰^{（庚辰）}宸^{（宸）}朔^{（朔）}試^{（試）}粉^{（粉）}卯^{（卯）}」『正集』卷之二を詠む。

この七律に対して、堀杏庵は和韻「和石川拙傲其体」『杏陰集』卷之二を詠んでいる。

6月7日 感神院の祭典を観る。また、七絶「庚辰六月七日、觀^{（觀）}感神院祭典」『正集』卷之二を詠む。

9月7日 在京中の堀杏庵と共に、松永尺五を講習堂に訪う。また、詩を酬和す。

三者の詩の酬和に就いて記しておく、丈山の七律「九月七日同^{（同）}杏^{（杏）}菴^{（菴）}過^{（過）}講習堂」『正集』卷之二に対しては、杏庵に次韻「昌三席上次韻石丈山」『杏陰集』卷之六がある。また、杏庵の七律「題昌三講堂」『杏陰集』卷之六に

対しては、尺五に次韻「奉^{（奉）}汚^{（汚）}杏^{（杏）}庵^{（庵）}正^{（正）}意^{（意）}法^{（法）}眼^{（眼）}被^{（被）}訪^{（訪）}詩^{（詩）}韻^{（韻）}」『尺五集』卷之一がある。丈山と尺五との間には、詩の酬和が行なわれなかったものの如くである。尚お、この年、杏庵が京都に滞在していた事実は、『堀願貞先生年譜稿本』同年の条の、「夏六月歸于京師。嘗受先生教者、四方來聚、贈貽山積。在京者、四月。為左大將尚嗣公、講周易。為菅織染令。講神書二卷」との記事に拠って明白である。六月に京都に帰り、四ヶ月滞在して、その間近衛尚嗣のために周易を、また「菅織染令」のために神書二巻を講じたと言う。その合間に在京の知人達とも旧交を温めることがあったのである。

9月24日 堀杏庵が尾張に帰るのを祖送す。また、五排「送^{（送）}医^{（医）}正^{（正）}意^{（意）}歸^{（歸）}尾^{（尾）}陽^{（陽）}」『正集』卷之二を詠み贈る。

『堀願貞先生年譜稿本』同年の条に、

同月（九月——筆者注）還于張。左大將尚嗣公錢以詩。曰、乾坤資始至屯蒙、不料今朝易已東、秋去冬過歸故里、春風得意玉花驄。先生和荅之。石川丈山等亦贈以詩。

とある。この記事は具体性を欠いているが、幸い丈山の五排に対する杏庵の和韻が残っており、『杏陰集』卷之六、その和韻に付されている序文には、

寛永十七年六月、自関左旋洛、会于諸友。九月廿四日出洛還尾陽。石丈山作送之。余於途中贈答。序属初冬。

とあって、杏庵が京都を出発するのは九月二十四日であったことが判明する。

尚お、丈山の五排は、『尺五集』卷之一にも、と言うことは当然松永尺五の詩作として、「送法眼杏菴国手帰尾陽」との題で収められている。この二詩には字句の異同も認められるので、次にそれを提示しておくことにする（上段は『正集』所収詩、下段は『尺五集』所収詩。番号は何句目かを示す。また返り点・送り仮名は省略す）。

- ① 管鮑締交回 …………… 昵
- ② 李蘇臨別愁 …………… 携手 ……
- ④ 聚散似雲浮 …………… 若 ……
- ⑪ 人生易危涕 …………… 又 ……

以上の四箇所は異同が認められるが、これを別人の手に成ると考えるには無理がある。恐らく、杏庵を見送ったメンバー中に尺五も存在していて、丈山が杏庵に贈った五排をメモするかしたのであろう。更にそれが尺五の詠草の中に混入していたため、『尺五集』の編者松永昌琳（尺五の孫）が誤って入集したのであろう。この五排が丈山の作であることは、杏庵の和韻に付されている序文を見れば明白である。ところで、この杏庵を介して、丈山は陳元賓と書簡を交換し、併せて詩も酬唱していた様である。その全貌は知ることができないが、次の丈山の元賓宛返書（『統集』卷之十三）に拠って

少しく垣間見ることは可能である。

前回託鑿杏庵、要俾書格銘、以煩大手矣。杏庵
帰尾州、居無何、有旋洛人、齎其銘及妍唱一
絶、來、至茲。彼此併領甚憫所望。把玩不已、謝
私曷極。惟無勝鳧藻之至。乃勅画史寫之格上、
描金其字。字画體勢統義獻帖。壯麗之美、不可
得言。自今之後、足以為文房之奇玩。多可多可。
近聆履茲清安、忻甚、怡甚。拙生、宿德未愈。
尚枕烟霞、人事都絕、筆研百不堪耳。對書殊倦。
信耗雖欠、幸勿疑訝。吁、无緣三面一言。馳恋之裏、
何日可解哉。玄生急發、不遑作書。區區曼乙、炳
原是祈。余蘊布玄口陳。秋暑醉人、若時珍練。
恐恐不再。

丈山はまた、元賓に書格銘を需めていた様で、杏庵が尾張に帰着して間もなく、それが京都の彼のもとに届けられたことに礼を陳べている。元賓は、寛永十五年七月前後に「尾州藩への属籍が決定した」との、小松原濤氏の推定（『陳元賓の研究』VI尾張時代（一）、敬公の明人保護政策。雄山閣刊）に従えば、この時期名古屋に在住していたと見て差し障りなからうし、同じく尾張藩に出仕していた杏庵とも同僚ということになり、彼が杏庵に丈山への書簡を託したとしても不思議はない状況であったことになる。尚お、書中、「妍唱一絶」

とあるのは七絶「寄石川左近公新青」〔『正集』卷之二に所掲〕を指すか。また、丈山、その次韻「荅明人陳元賓」〔同前〕を詠み贈ったか。元賓の七絶の転句に「与君昔歳為知己」^(マント)とあるから、二人の交際が始まるのはもっと以前のことであったと思われる。小松原氏は、「元和七年には倭寇綏和使節単氏随員の臨時訳官陳五官との交渉が始まった」〔前出書Ⅲ京洛時代(一)、2交友関係、(8)石川丈山〕とされるが、これに就いては確証はなさそうである。

冬(?) 野間三竹から書簡が寄せられ、それに対して返書を贈ることがあったか。

このことは、『続集』卷之十三所収の「簡壘静軒」に拠つて推定できる。次にそれを掲出する。

前月二十六日之書至、卷舒數回、如縮千里以對言面上。又、天豊州相繼旋洛曲、陳風彩。憫甚、憫甚。不佞、凡百如常。肺疾鼻涕、未獲神効。平素所患、不外於茲。老杜曰、襄年肺疾惟高枕。夫惟之謂乎。

書中、〈天豊州〉とあるは、天野豊前守長信のこと。以下、四箇条から成る。

一乃翁貴眷、各居平安。令弟安節、学植日新。勿敢為思。

〈安節〉は、三竹の弟野間成之のこと。この年、十四歳。

一所、諭教書、此地未聞有^レ此書。今歲所^レ来之書、盖^レ抄。況^レ又、無^レ有^レ奇書。

丈山は、三竹から書籍に関する情報を得たり、稀覯書を借覽するなどの利便が与えられていた様で、例えば、『北山紀聞』卷一、詩教にも、⑫「柳谷ノ野子苞来、話明^レ朝近代ノ詩集四五部ヲ携へ来テ先生ト披閱ス。先生ノ日誠ニ珍^レ書ナリ。明朝ニモ好^レキ詩人アリシナリ……」といった記事が見出される。これは、三竹が持参した詩集に拠つて丈山が明代の詩人や詩作を知ったという記事であるが、これに類したことは少なくなかつたと思われる。

一如^レ来^レ陳^レ杜律集解朱^レ墨竟功。疑義不^レ滞、通篇一貫^レ通^レ少陵之蘊^レ奧、眩^レ方^レ丈^レ之^レ光^レ艷、固^レ閑^レ居^レ之^レ秘^レ宝^レ芸^レ窓^レ之^レ奇^レ玩^レ也。卞^レ玉^レ趙^レ璧^レ比^レ之^レ為^レ輕。与^レ昌三^レ每^レ對^レ誦^レ、只^レ恨^レ少^レ足^レ下一^レ人。

この頃、丈山が、明の邵夢弼編『杜律集解』を入手し、読了していたことが知れる。松永尺五も同様で、二人は杜詩を対誦することがあつた様だ。三竹の不在を惜しんでいる。丈山の七律「荅昌三并叙」〔『正集』卷之二〕はこの頃成つたものであろう。その叙には、

近^レ獲^レ明^レ邵^レ君^レ所^レ選^レ杜^レ律^レ集^レ解^レ、玠^レ翫^レ弗^レ輟。松^レ教^レ授^レ復^レ爾。通^レ誦^レ誦。以^レ墨^レ点^レ律、以^レ丹^レ施^レ解、理^レ義^レ分^レ、較^レ然^レ通^レ曉。教^レ授^レ陶^レ写^レ丹^レ墨、係^レ詩^レ還^レ焉。步^レ其^レ雅^レ躅^レ以

晴_ス富_ス之。

とあつて、丈山と尺五との間に『杜律集解』を接点とする学問的交流のあつたことが明らかとなる。尺五が丈山に贈った七律は不明だが、『尺五集』卷之二には七律「読杜律」が収録されており、また、尺五門の俊秀、木下順庵には、先の丈山の「苔_ニ昌_ニ」七律に次韻した「読杜律集解寄石徴君」『錦里文集』卷二があつて、やはり丈山と交流の存したことが知れる。さて、次の条に眼を転ずると、

一杏庵九月下旬_ニ尾府_ニ。在_レ洛之間、為_ニ近衛大将_ニ、講_ニ乾坤二卦_ニ、為_ニ普織染令_ニ、說_ニ神書兩卷_ニ。如_レ予、不_レ聞_ニ其說_ニ。藤公自_ニ秣冬之交_ニ、音容欠_ニ如_レ。ム病_レ倦_レ不_レ出。静_ニ居_ニ一室_ニ、氣味深矣。何思_ニ外_ニ交_ニ。崔豹云、讀書尚無_レ暇。誰有_レ心待_ニ輪蹄_ニ往來_ニ。吁、真_ニ哉_ニ、斯言_ニ。小詩數篇、写_ニ呈_ニ它_ニ楮_ニ以備_ニ笑資_ニ。冬愛自_ニ保_ニ千萬_ニ、珍_ニ蓄_ニ不_レ次。

この条の前半部、並びに最後の「冬愛」という時候の言葉は、この返書の成立時期推定の手掛りとなる。(藤公)とあるは、藤原為景のことであろう。

寛永十八年(一六四一) 辛巳

五十九歳

春 一乗寺への移居を決意したか。また、草庵の落成は秋のことか。

一乗寺の地に建てられたこの草庵が、即ち凹凸窠詩仙堂であ

る。丈山自身は、「詩仙画像序」(『統集』卷之九)に、「寛永十八年春、適_ニ来_ニ此地_ニ、誅_ニ茆葺_ニ宇_ニ、為_ニ終焉_ニ之謀_ニ矣」と記すのみである。『年譜』同年の条にも詩仙堂に関する記事は存するが、こちらは専ら建築物の構造といった方面を説明するのに力が注がれている。次に『年譜』の記事を掲出する。

公遍_ニ尋_ニ諸山_ニ之名勝_ニ、相_ニ攸_ニ台麓_ニ之一乗寺_ニ、以_ニ為_ニ嘉遁_ニ之地_ニ。把_ニ茅構_ニ屋_ニ、新築_ニ詩仙堂_ニ。堂_ニ之四_ニ壁_ニ畫_ニ漢晉唐宋之詩人三十六輩_ニ小像_ニ、以_ニ掲_ニ之。或以_ニ歲時_ニ祭_ニ之。堂後有_ニ室_ニ、閑坐_ニ讀_ニ經史_ニ、博_ニ窺_ニ諸子百家_ニ。曰_ニ獵芸果_ニ。堂之上_ニ頭架_ニ樓_ニ、貯_ニ羣書_ニ。列_ニ四部_ニ興到_ニ、則_ニ凭_ニ欄_ニ對_ニ月_ニ、微_ニ醺_ニ朗_ニ吟_ニ、曰_ニ嘯_ニ月_ニ樓_ニ。堂_ニ之左_ニ、懸_ニ瀑_ニ濺_ニ巖_ニ、如_レ翻_ニ珠_ニ玉_ニ、曰_ニ洗_ニ蒙_ニ瀑_ニ。瀑_ニ之流_ニ而_ニ為_ニ一池_ニ。白_ニ沙_ニ鄰_ニ鄰_ニ、紅_ニ鱗_ニ片_ニ片_ニ、清_ニ而_ニ徹_ニ底_ニ、曰_ニ流_ニ葉_ニ涵_ニ。堂前_ニ栽_ニ花_ニ、四_ニ時_ニ芬_ニ郁_ニ、曰_ニ百_ニ花_ニ塢_ニ。過_ニ塢_ニ而_ニ有_ニ門_ニ下_ニ谷_ニ、曰_ニ小有_ニ洞_ニ。堂_ニ外_ニ有_ニ小_ニ閣_ニ。通_ニ竹_ニ徑_ニ種_ニ梅_ニ兩_ニ三_ニ株_ニ。疎_ニ影_ニ橫_ニ斜_ニ、以_ニ為_ニ歲_ニ寒_ニ友_ニ、曰_ニ老_ニ梅_ニ閣_ニ。堂_ニ後_ニ有_ニ小_ニ厨_ニ。厨_ニ前_ニ構_ニ小_ニ軒_ニ、為_ニ老_ニ僕_ニ樵_ニ童_ニ之所_ニ居_ニ、曰_ニ躍_ニ淵_ニ軒_ニ。厨_ニ東_ニ有_ニ井_ニ。清_ニ泉_ニ流_ニ出_ニ。可_レ炊_ニ、可_レ漱_ニ、可_レ釀_ニ酒_ニ、可_レ煮_ニ茶_ニ、曰_ニ膏_ニ育_ニ泉_ニ。春_ニ則_ニ有_ニ桜_ニ花_ニ之_ニ滿_ニ蹊_ニ、有_ニ耕_ニ前_ニ村_ニ之_ニ雨_ニ。夏_ニ則_ニ有_ニ巖_ニ瀑_ニ之_ニ流_ニ、可_レ洗_ニ暑_ニ塵_ニ。秋_ニ則_ニ有_ニ庭_ニ池_ニ之_ニ明_ニ月_ニ、有_ニ溪_ニ辺_ニ之_ニ霜_ニ葉_ニ。冬_ニ則_ニ四_ニ山_ニ之_ニ雪_ニ可_レ停_ニ刻_ニ溪_ニ之_ニ舟_ニ、可_レ策_ニ瀟_ニ橋

之驢^一。朝望^三台嶠^一之閑^二雲^一、夕眺^三洛陽^一之晚^二烟^一。臨^レ流^レ則
鳴^レ河^一之水不^レ捨^二晝^一夜^一。登^レ山^一則難^レ波^一之城違^レ天尺^一五^一。園^一
外之松^一則風^一中之琴^一颯^一颯^一。鄰^一曲^一之祠^一則社^一日^一之鼓^一鑿^一鑿^一。
公或^レ為^二十^一境^一、或^レ為^二十一^一景^一。林羅^一山、向陽、讀耕^一三先
生各作^二其^一詩^一。其^レ有^二勝^一景^一、有^二佳^一境^一、不^レ可^二枚^一舉^一。
堂^一之西有^二半^一山^一牀^一。堂^一之傍有^二獅^一子^一榻^一。公自作^二之^一銘^一。
長^一廊繞^レ堂^一、名^レ以^二蜂^一腰^一。号^レ燕^一居^一曰^二適^一軸^一軒^一。号^レ
寢^一房^一曰^二白^一室^一。題^二書^一棚^一以^二剔^一蚋^一之字^一。後改^二獵^一芸^一巢^一、
曰^二至^一樂^一巢^一。公^一在^二此^一間^一、優^レ遊^一自^レ適^一。繞^レ屋^一有^二竹^一
林^一。細^レ徑^一通^レ幽^一。柴^一扉^一常^レ鎖^一。來^一問^レ者^一千^一扣^レ而^レ開^一。俗^一客
則不^レ入^レ之、其^レ性好^レ潔^一。平^一生^一自^レ携^レ箒^一、掃^レ庭^一徑^一、總^レ無^二
一^一点^一之^レ塵^一。世^一人^一皆^レ崇^二其^一高^一潔^一而^レ凶^レ之^一玩^一之^一。先^レ是^レ辭^二
芸^一陽^一後^一、家^一貧^一、然^レ不^レ受^二人^一之^レ贈^一遺^一。雖^レ親^レ戚^一旧^一朋^一、或^レ
辭^レ之^一。荅^レ酬^一之^レ外^一、寄^レ人^一不^レ以^二一^一簡^一。無^レ貴^一無^レ賤^一、人^一皆
敬^レ之^一。公^一侯^レ牧^一伯^一多^レ顧^一問^一之^レ人^一、公^一固^レ辭^一、或^レ不^レ遇^レ之^一。
唯^一京^一兆^一尹^一板^一倉^一重^一宗^一、政^一務^一之^レ暇^一、每^レ來^一閑^一話^一、或^レ留^一宿^一。其^レ
余^一、來^レ往^一者^一、翰^一墨^一之^レ友^一纔^二六^一七^一人^一耳^一。
こうした記事を見ても、不満は残る。丈山が一乗寺の地を訪
れ、ここに居を構える決心をしたのが、この年の春なのか、
それともこの地に詩仙堂が完成したのがそうなのか、必ずし
も明確ではないからである。ところで、この詩仙堂の名に就
いては、木下長嘯子の歌仙堂からヒントを得た様に思われ

る。長嘯子の東山の隱宅は、本堂の拳白堂を始め、半日・独
笑・寄亭・待必楼・松洞台・鳥羽觀などの書齋楼台から成
り、猶お且つ三十六歌仙の凶像をかけ列ねた歌仙堂もその一
画を占めていたと言う。この歌仙堂から影響を受けたであろ
うことは、単にその名の対義性という点からだけでなく、三
十六歌仙の凶像に対する三十六詩仙の凶像を詩仙堂に掲げた
点からも容易に察せられるのである。但し、この点に就いて
も、推測の域を出ない憾みがある。尚お、丈山の七律「草
堂已^レ成^レ喜^一、雒陽^一知^レ旧^一所^一訪^一」(『正集卷』卷之二)は、詩仙堂
の落成を祝い、(『文寶詩客』(同七律の第二句目)を招いて催
された雅宴で詠まれたものである。詩中、「林^一問^レ松^一葉^一筆^一
芝^一茵^一」とあるから、詩仙堂の落成は秋のことであったとも
思われるが、前述の如く確証はない。『年譜』には、三十六
詩仙凶像に就いて触れられているが、その完成は翌十九年の
ことである(後述)。

付記

本稿には、誤謬・不充分の点多々存すると思われるが、筆者として
は、あくまでも第一段階の礎稿であり、識者の御批正を期待するととも
に後日を期したい。

尚、本稿は、石島勇氏と多年に渡る輪読、訪書旅行を重ねた結果の一
部である事を明記する。